

新編 中國通史


742-102

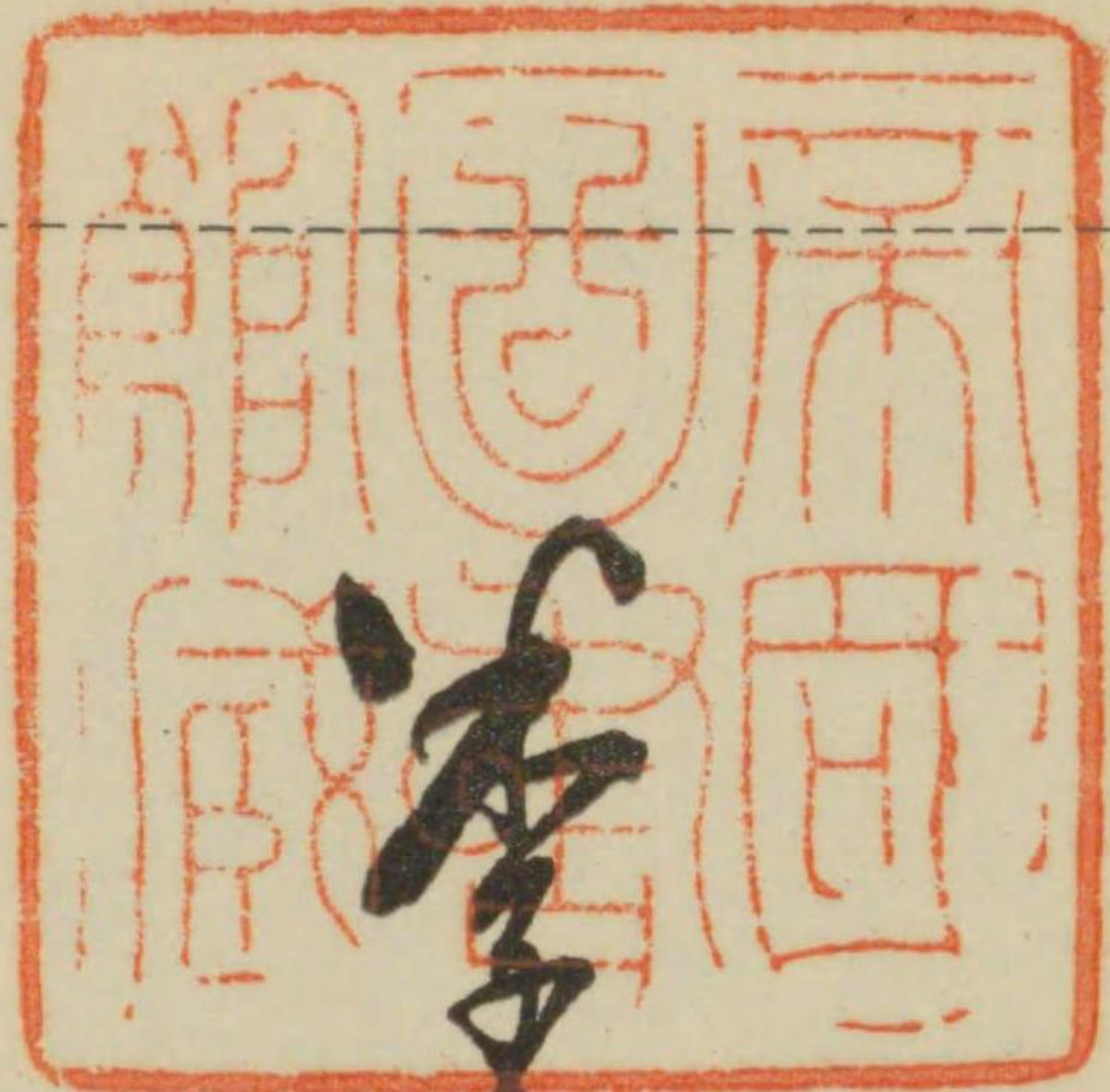


1200501592149

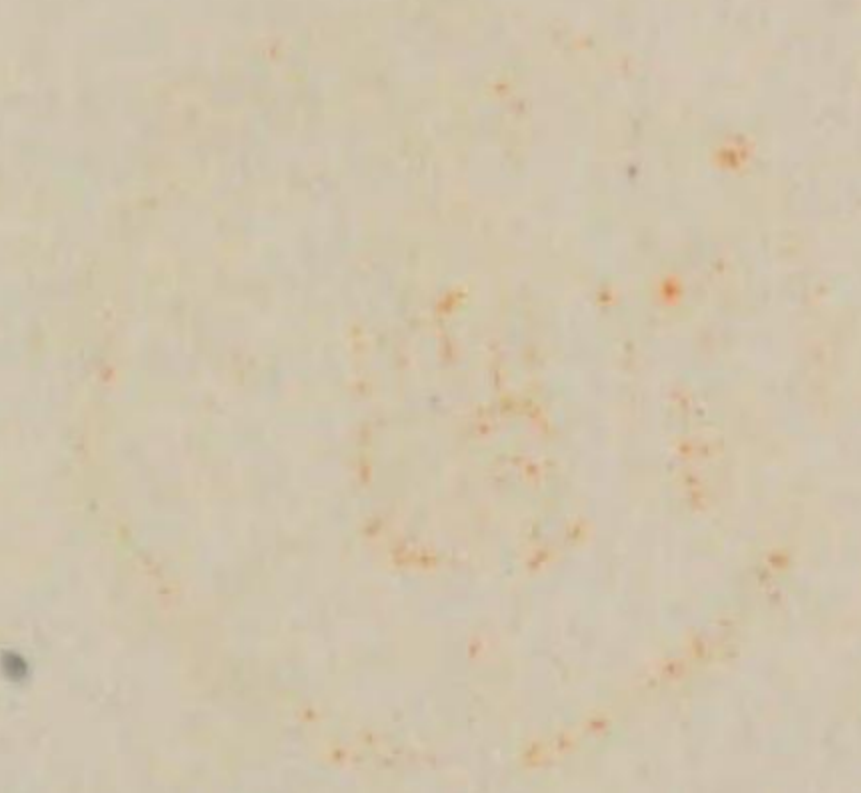
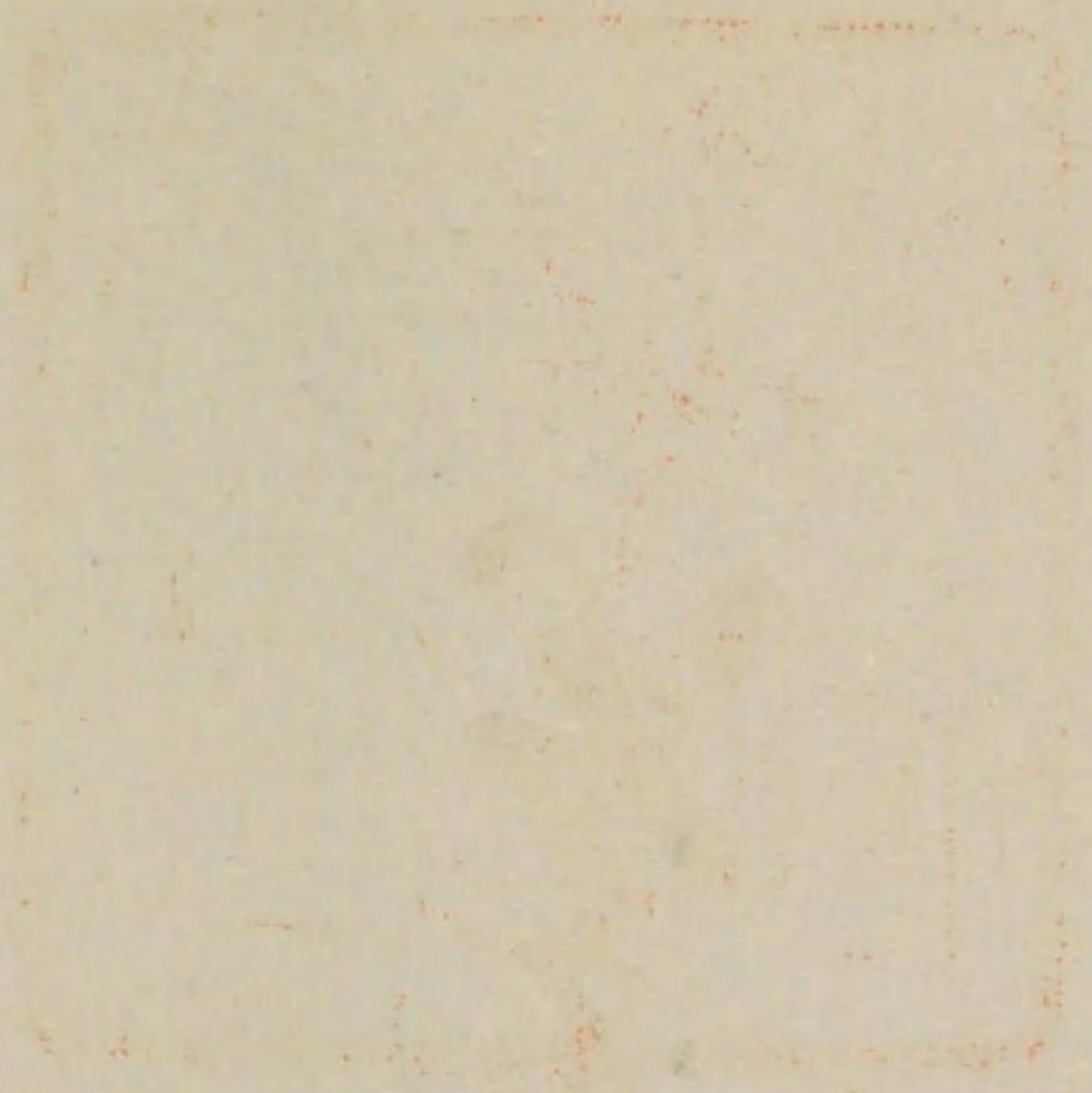
2

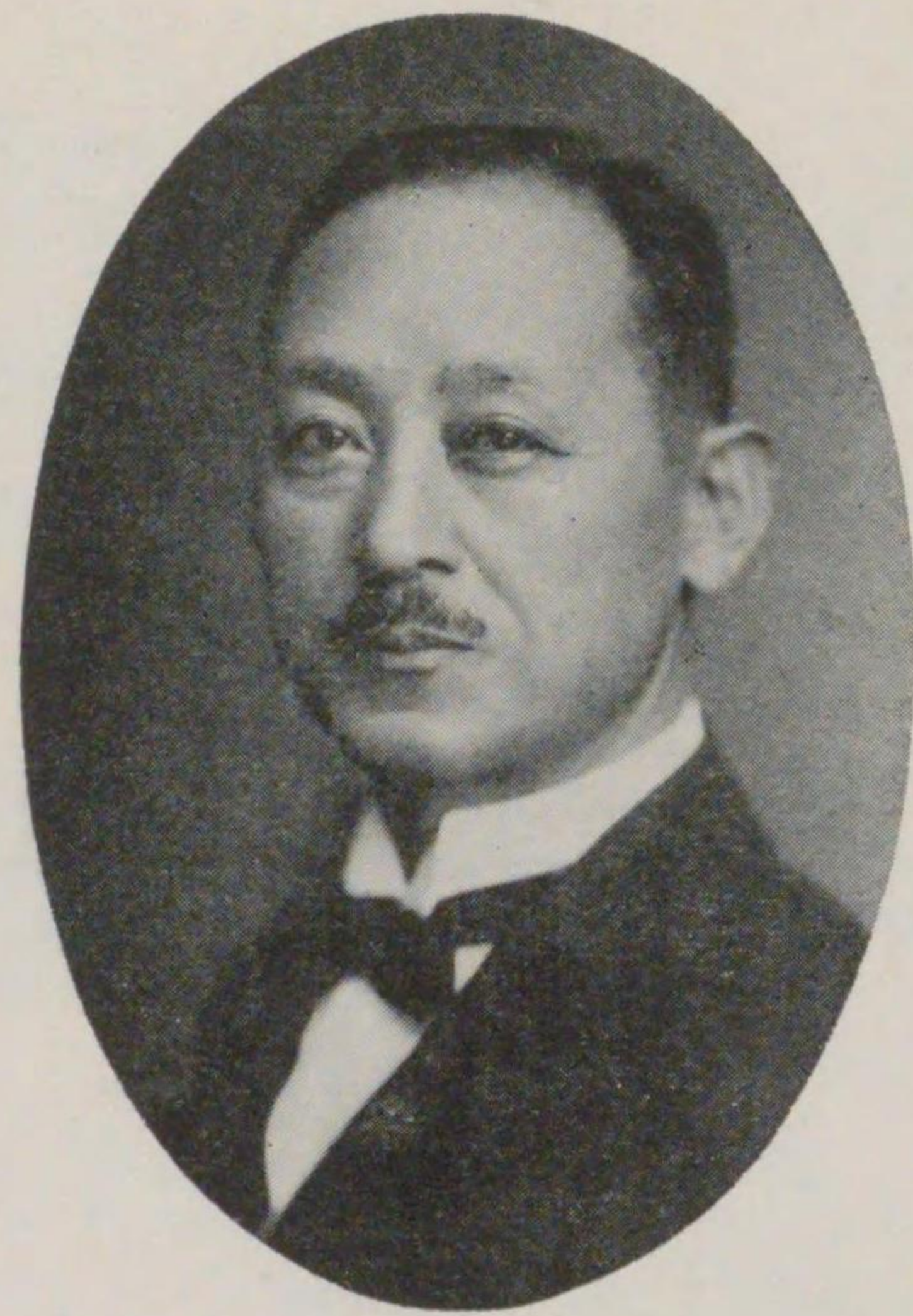
102



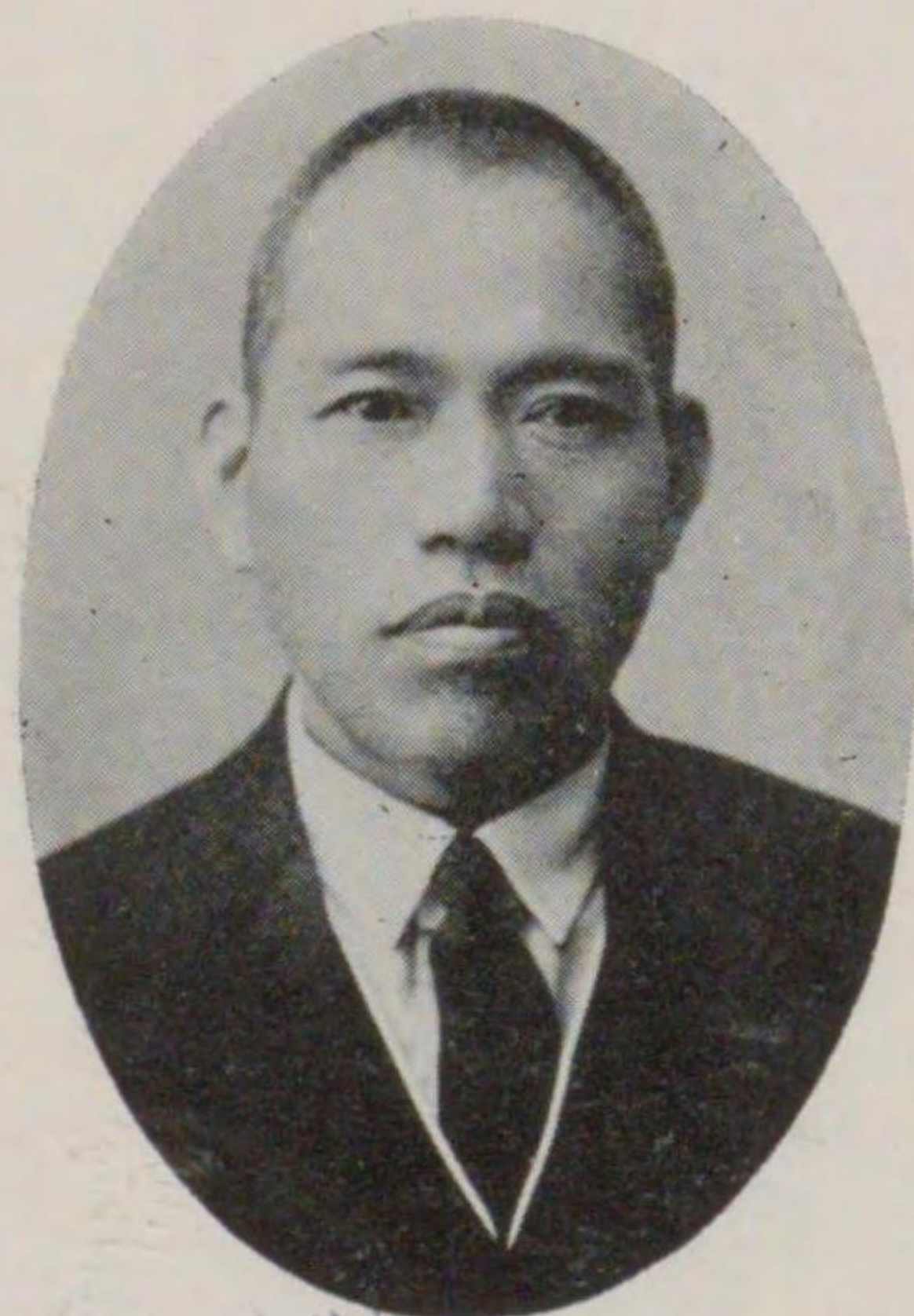


清華大學圖書館藏

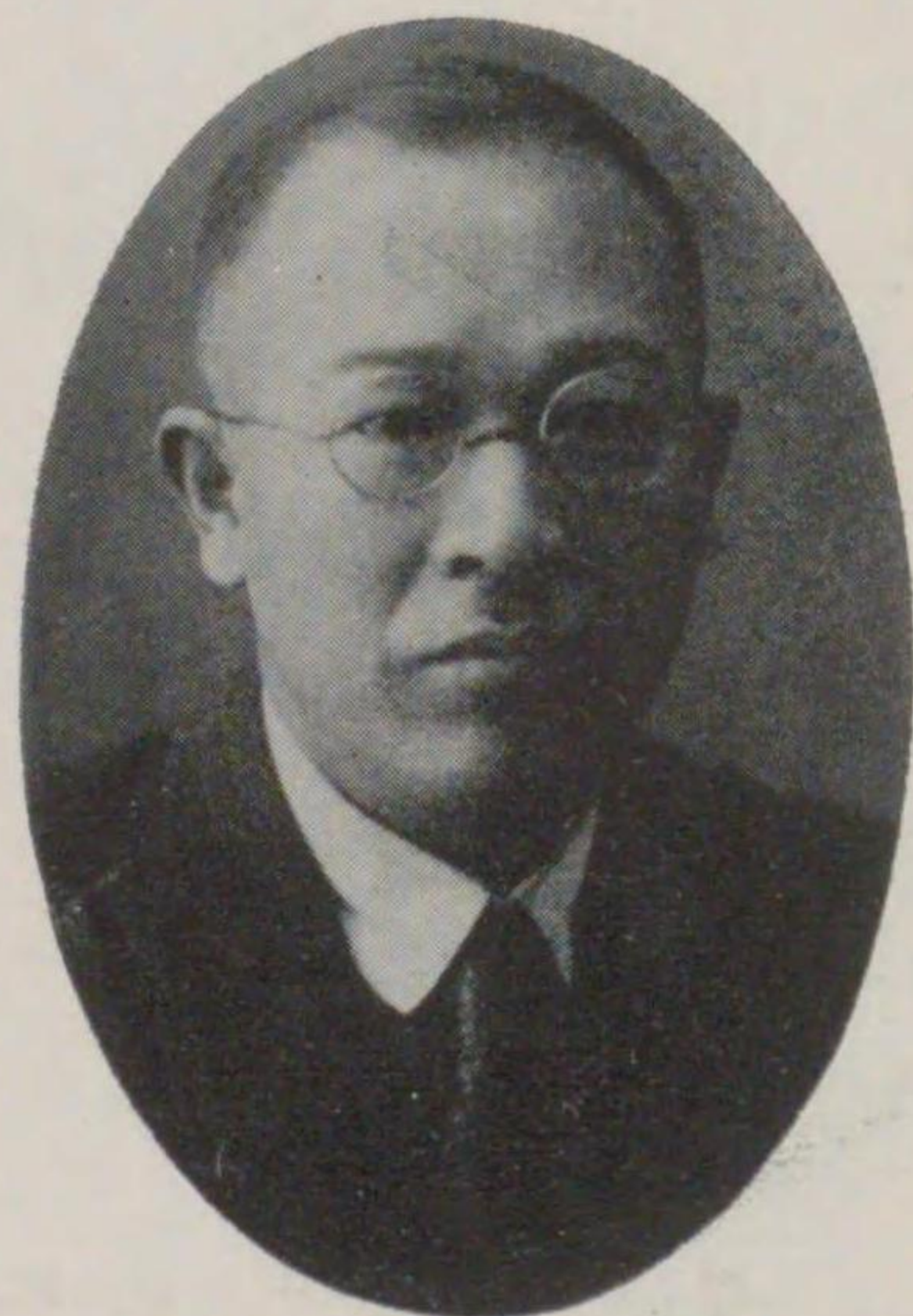




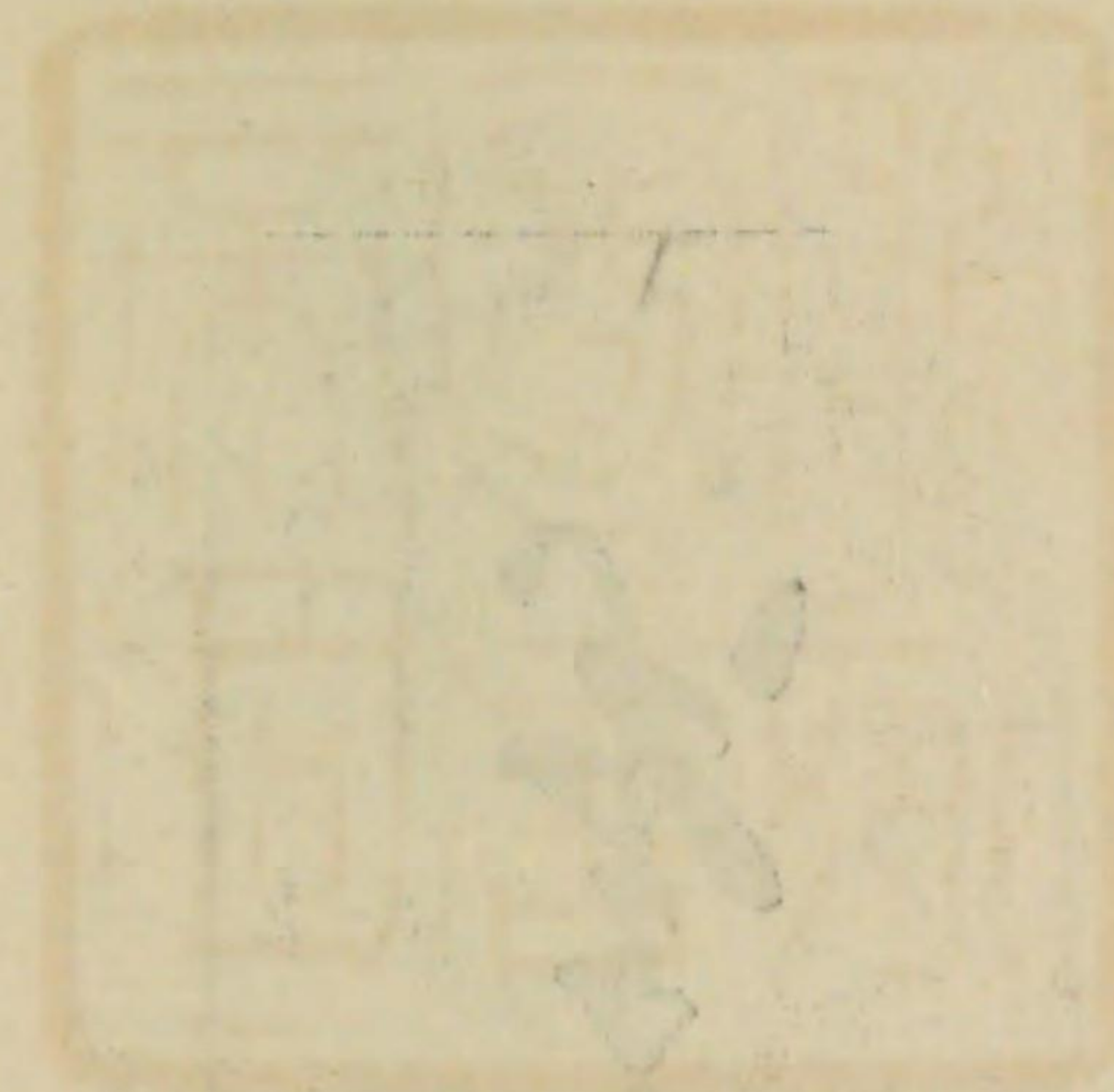
期三第 期二第 期一第
長 市
彦 常 尾 西

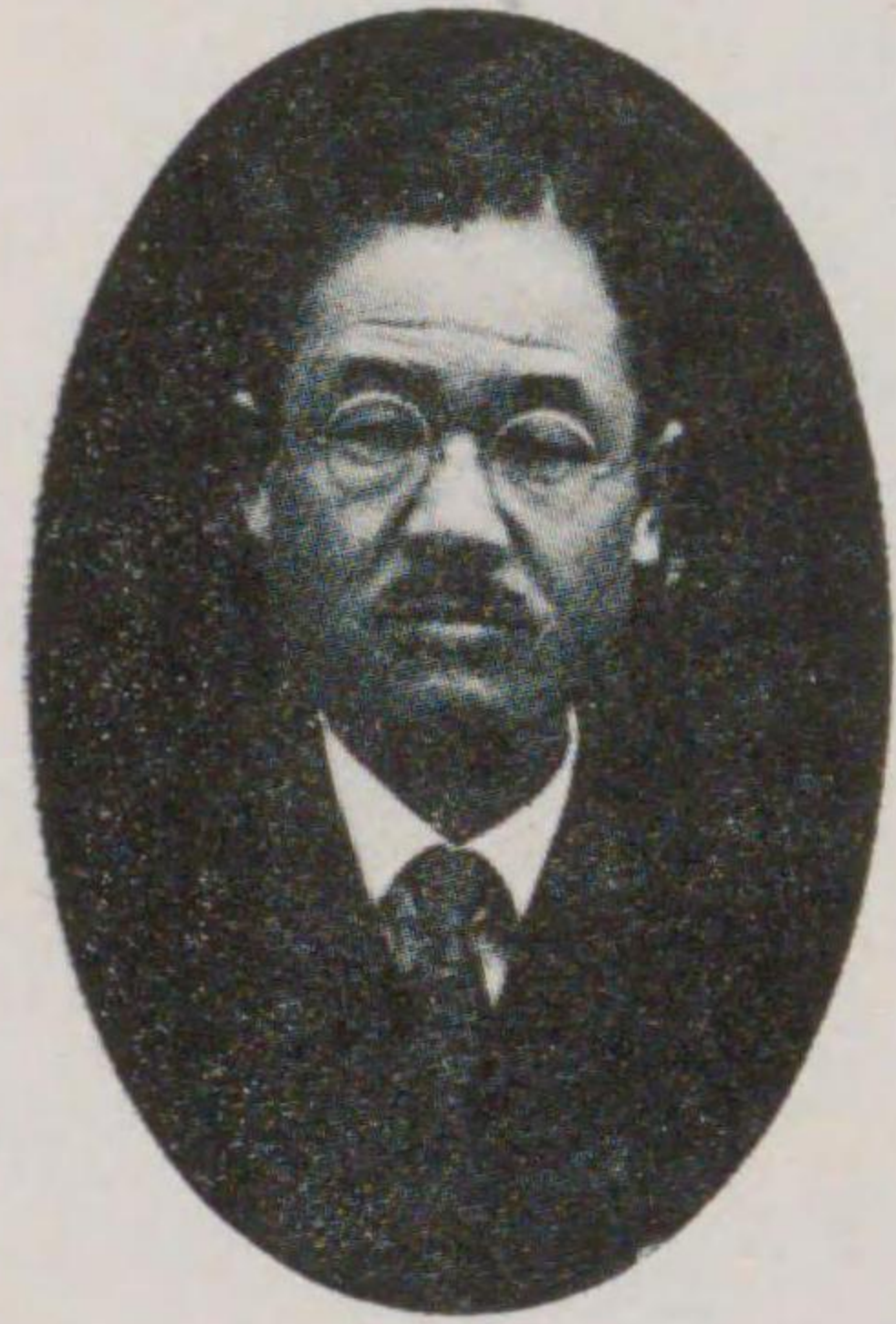


期三第 期二第 期一第
役 入 收
一 富 島 鹿



期三第 期二第 期一第
役 助
郎 一 龍 江 堀





期 二 第
長 議 會 市
市 武 口 坂



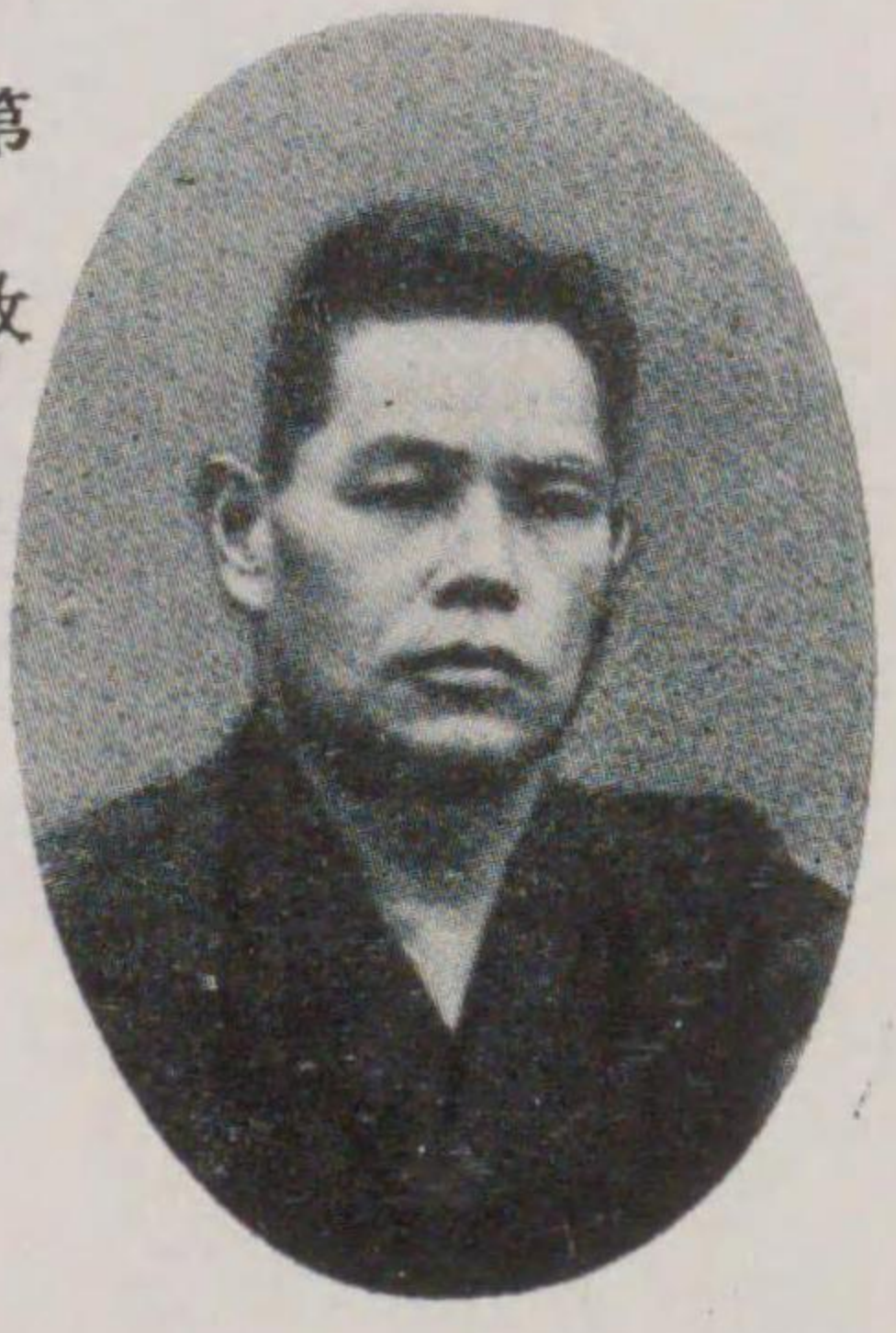
期 三 第 期 一 第
長 議 會 市
德 光 藤 遠



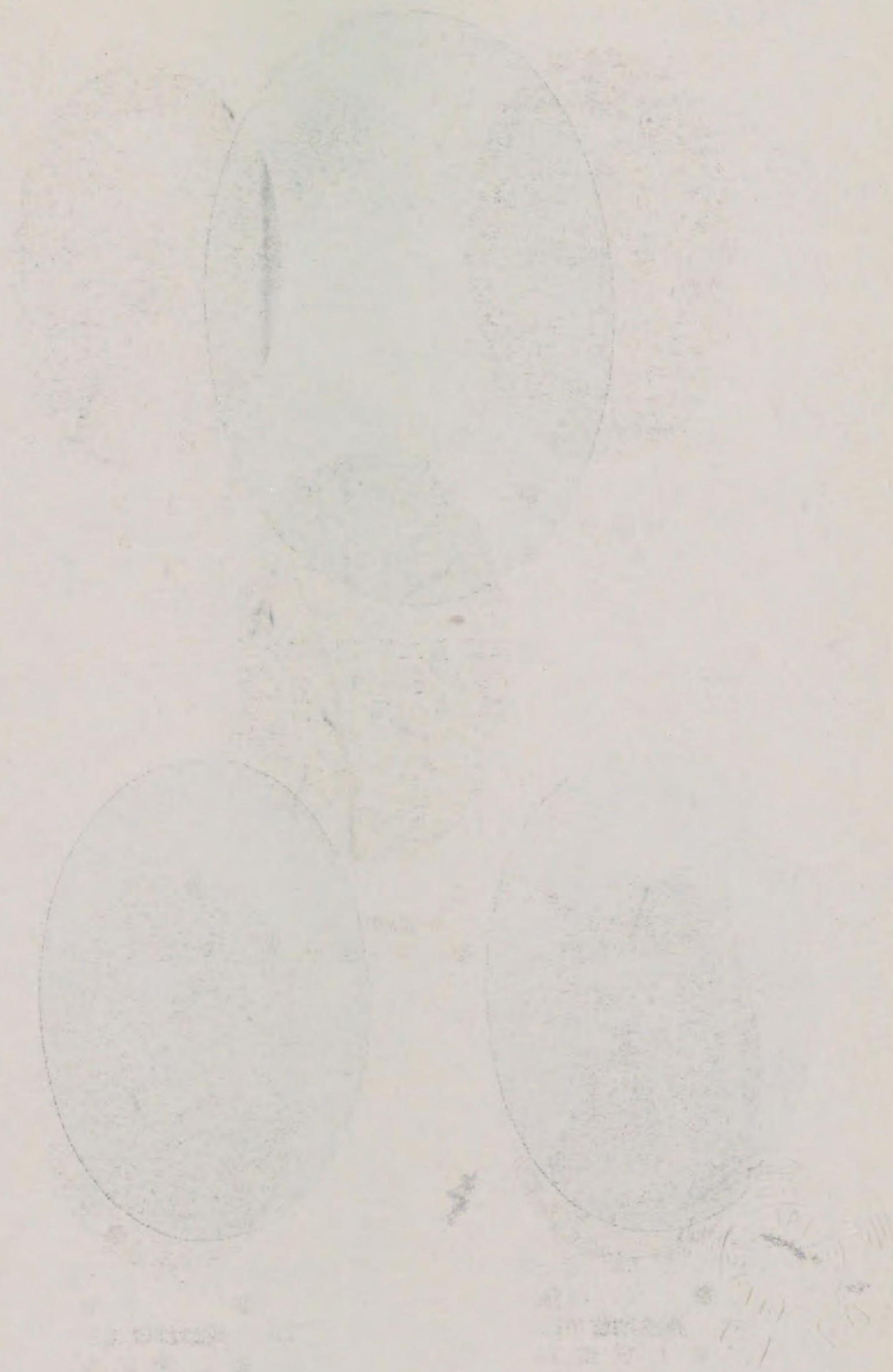
期 一 第
長 議 副 會 市
衛 兵 伊 森 故



期 三 第
長 議 副 會 市
進 之 章 田 石



期 二 第
長 議 副 會 市
助 之 勝 部 服





者勞功治自
耶次榮好三



者勞功治自
次且羽丹故



者勞功治自
耶四幸邊綿



者勞功治自
耶太萬田仙故



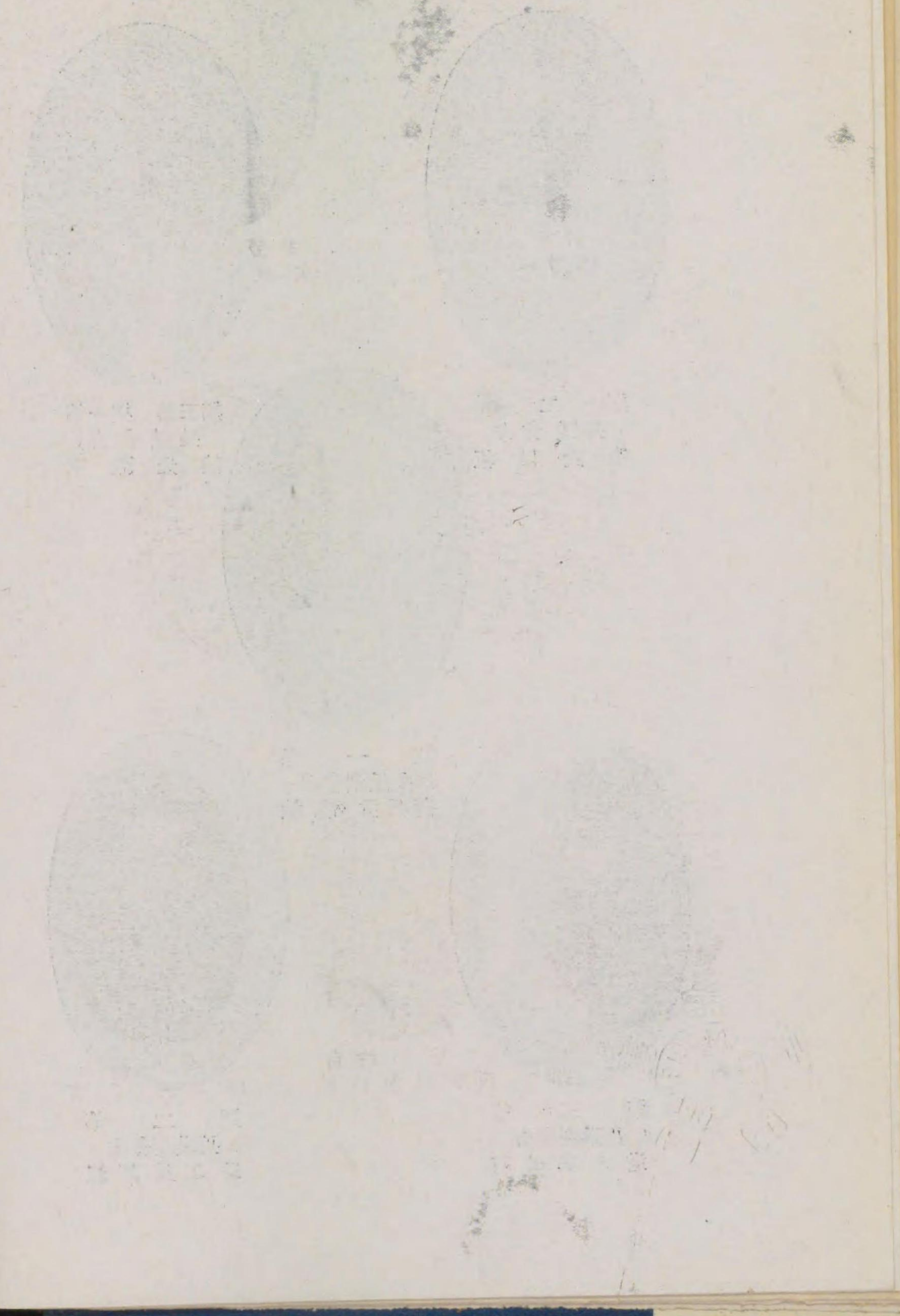
者勞功治自
內久關



者勞功治自
耶次定內山故



者勞功治自
耶五惣口坂





者附寄場行飛子米
賜下賞褒綬紺
郎三彦藤後



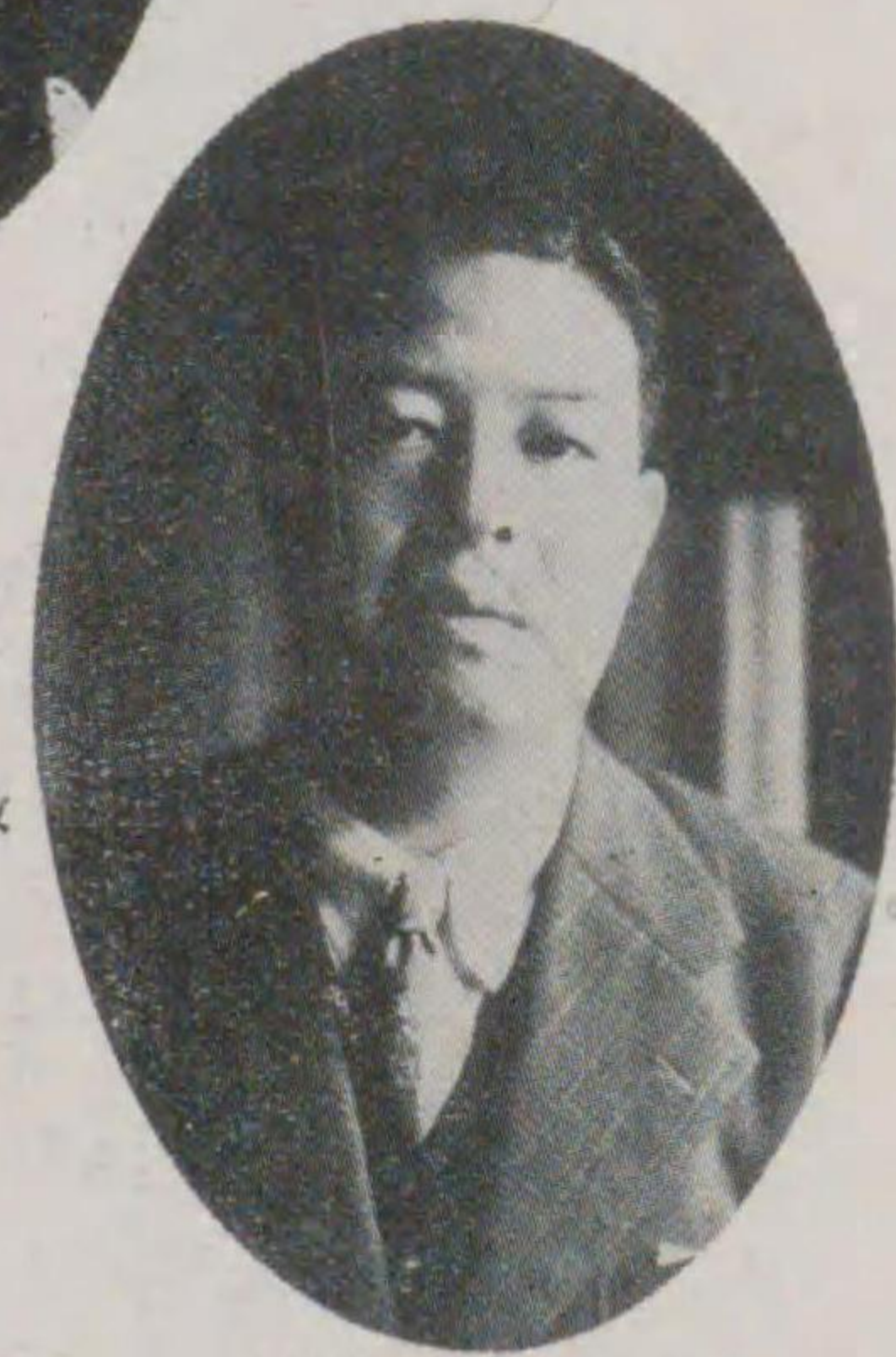
者附寄校學蠶商
賜下賞褒綬藍
賞褒綬紺
衛兵平口坂故



校學業工
道水上
者附寄額多
及賞褒綬紺
賜下板飾
藏豐口坂故



者附寄場行飛子米
藏鐵木高



者附寄園公山湊
郎太清口坂



者勞功治自
郎次元田保久



者勞功治自
衛直根山



者勞功治自
吉豐藤加故



者勞功育教
松代千木鈴故



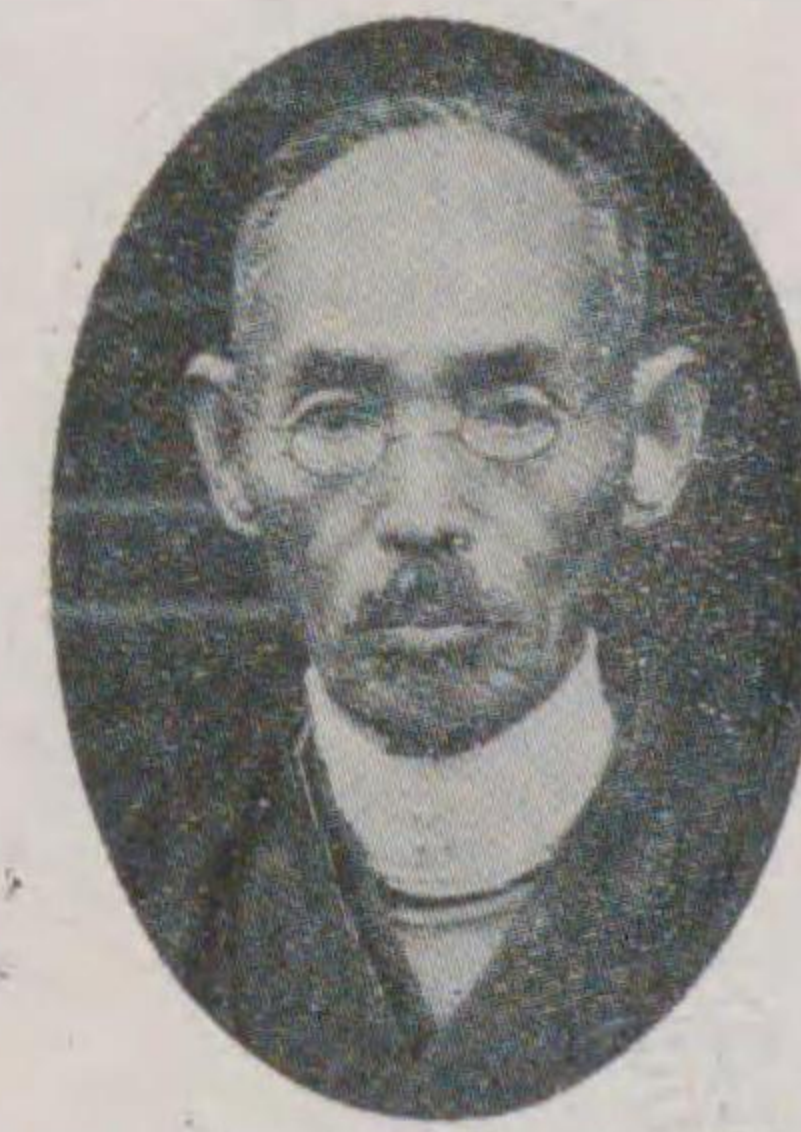
者勞功育教
郎次重田前故



者勞功業事會社
郎太真井福

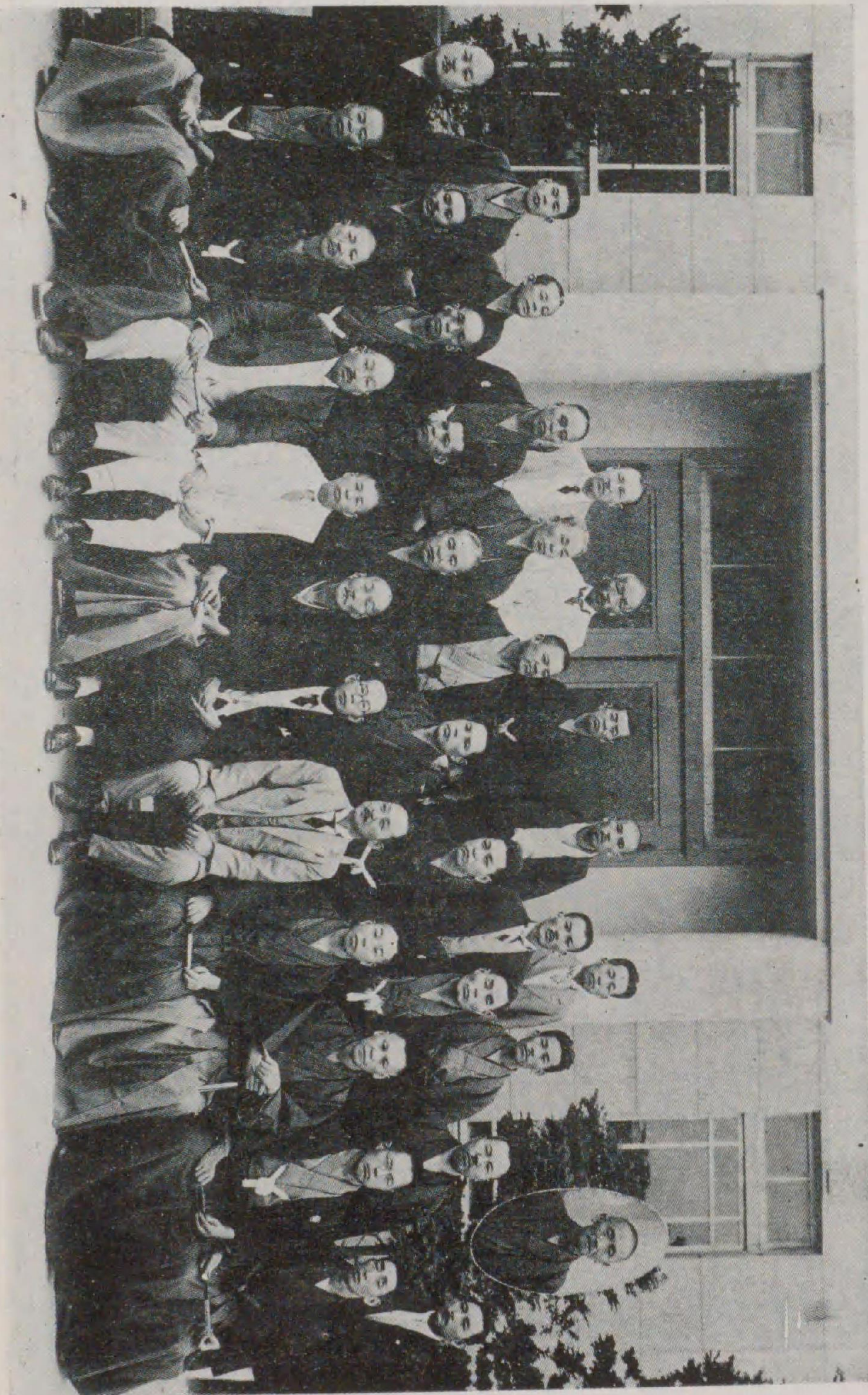


者勞功育教
壽鶴古西



者勞功育教
靜藤內

第一屆市議會員



合元吹
併車野
功尾野
勞村麻
者長次



合元吉故
併住岡
功村筆
勞長太
者長郎



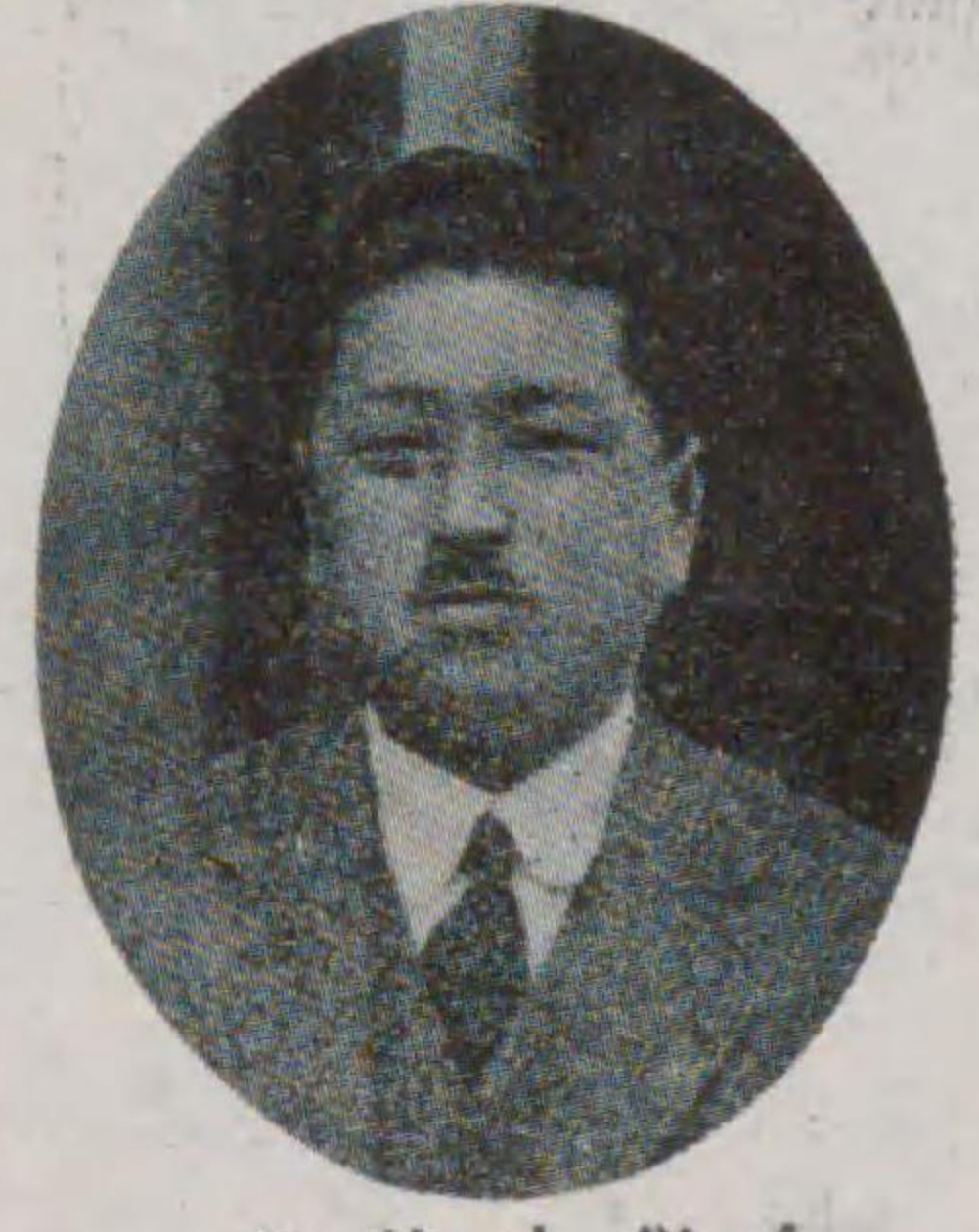
合元深
併車田
功村福
勞助藏
者役藏



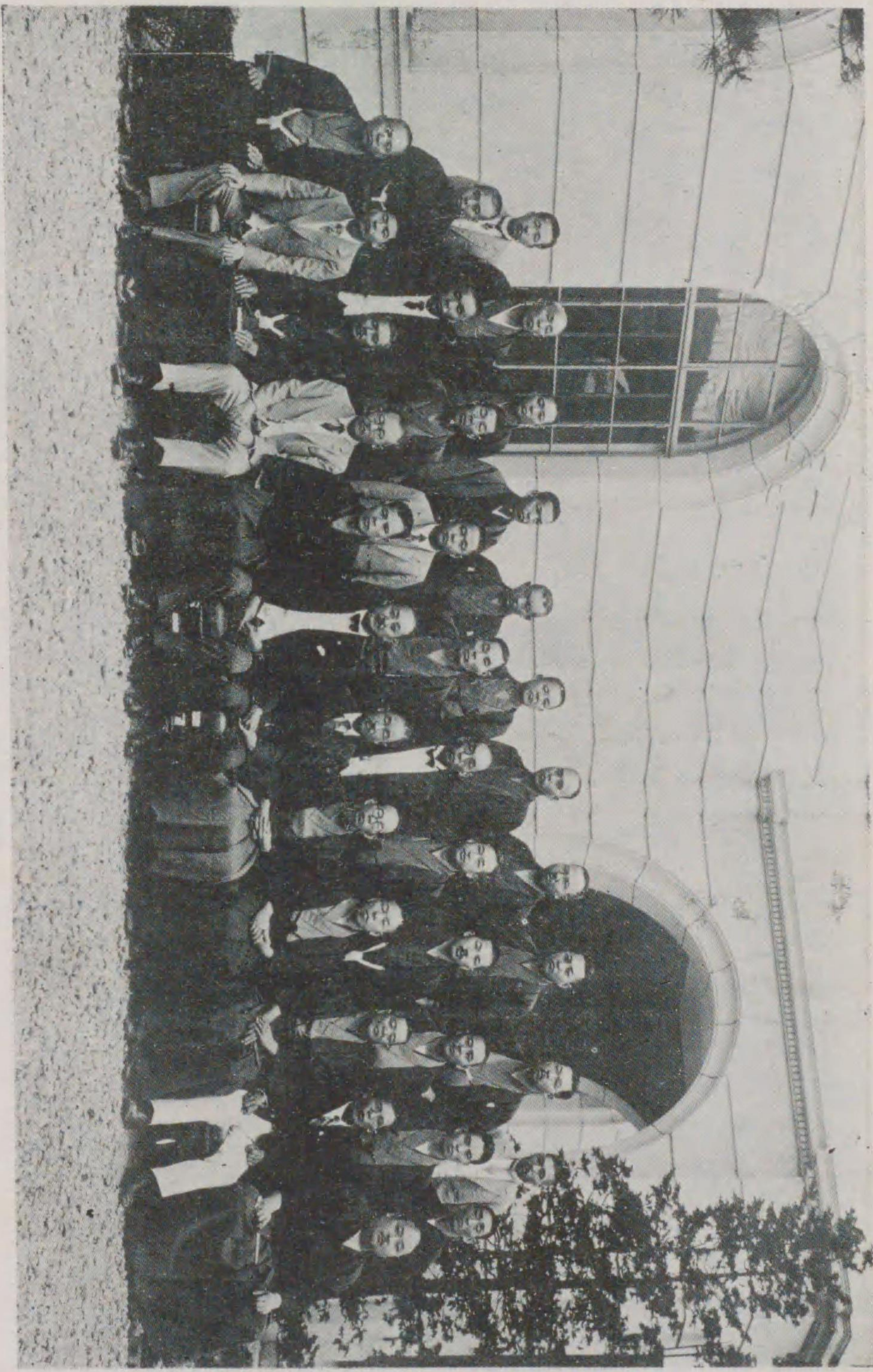
合元鷺
併村見
功助太
勞役郎
者役郎



合元齋
併車古
功村齋
勞入德
者役治



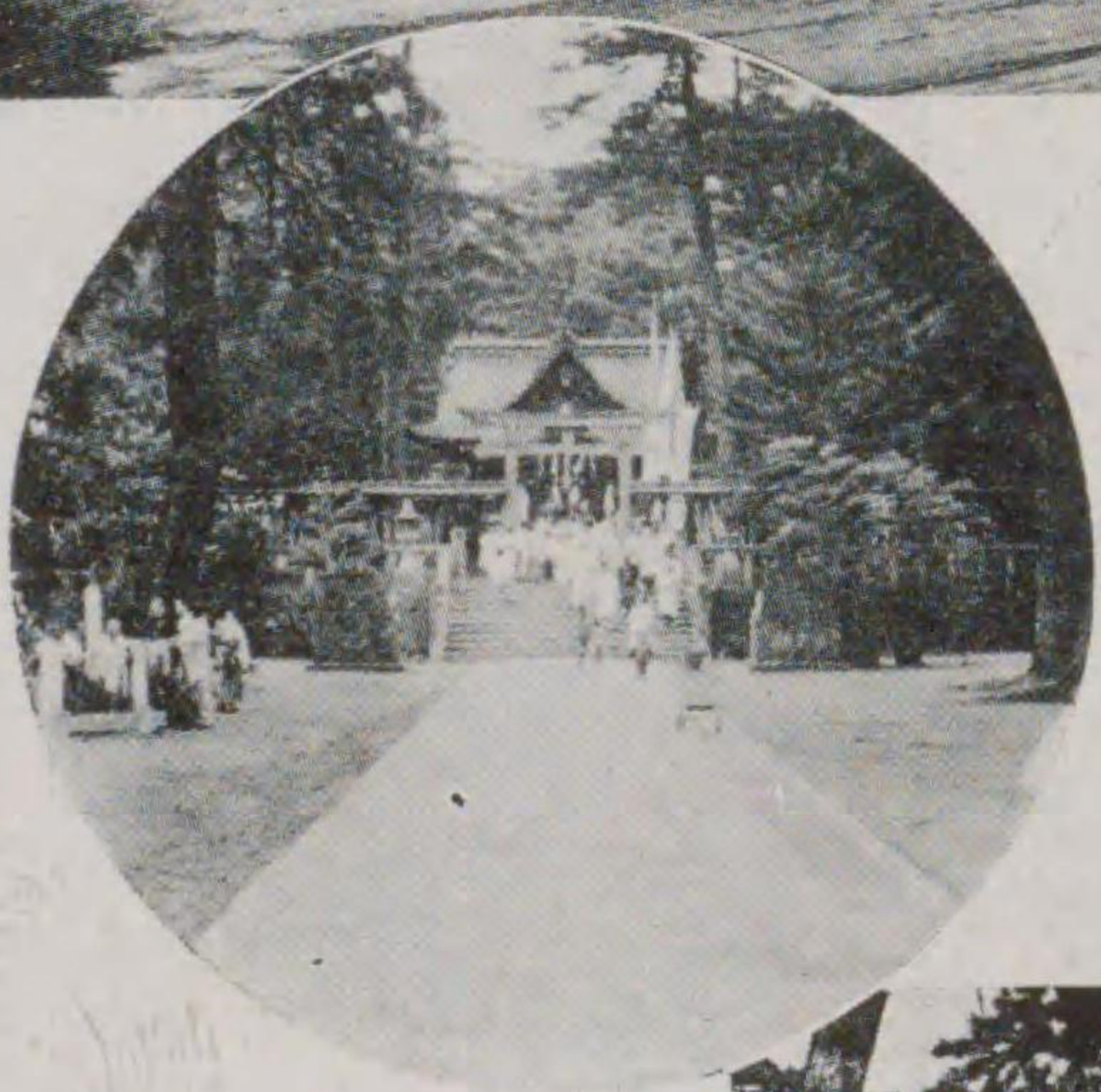
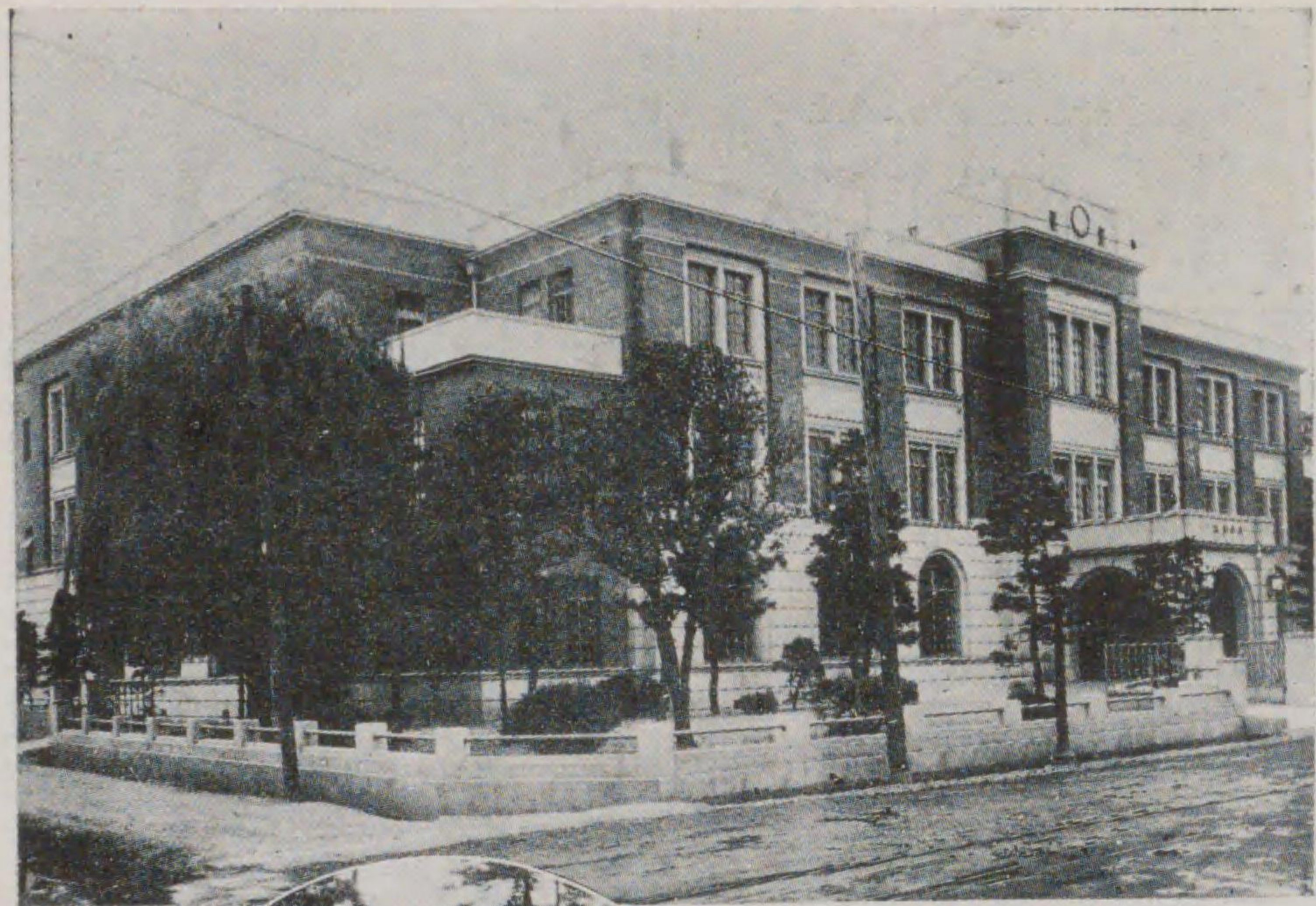
合元廣
併村江
功收和
勞入一
者役一



員議會市期二第



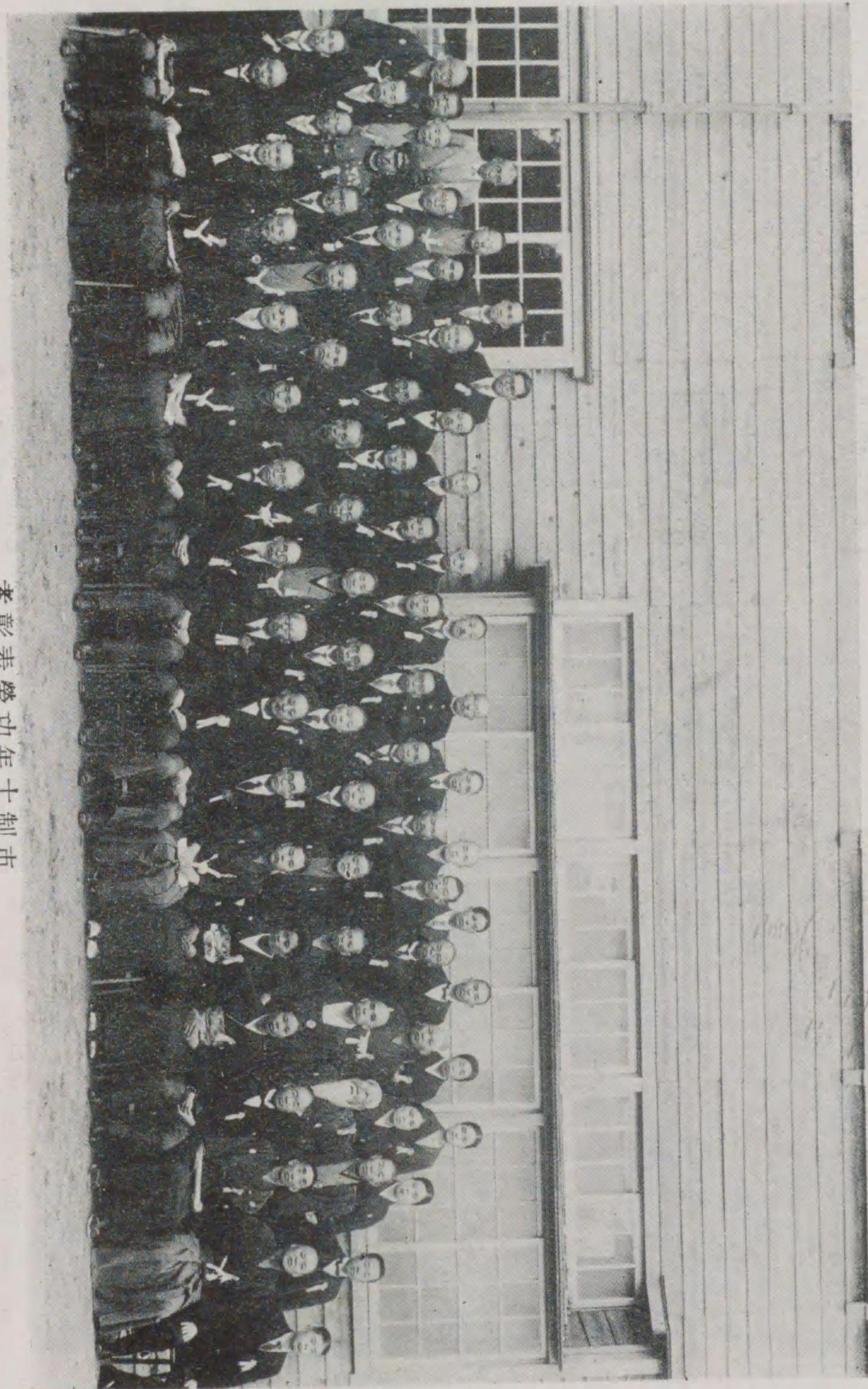
員議會市期三第

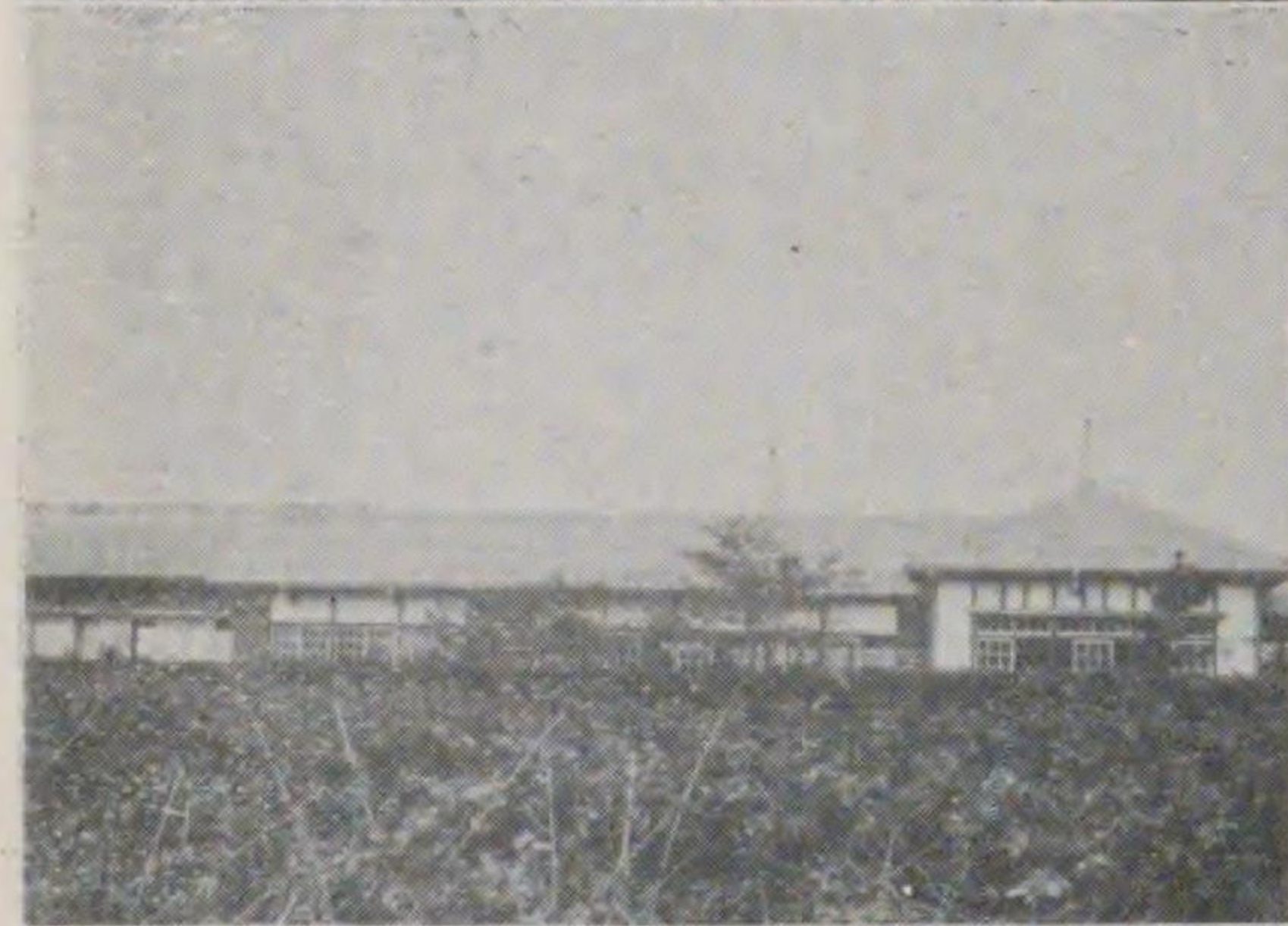
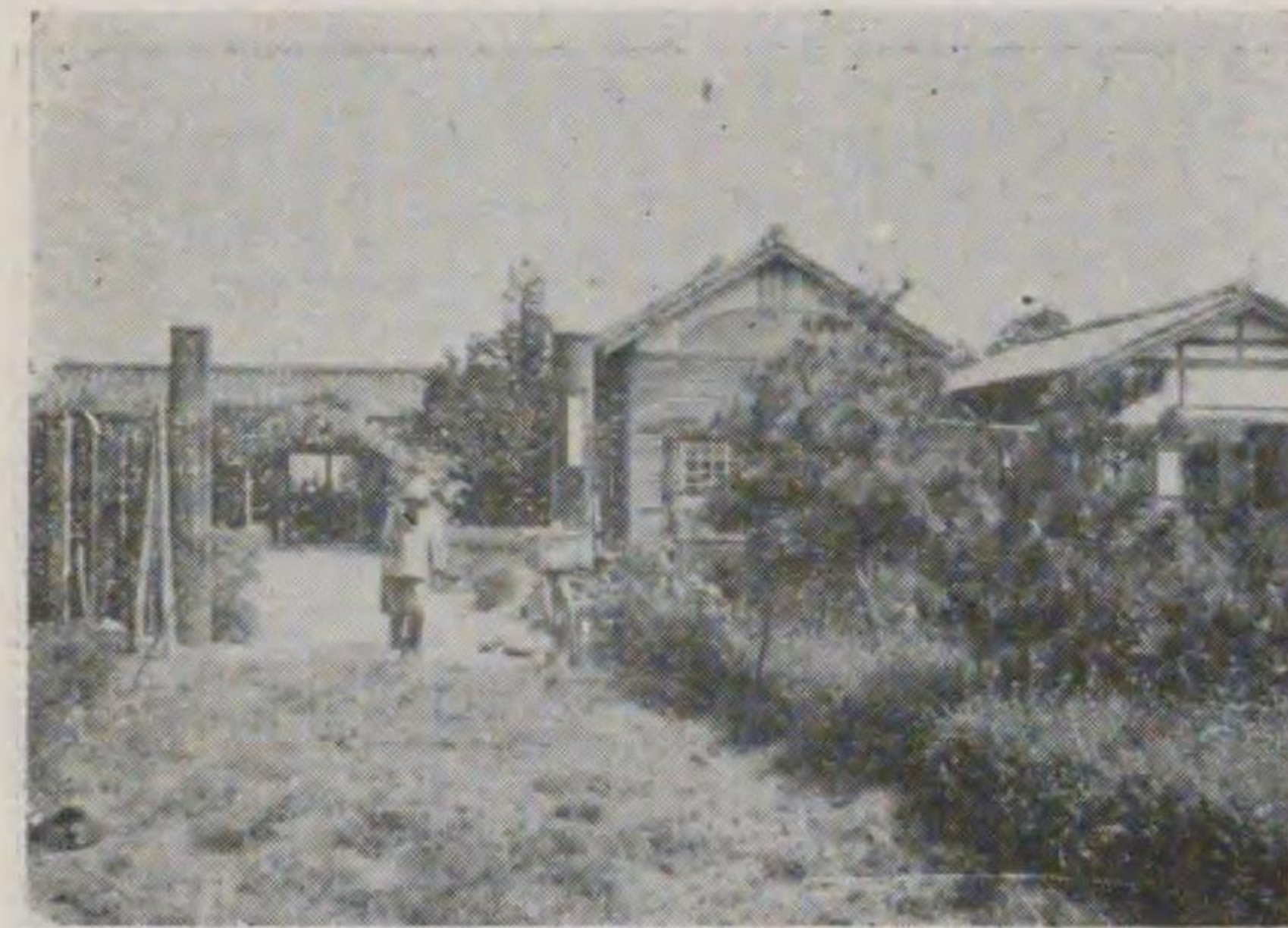


上中市廳舍
中勝田神社
下鳳翔閣

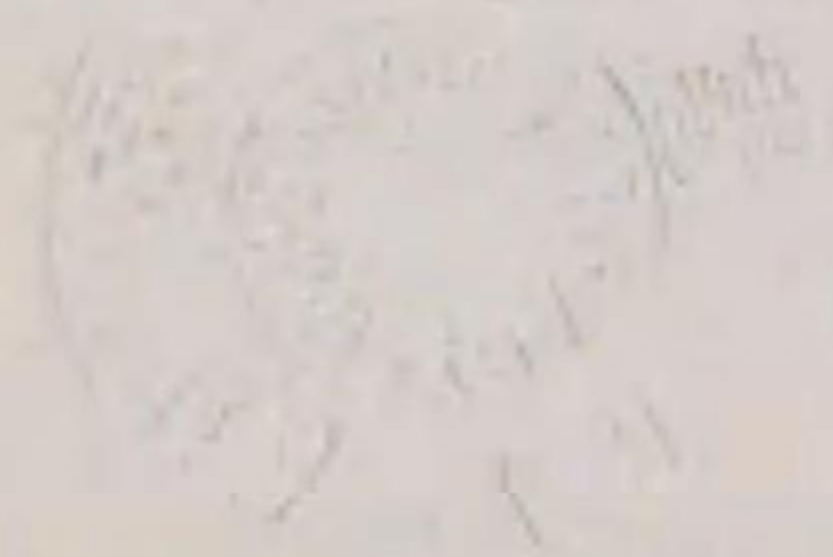


市制十年勞表彰者

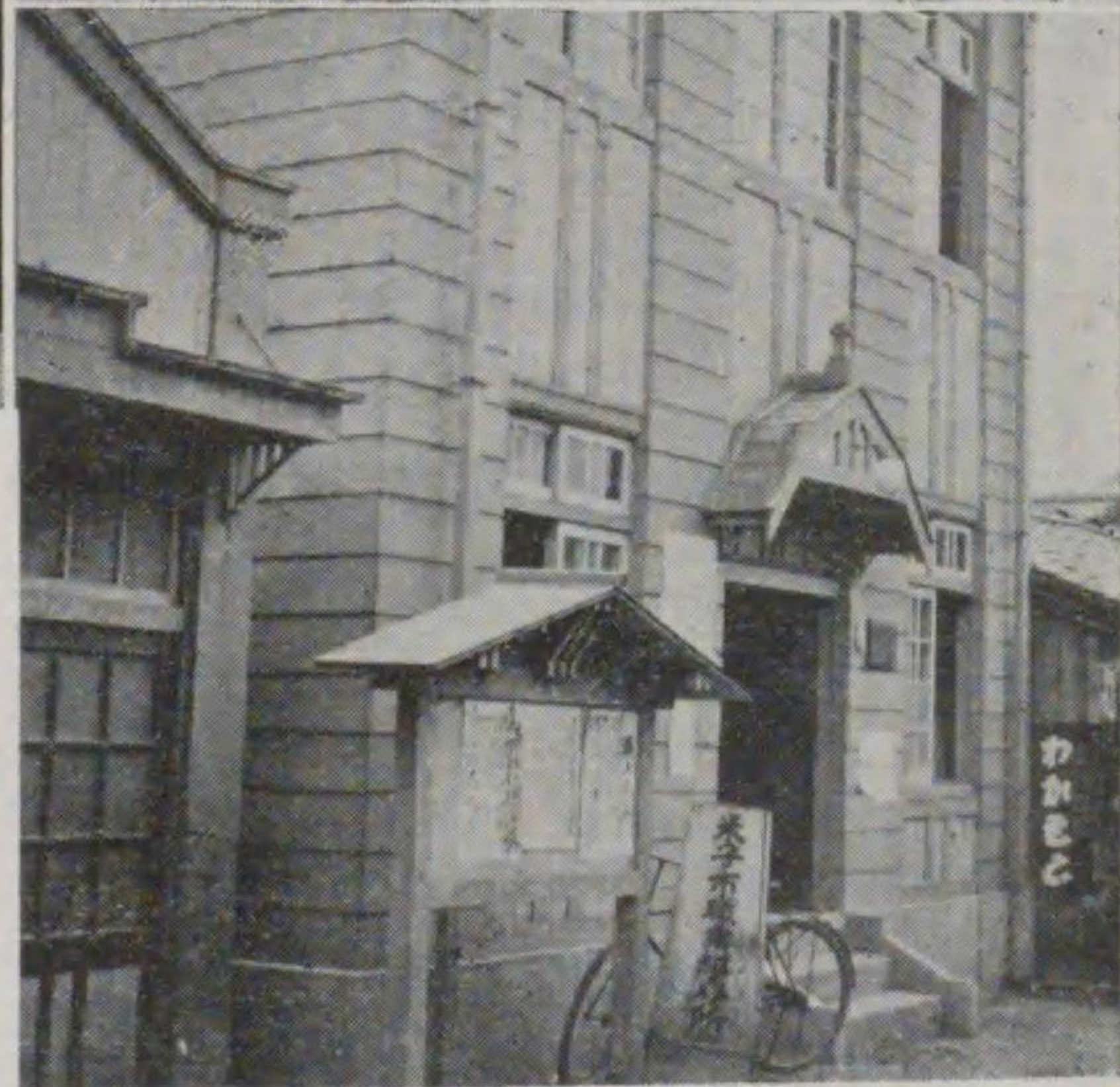
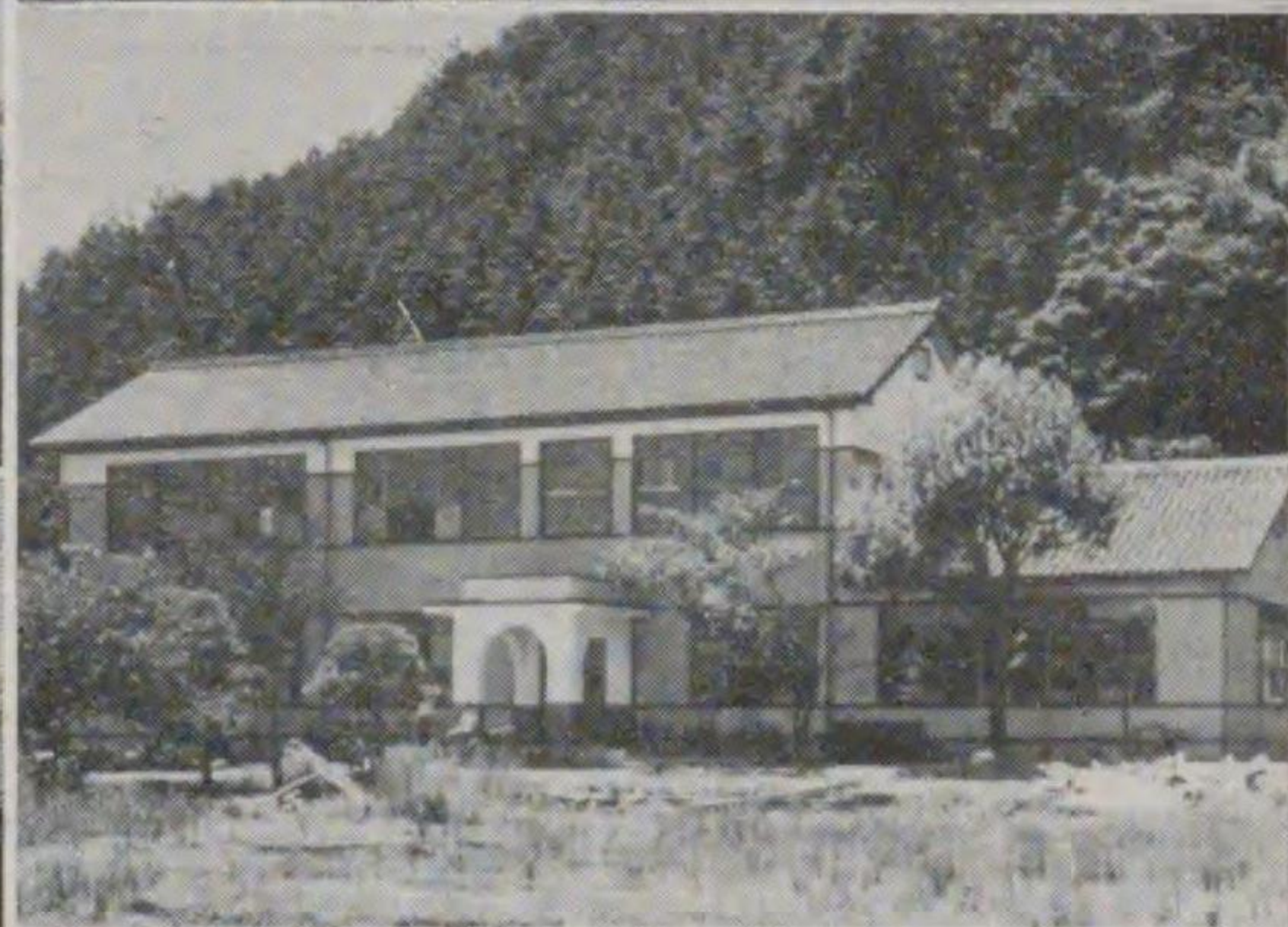




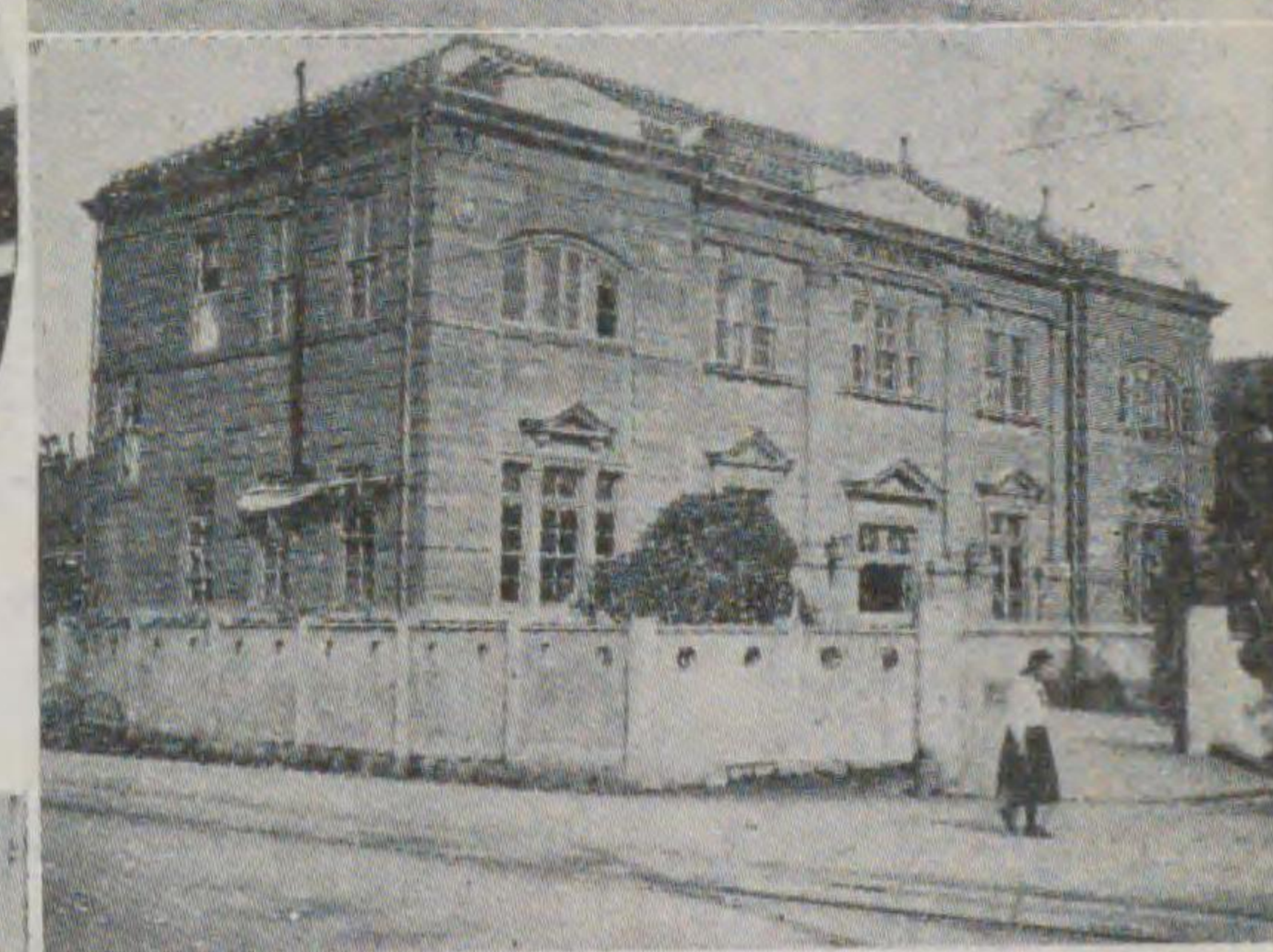
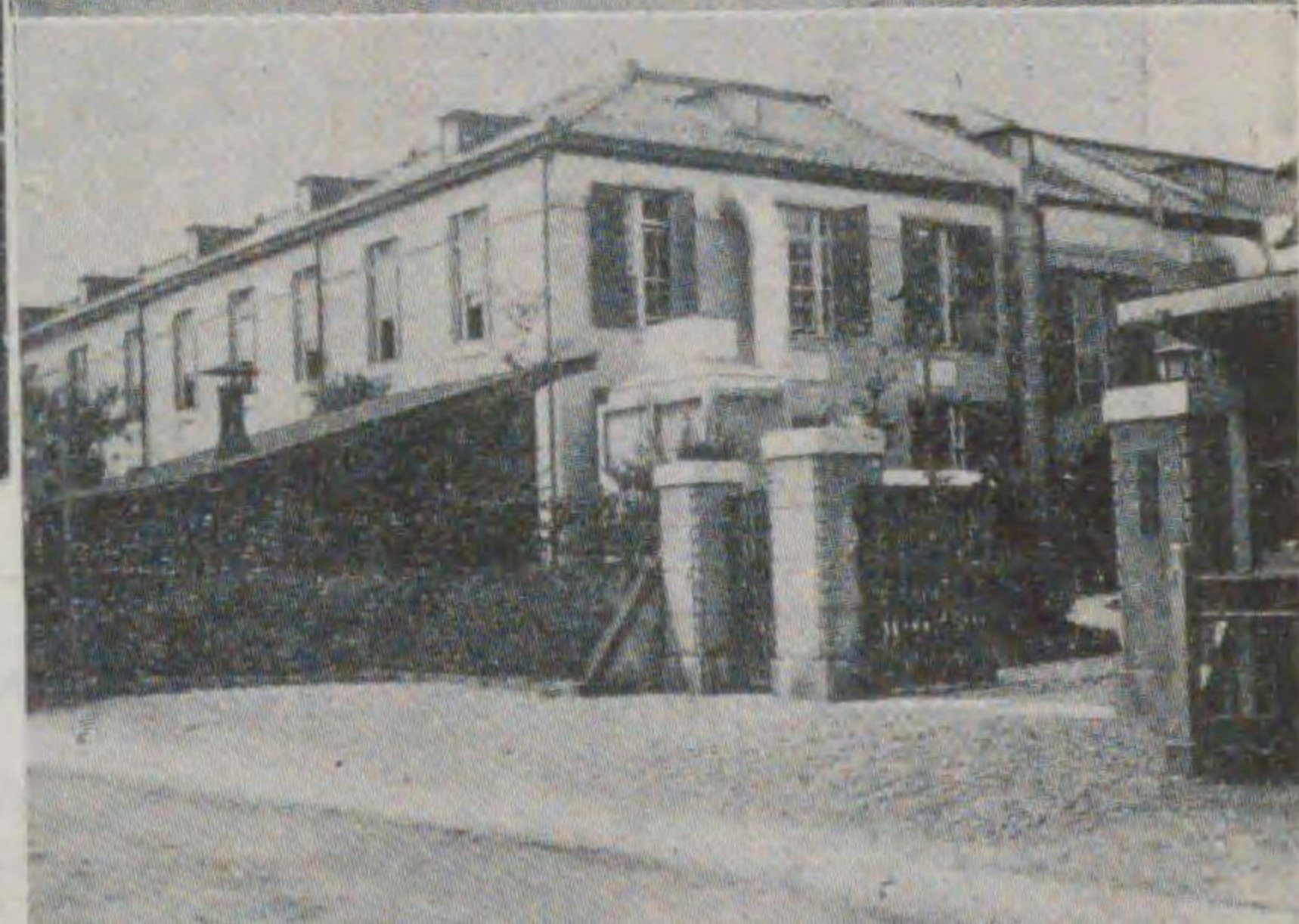
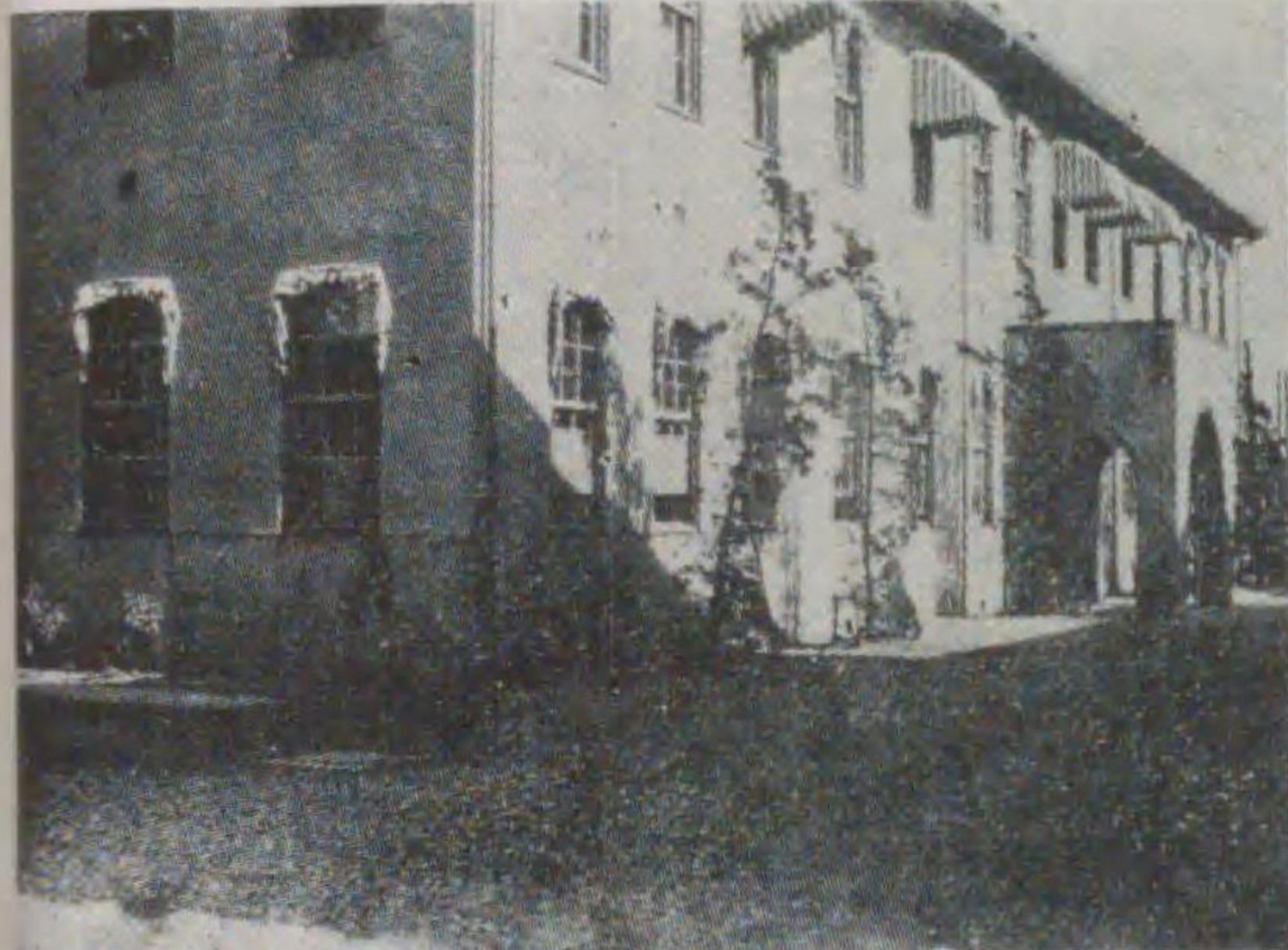
場分伯西場驗試事農縣取鳥 上
所支子米所締取業蠶 中
所藏貯種蠶 下



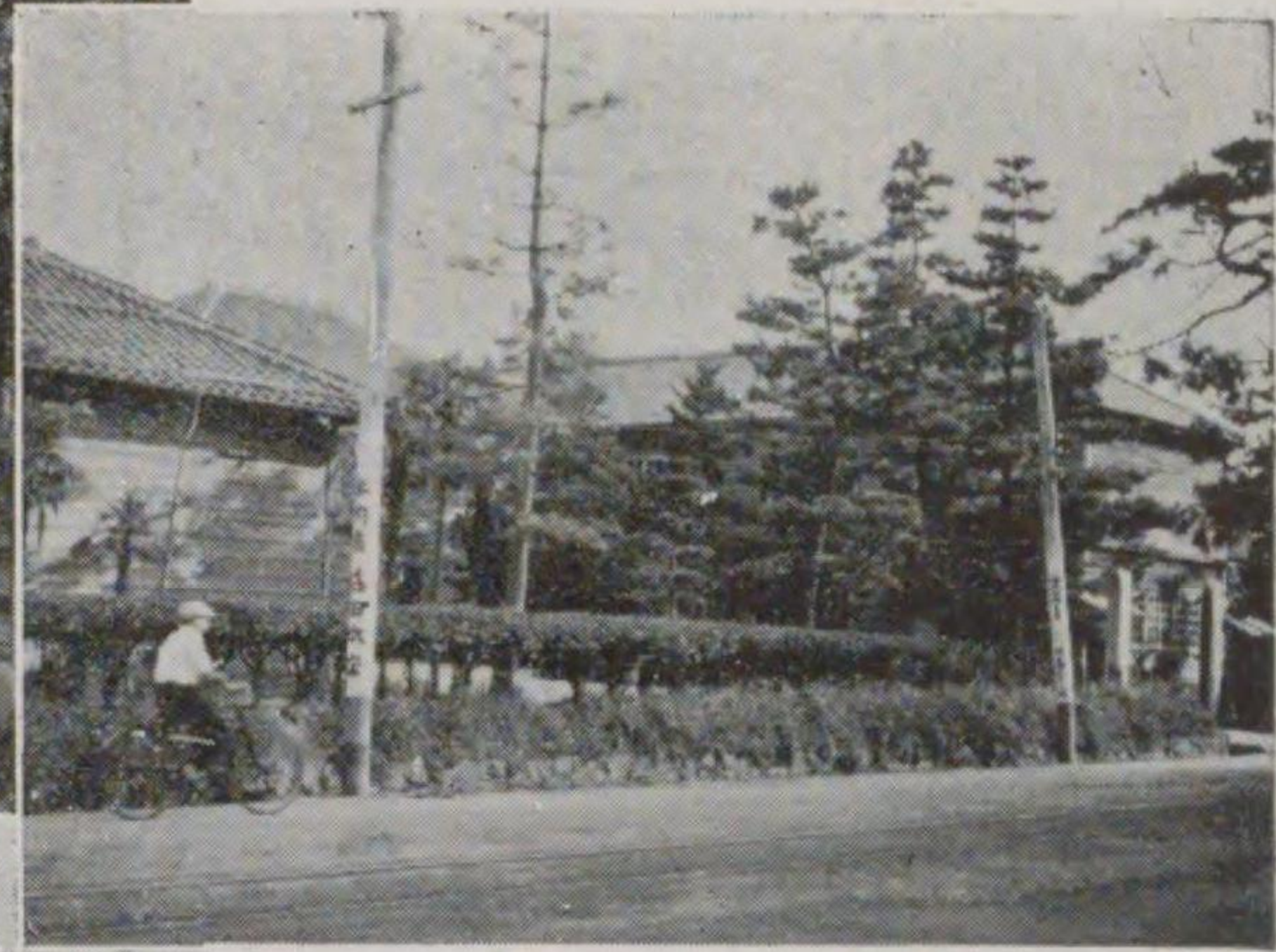
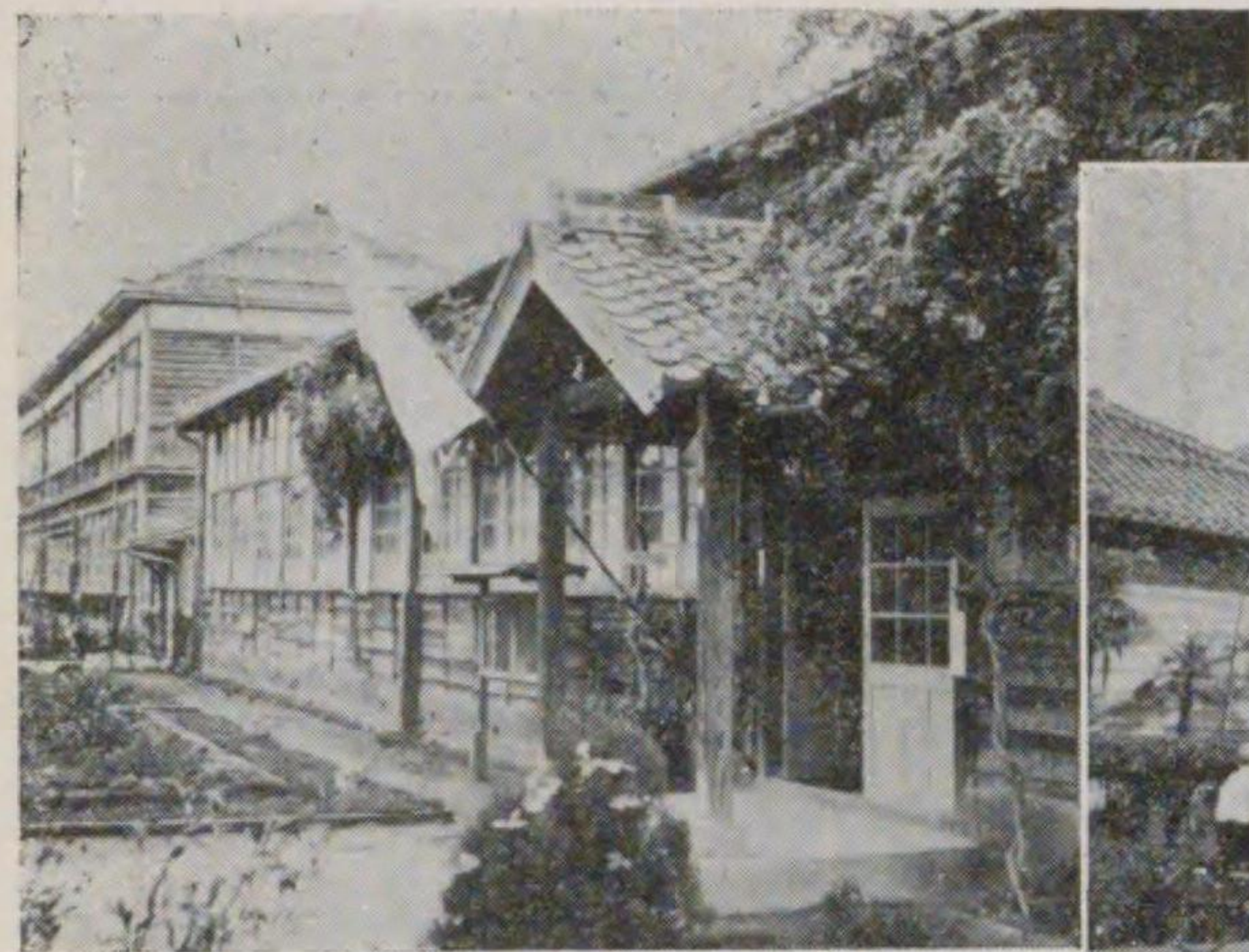
署察警子米上
所務事同共業産治自伯西中
所介紹業職子米下



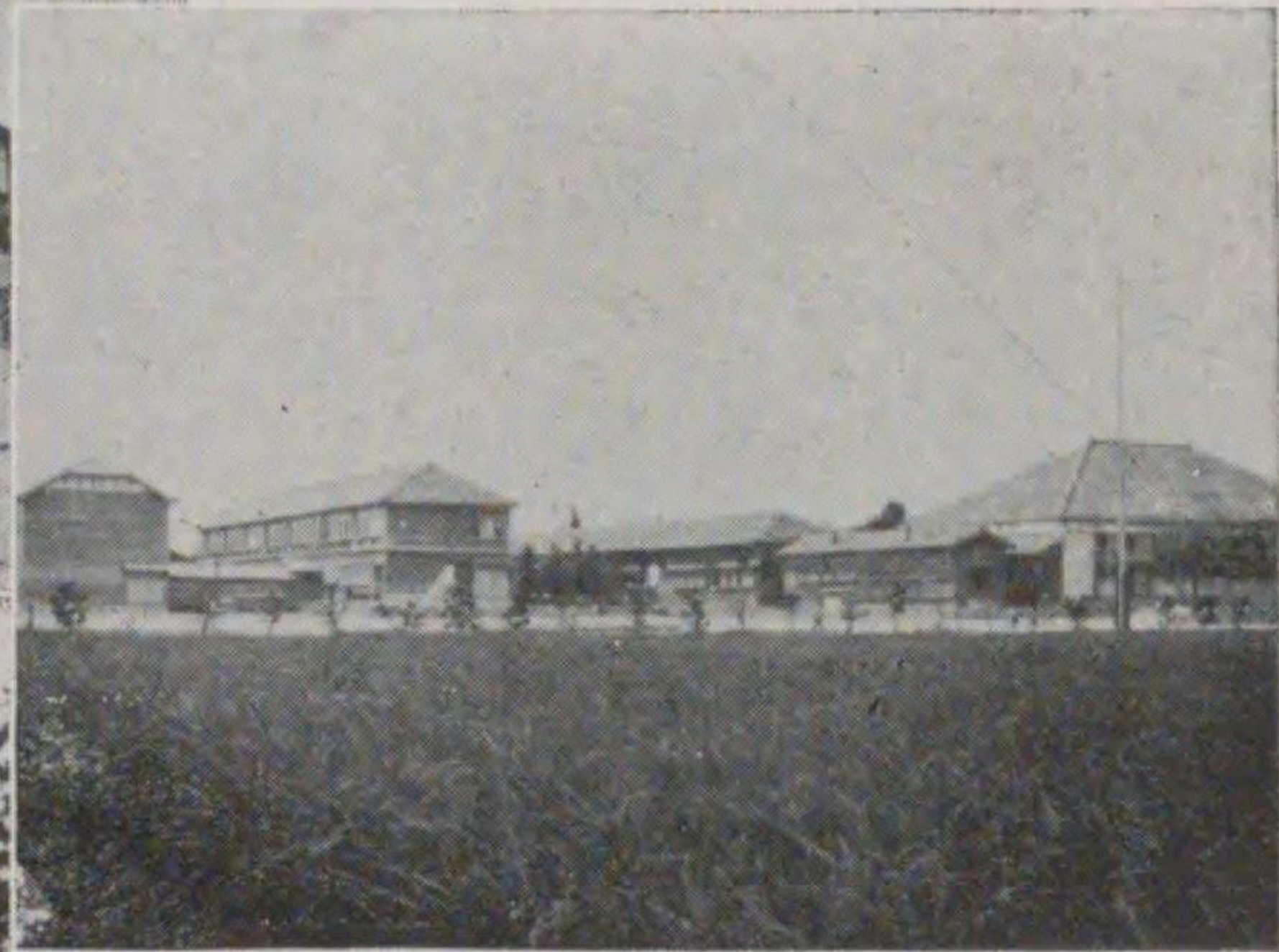
所務事線保輸運子米上
局便郵子米中
所判裁區子米下



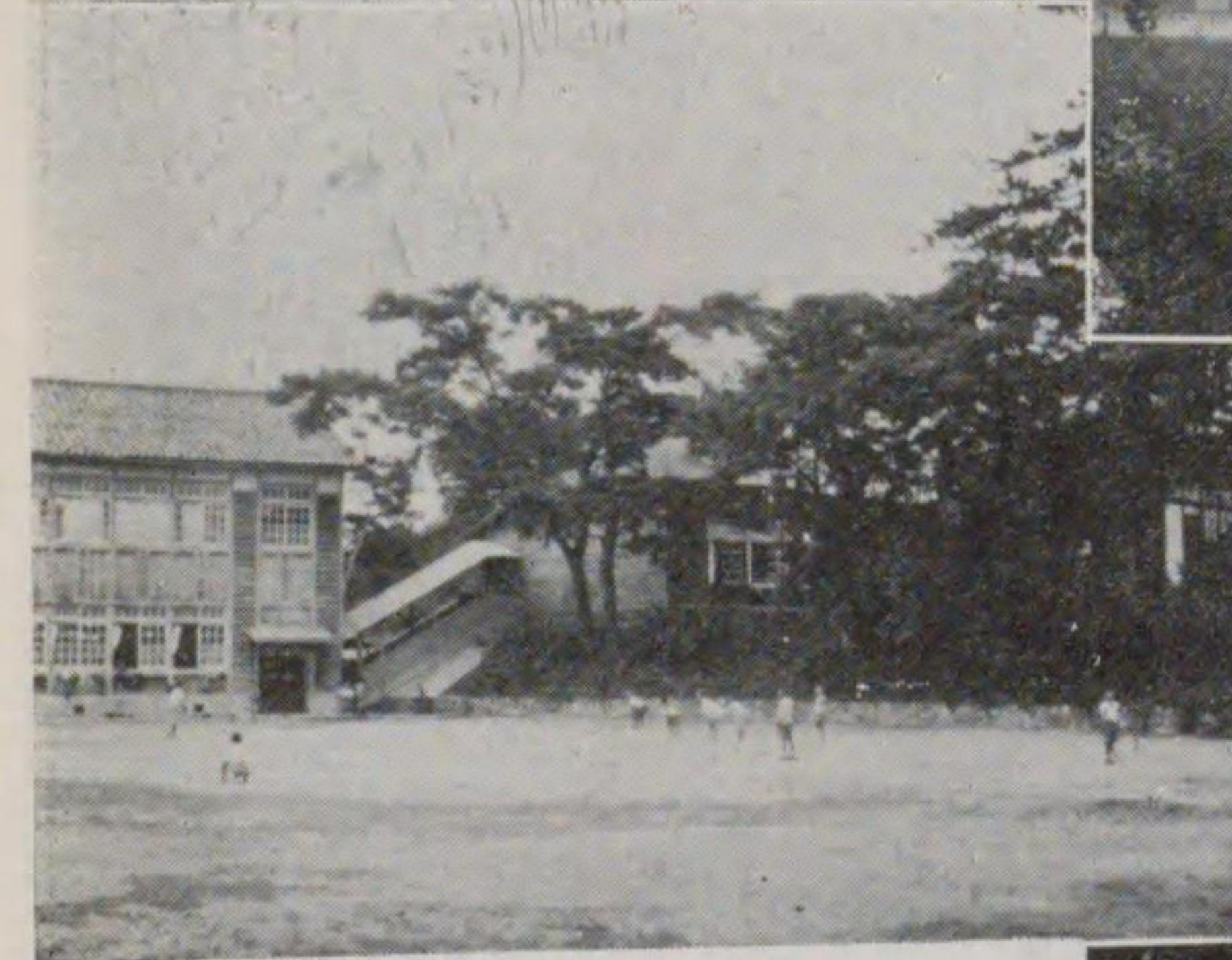
所務事設建子米上
所張出子米局賣專山岡中
署務税子米下



校學小常尋將就



校學小常尋成啓



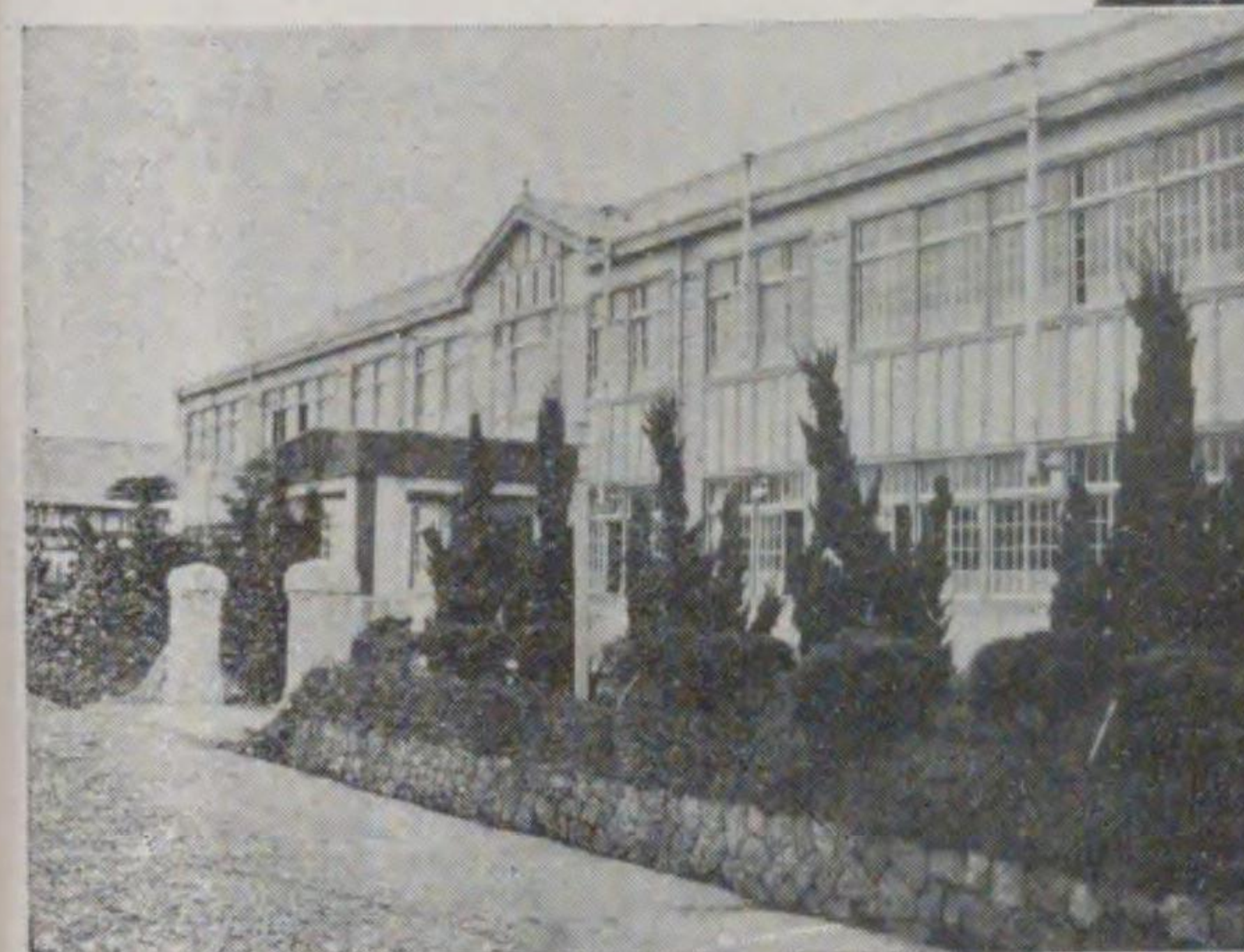
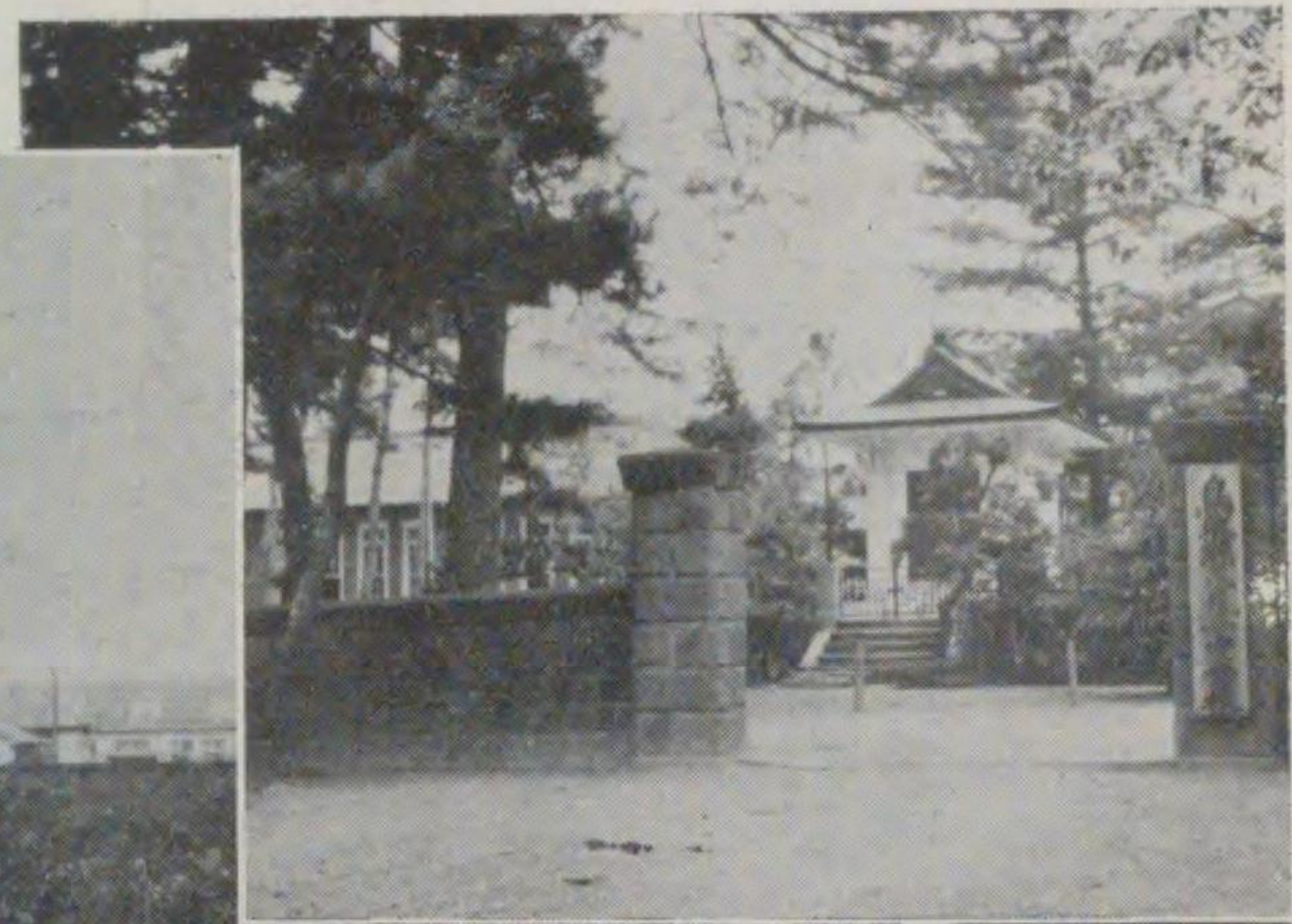
校學小常尋方義 上
校學小^尋常^義道明 中
校學小常尋吉住 下



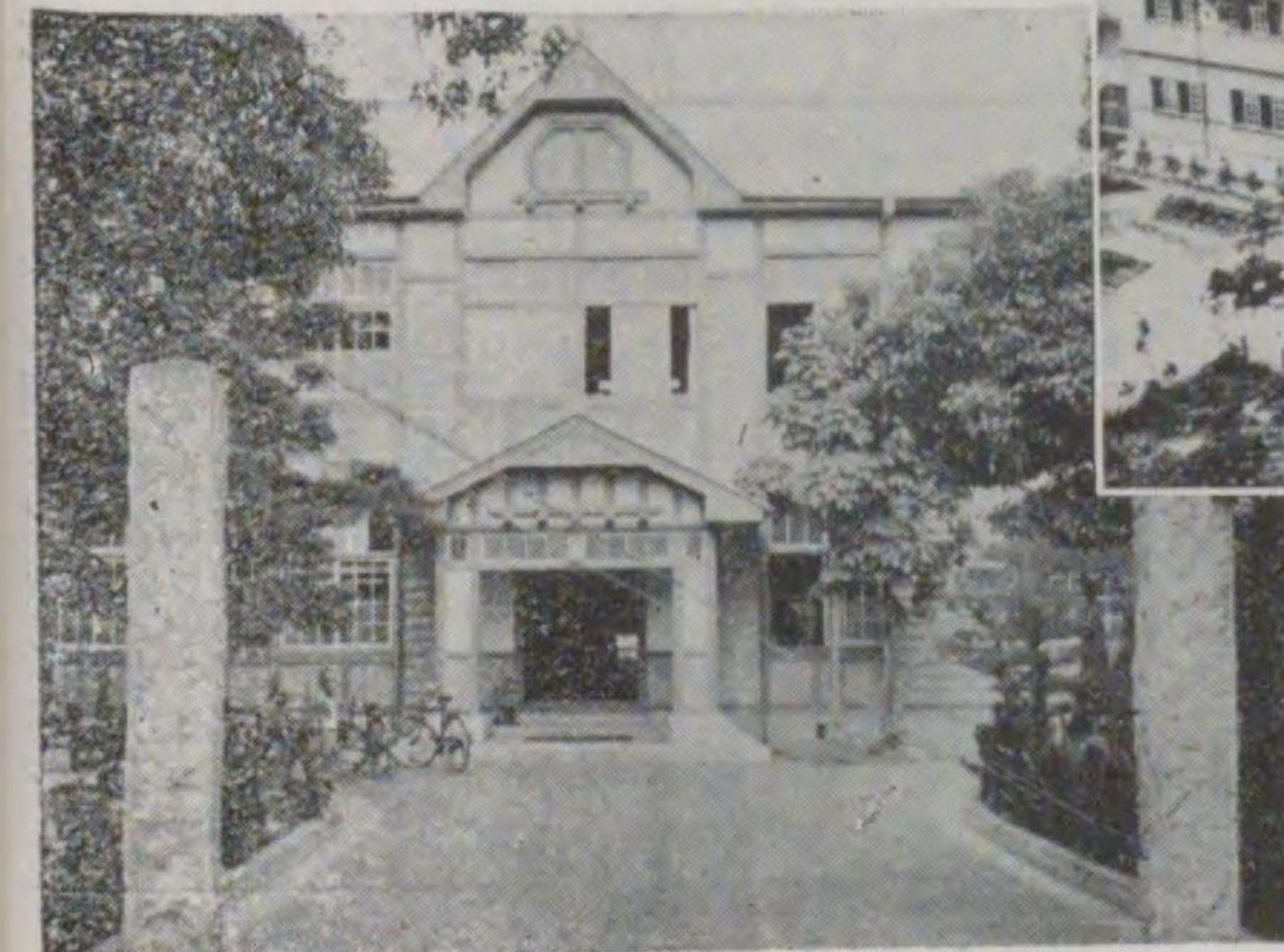
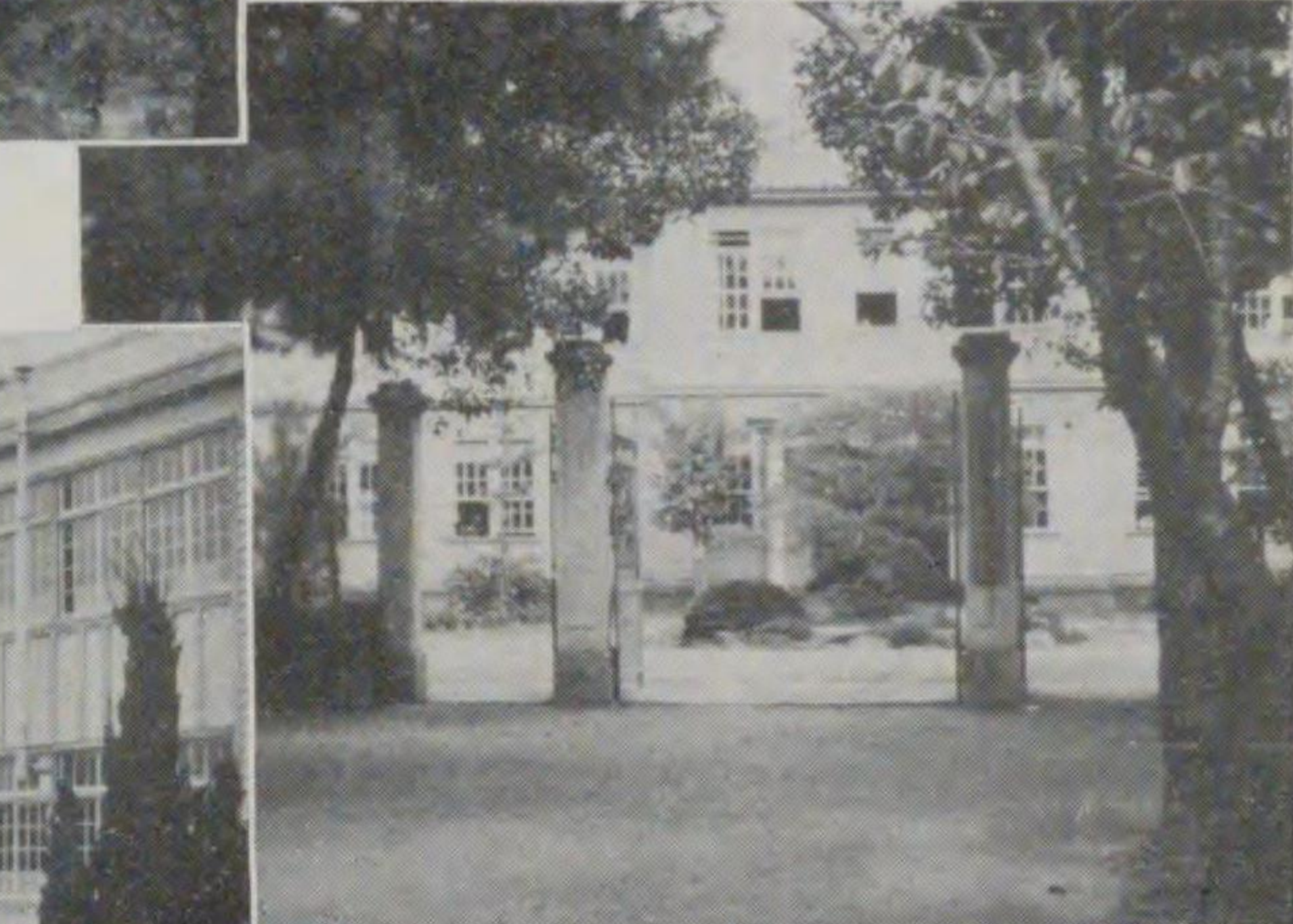
校學小常尋尾車



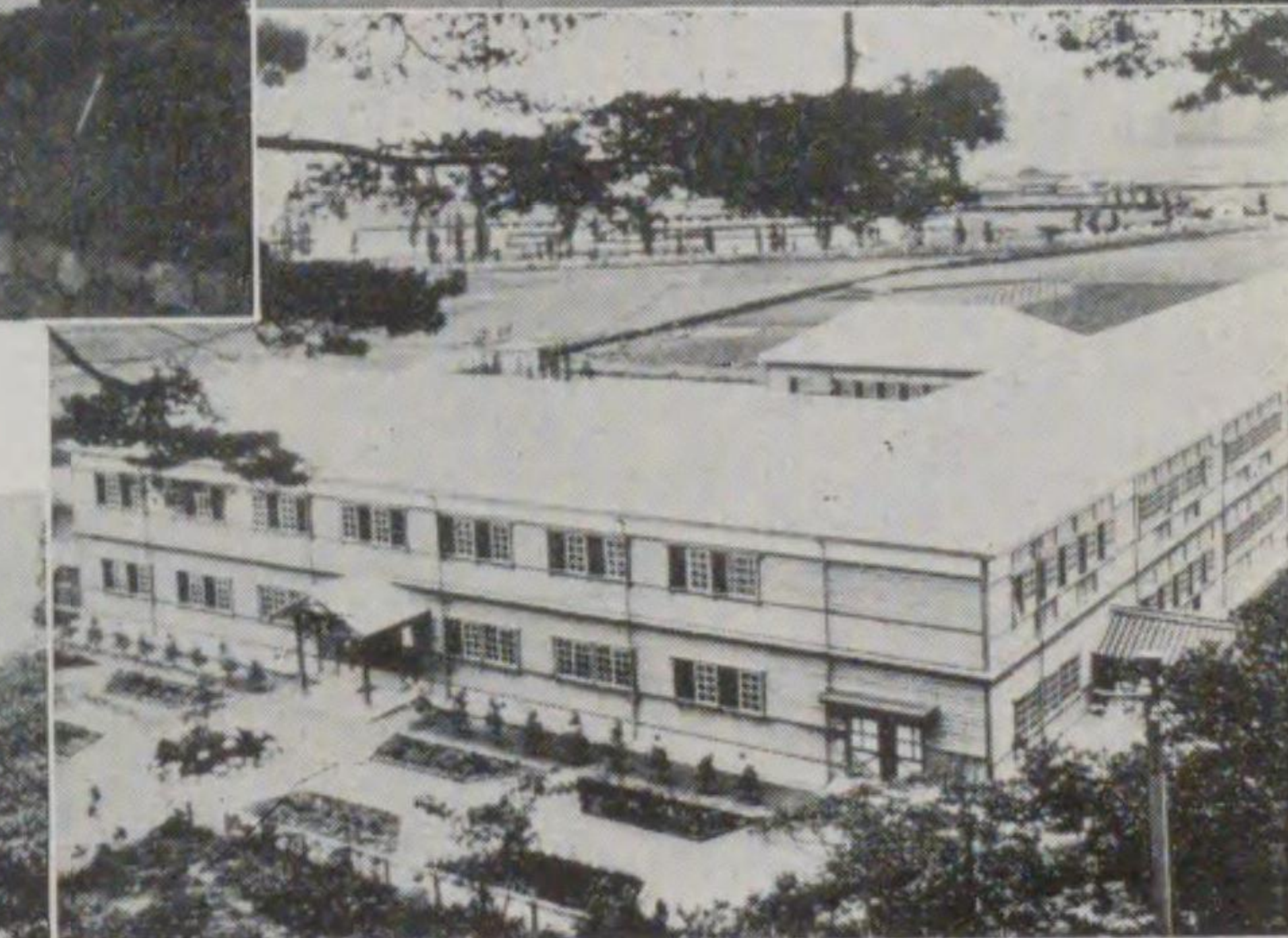
校學業工子米立縣



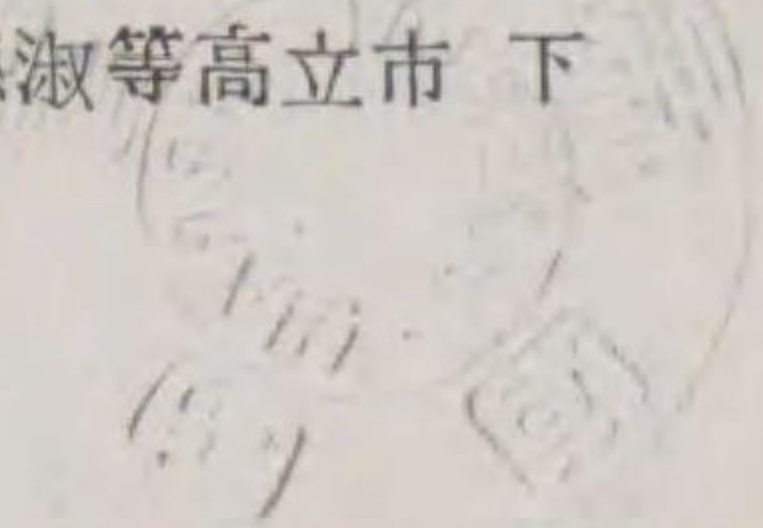
校學蠶商子米立縣

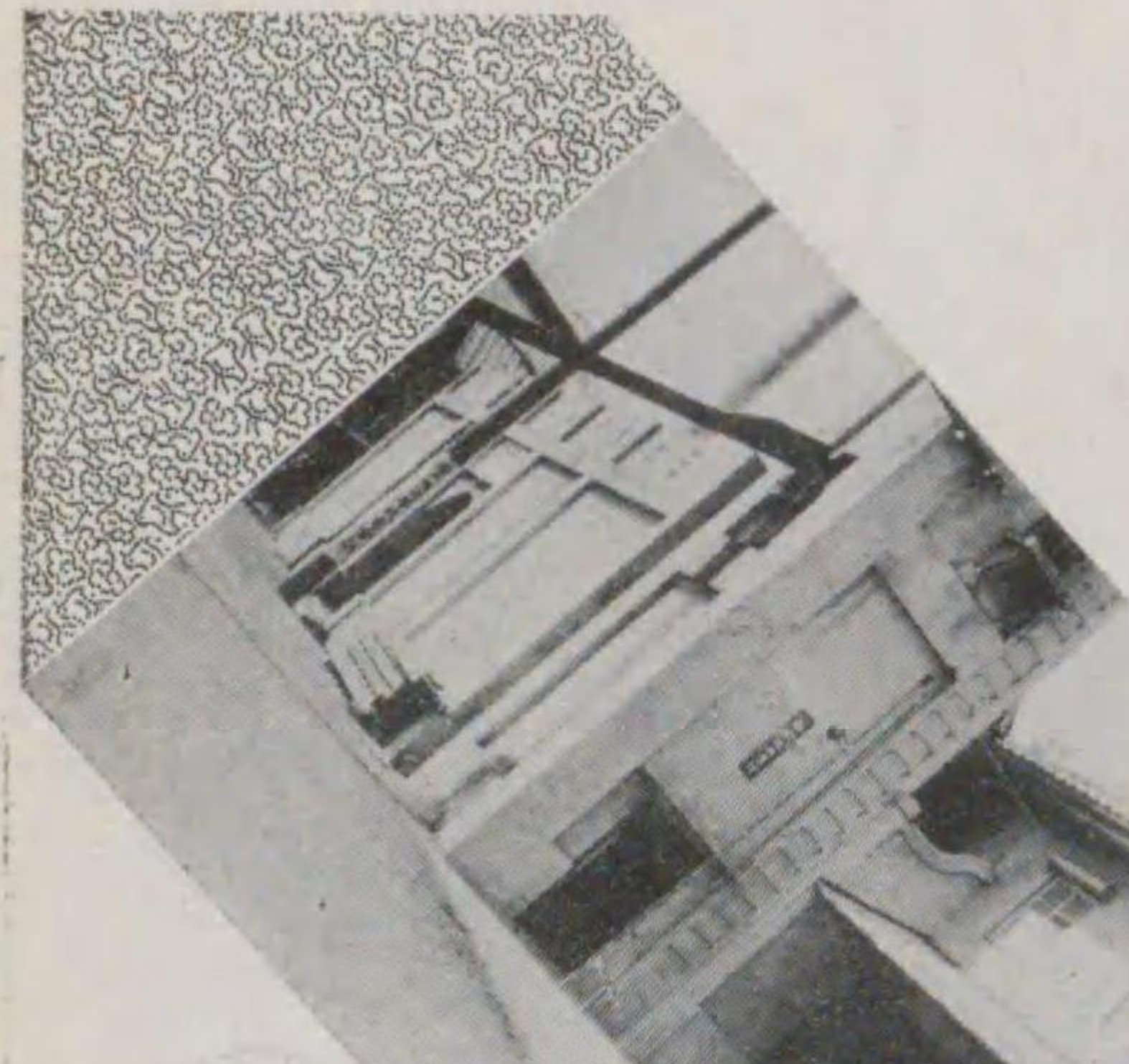


校學小等高盤角

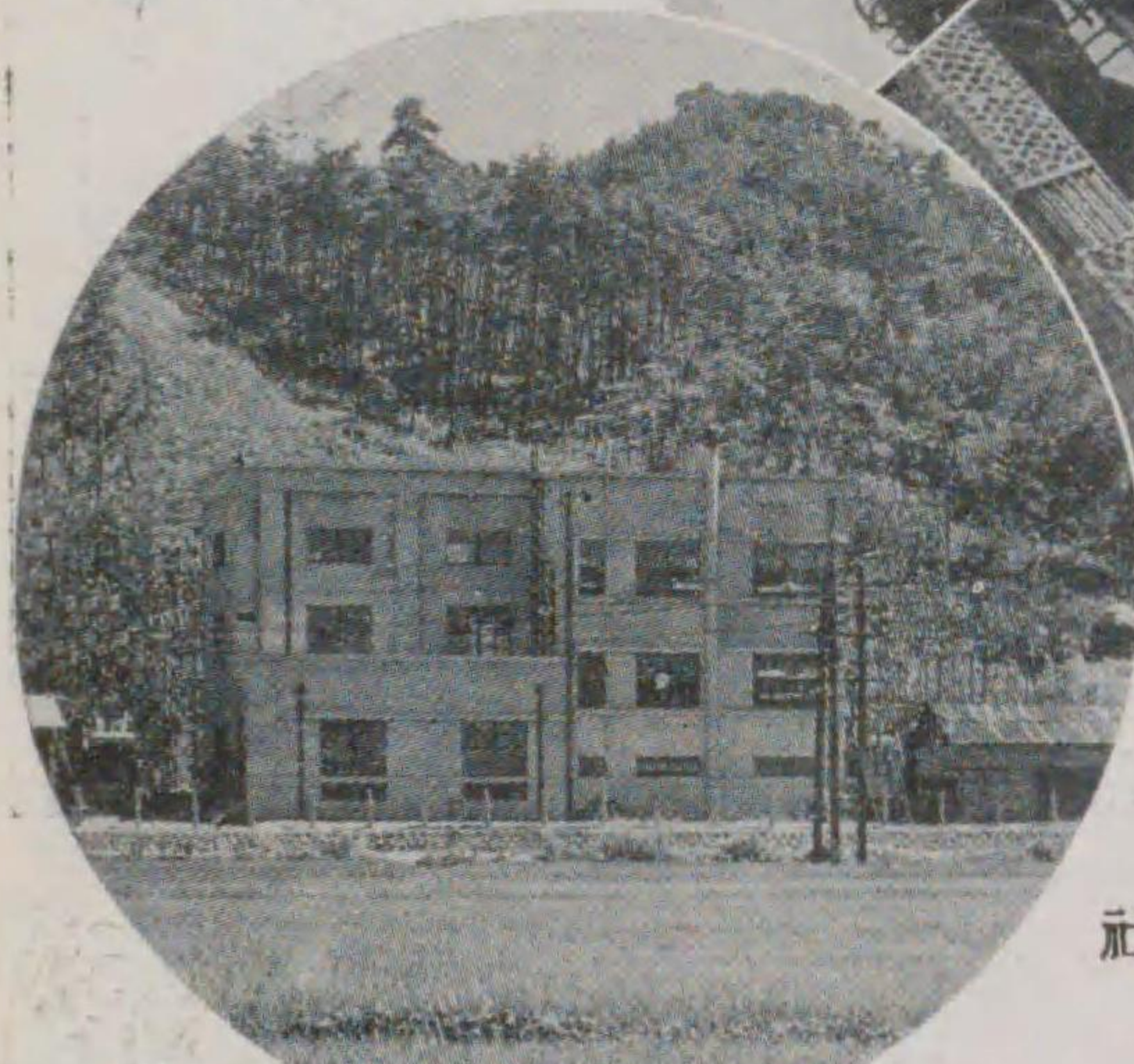


校學中子米立縣 上
校學女等高于米立縣 中
校學女德淑等高立市 下





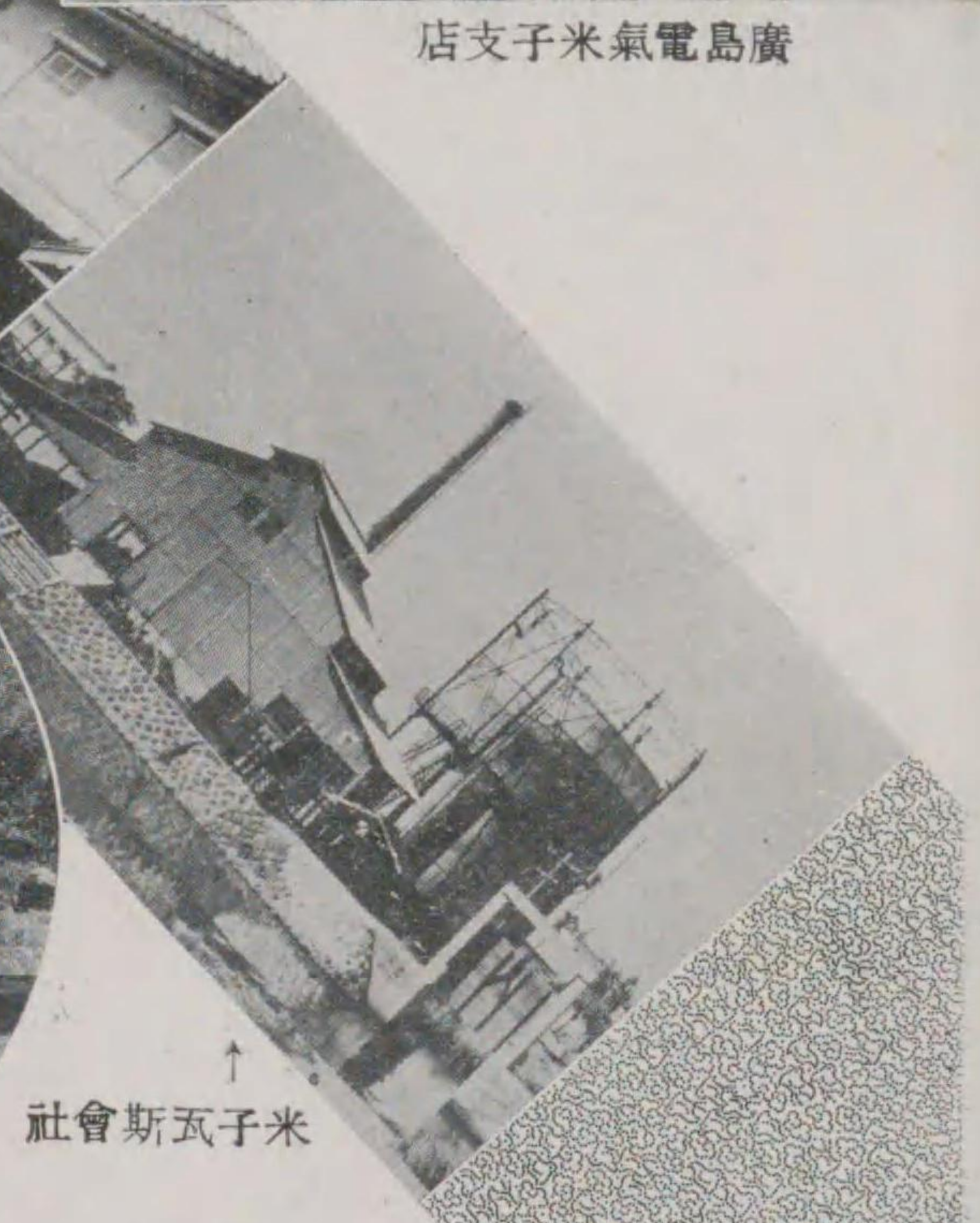
業工料食本日
場工凍冷子米



所電變子米氣電島廣



店支子米氣電島廣



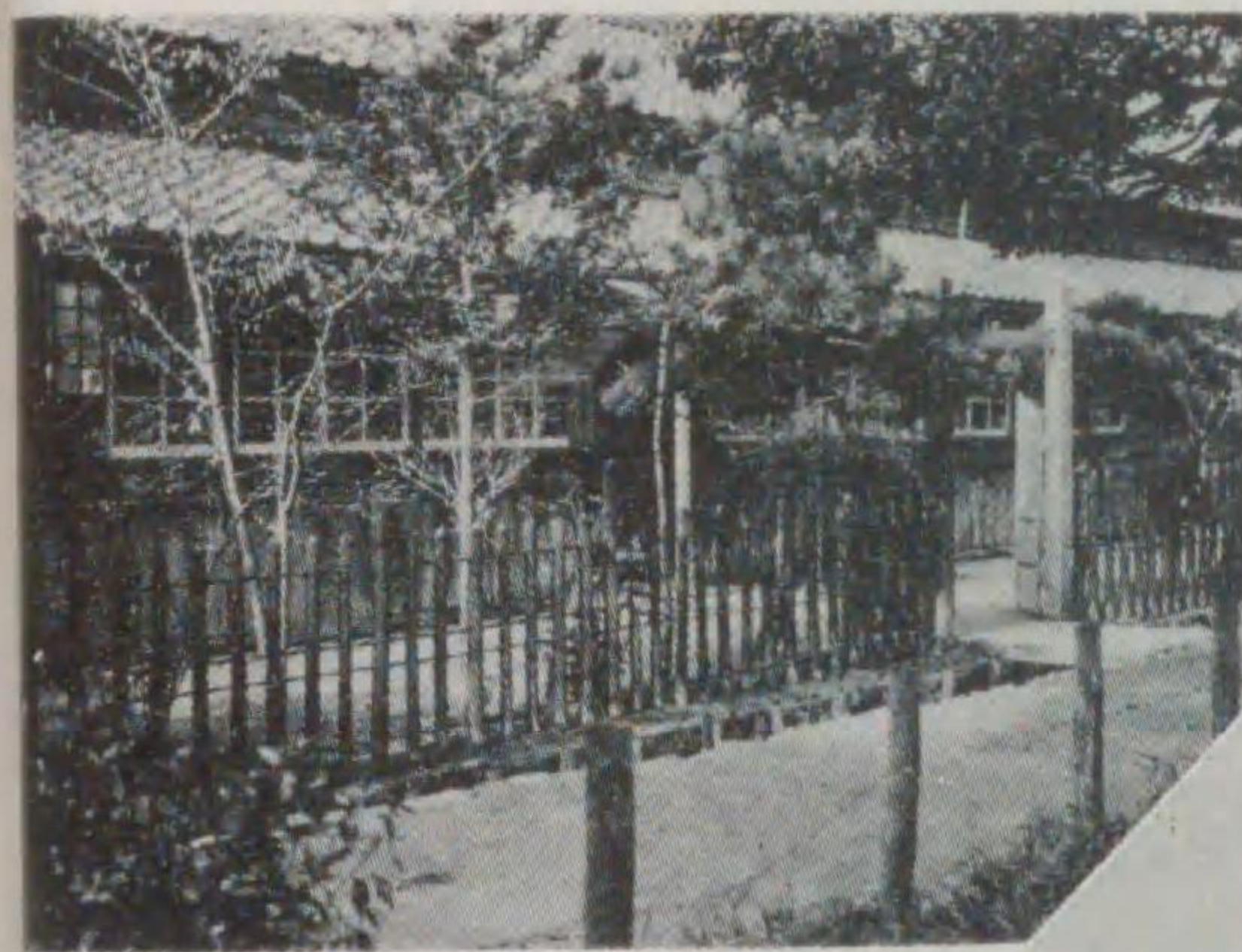
社會斯瓦子米



所電發力火氣電島廣



所船造黑石

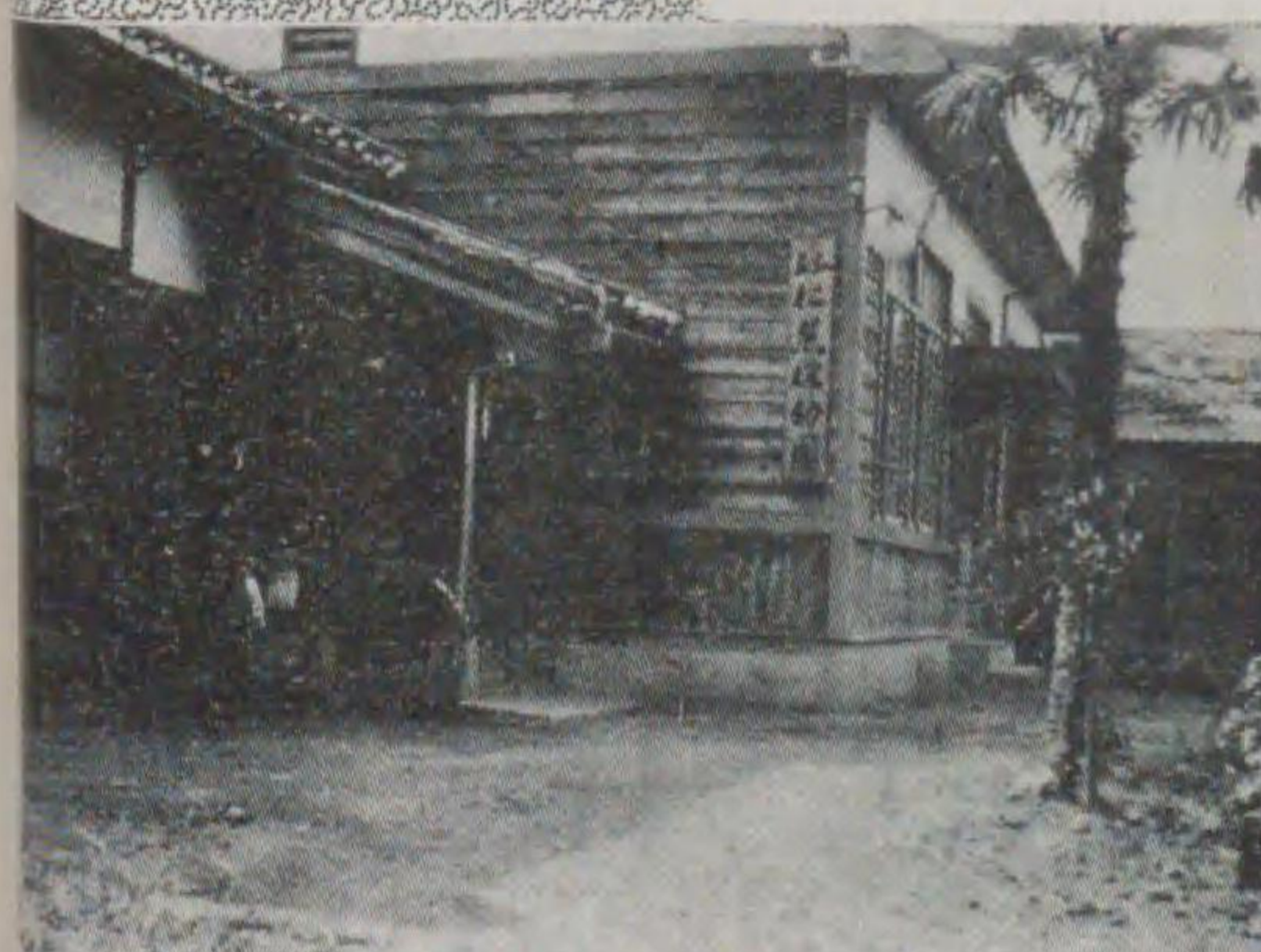


園稚幼子米



園稚幼善良

→ 眞報幼稚園



院育保慈仁



園使天園聖

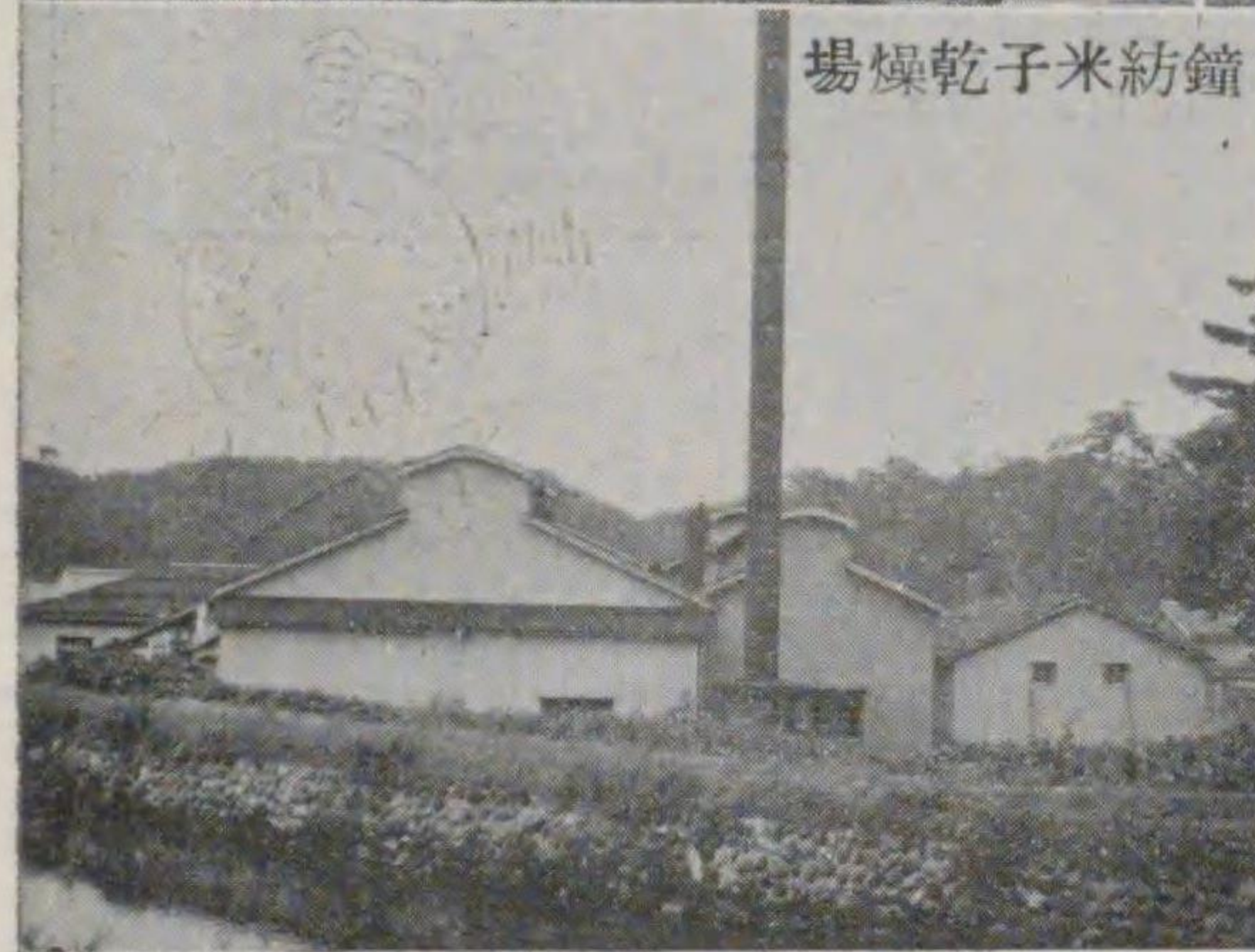
← 園アリマ園聖

社西伯
所定檢繭縣取島



場造釀口坂

場燥乾子米紡鐘



合組產畜市子米
郡伯西

社會式株絲製本日



場屠市子米



所鋼製子米

部種蠶絲製本日



所議會工商子米



合組用信子米



店本行銀子米



所支子米會合聯合組業產



店支子米行銀田安



池水配



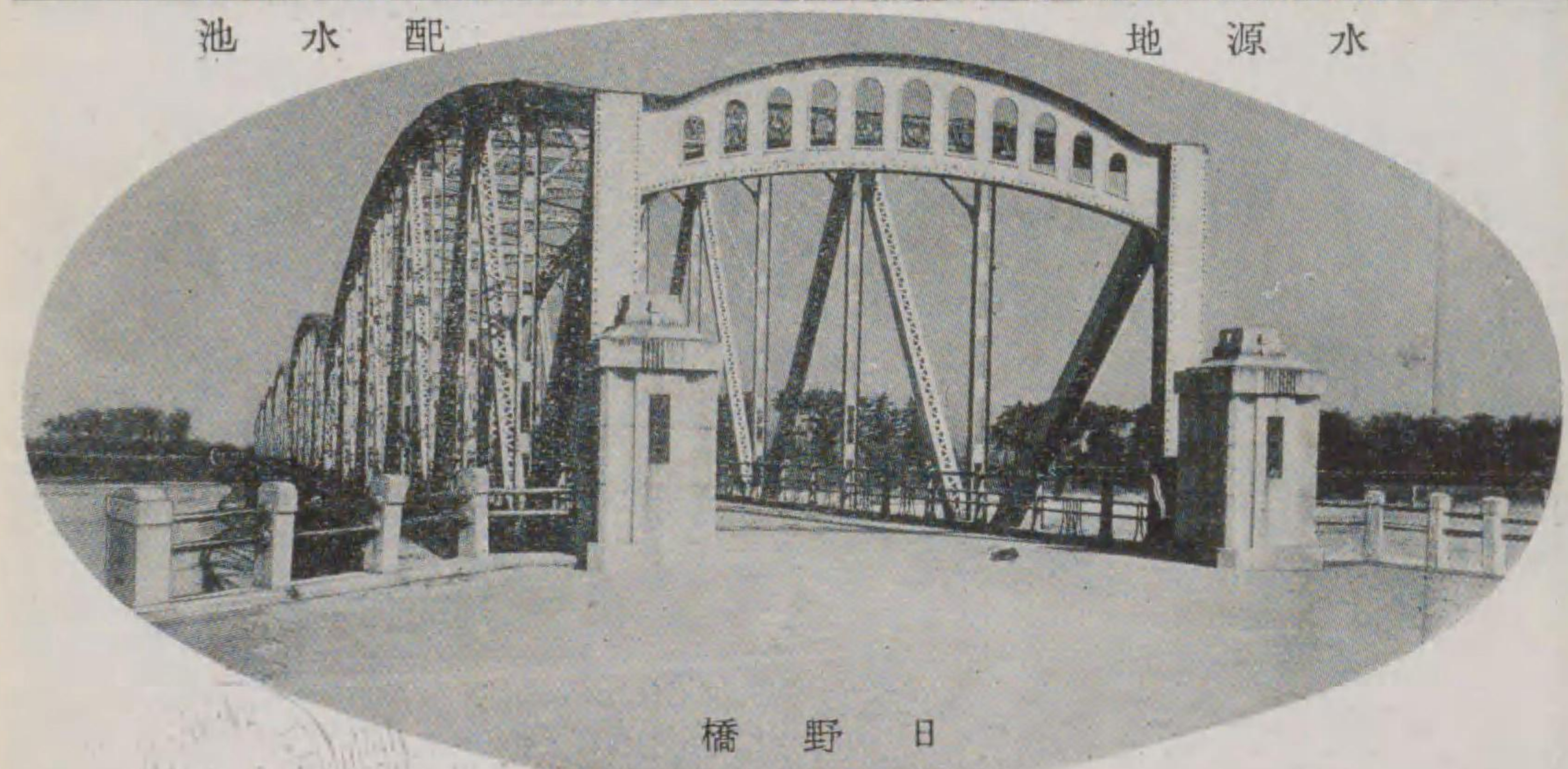
地源水



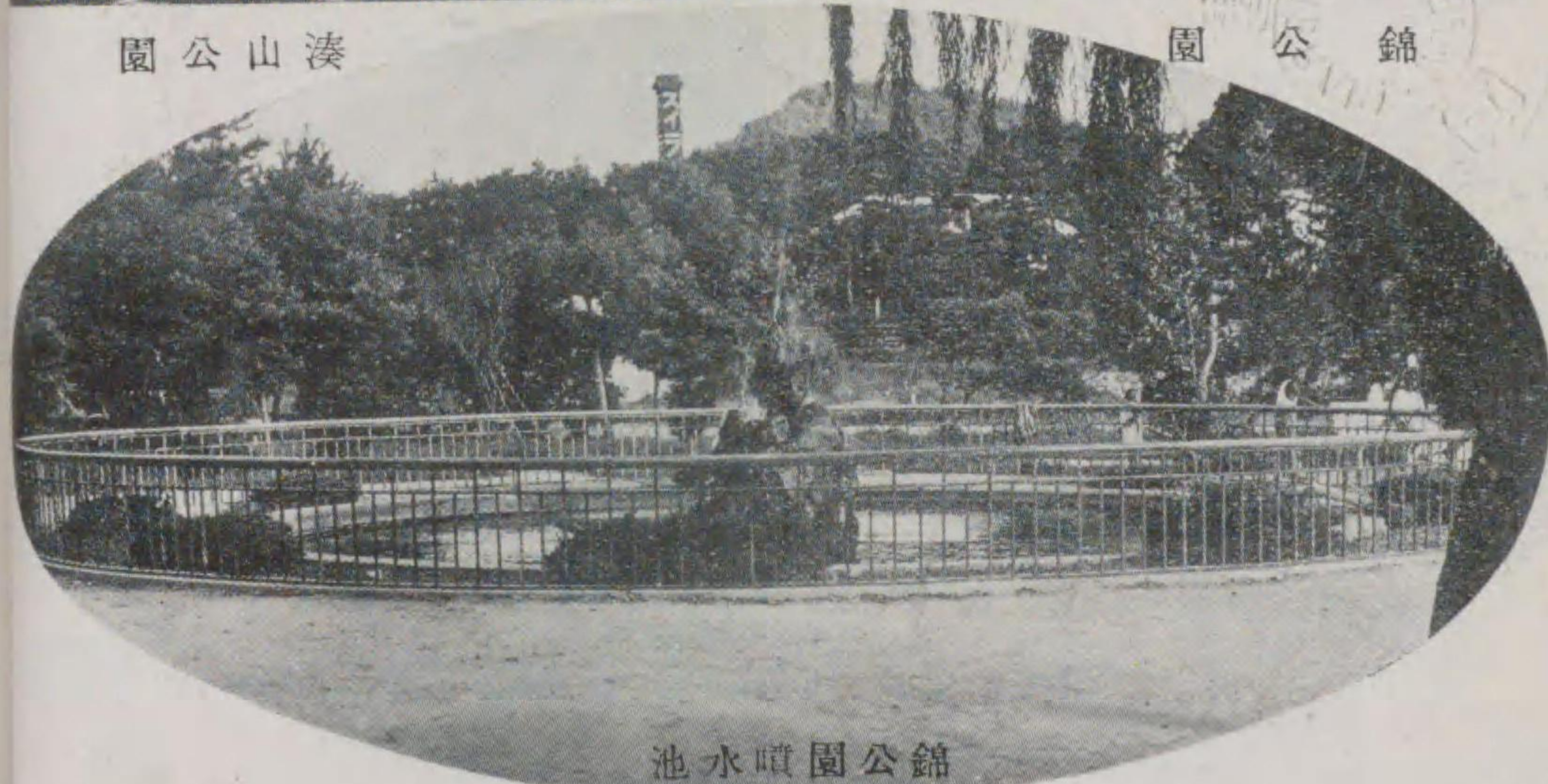
園公山湊



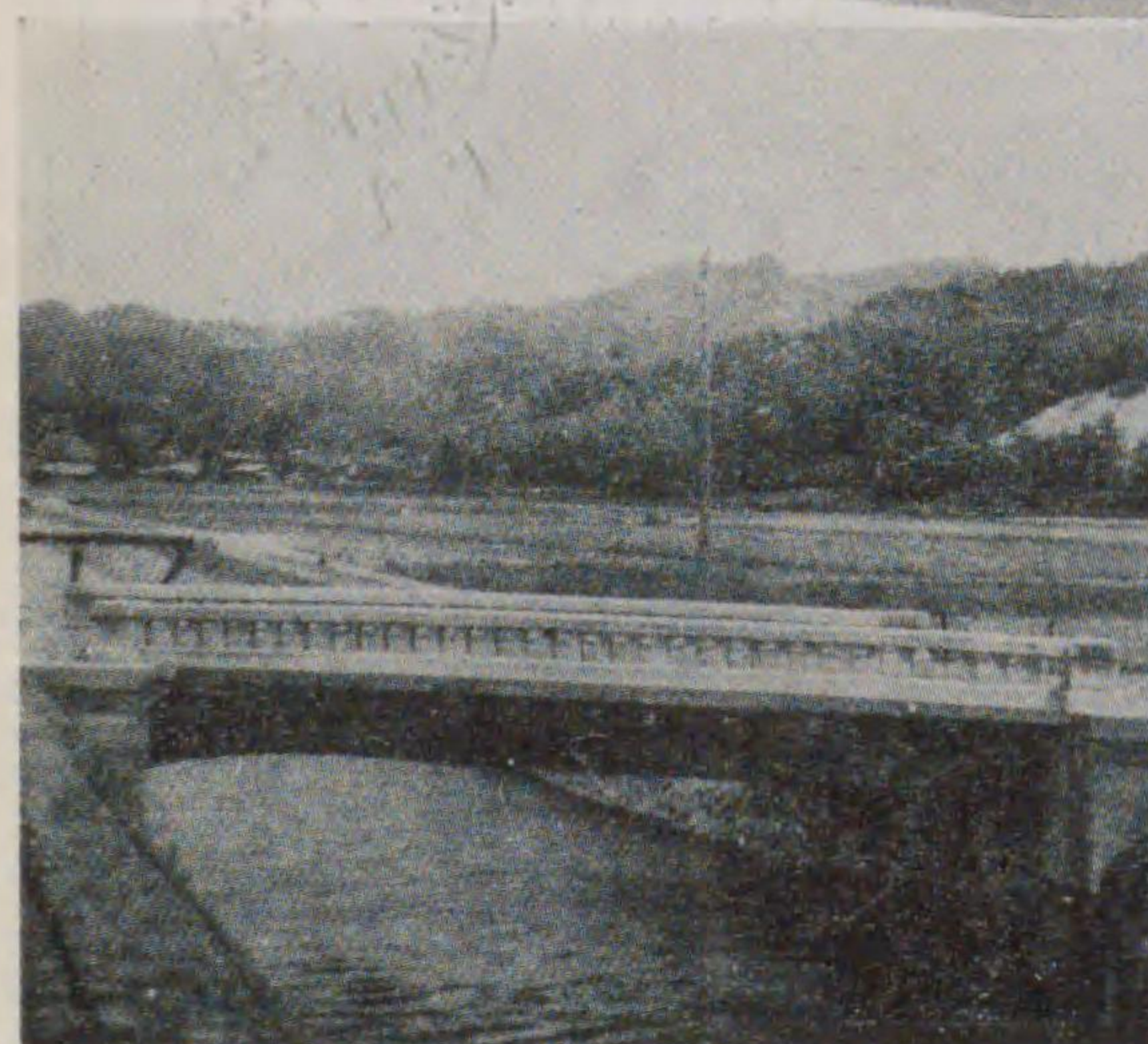
園公錦



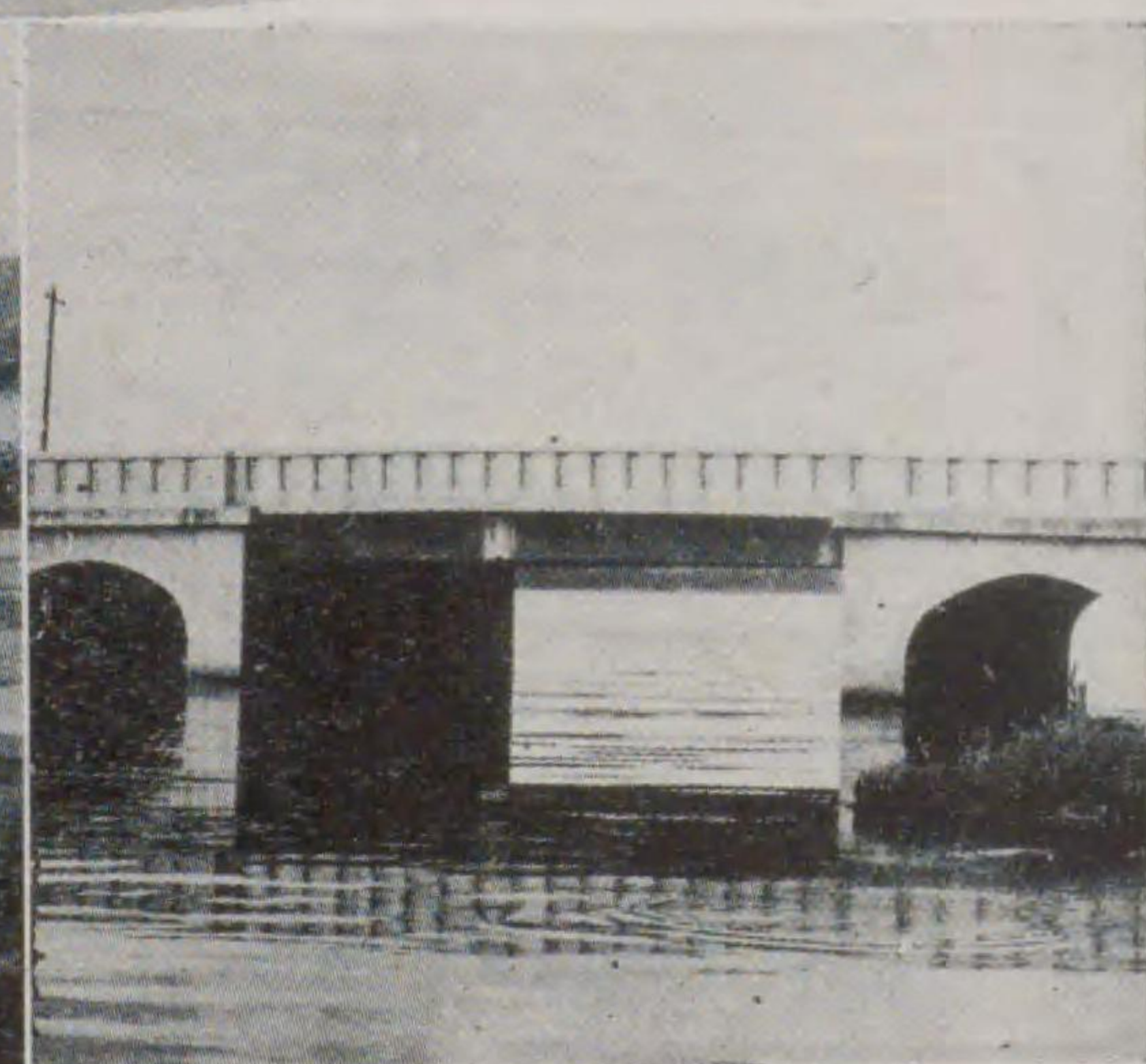
橋野日



池水噴園公錦



橋川茂加新



橋町灘



堤突



寺洞清



町屋紺



前驛子米



路小新



線町中



町吉倉東



線央中



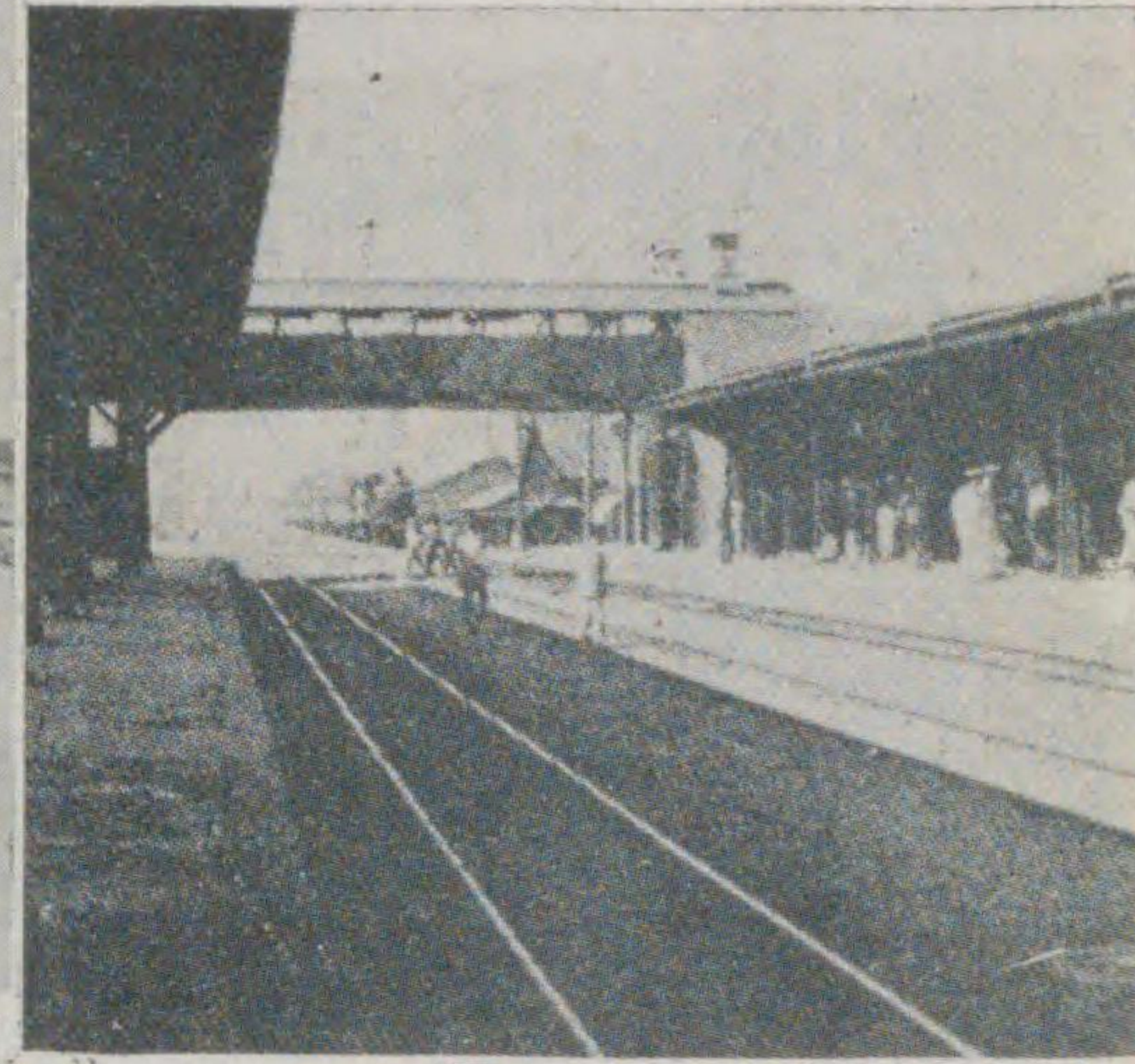
場列陳品商市子米



町寺勝法



驛藤後



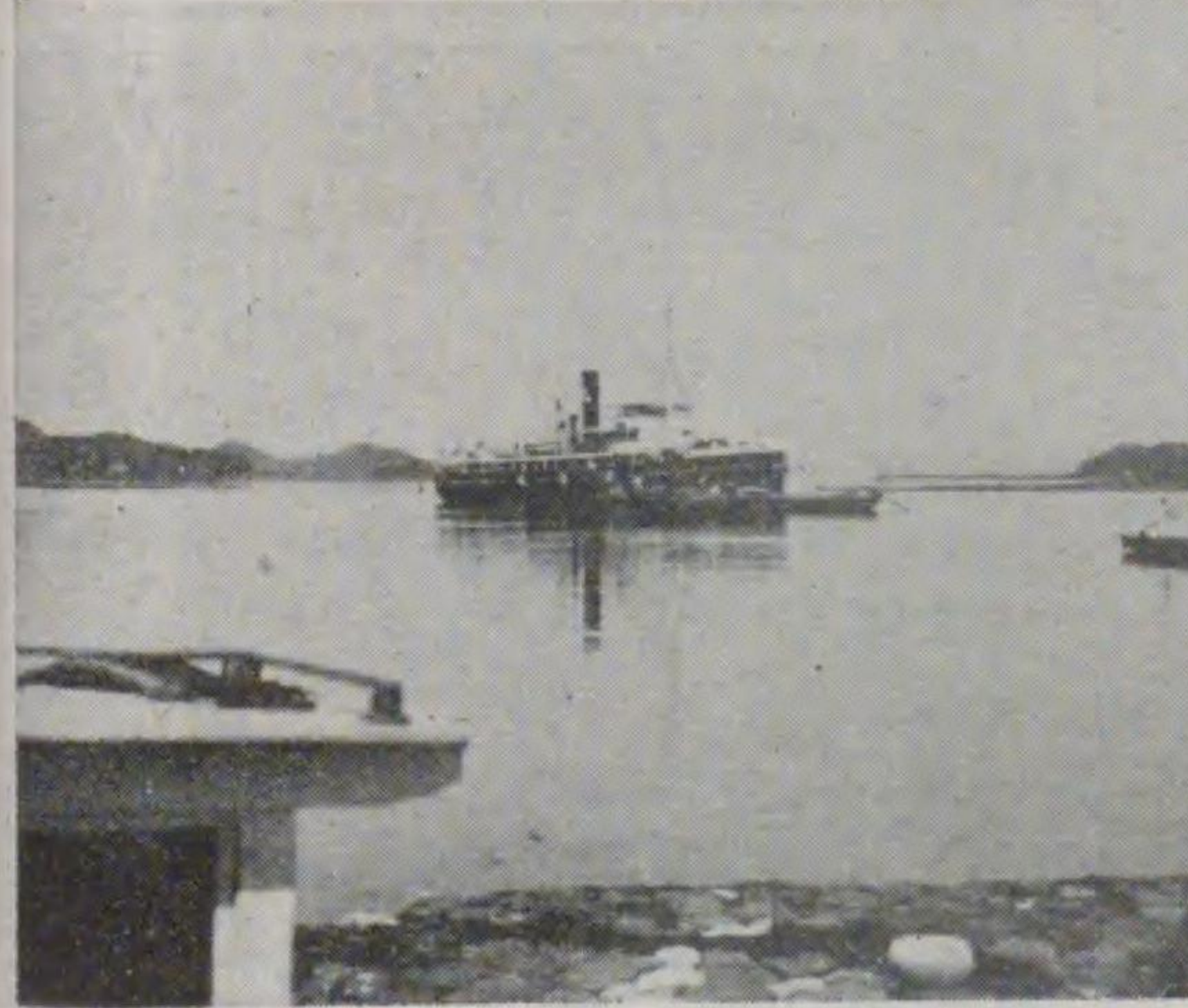
驛子米



鐵電陽伯



社支子米車動自丸ノ日



港子米



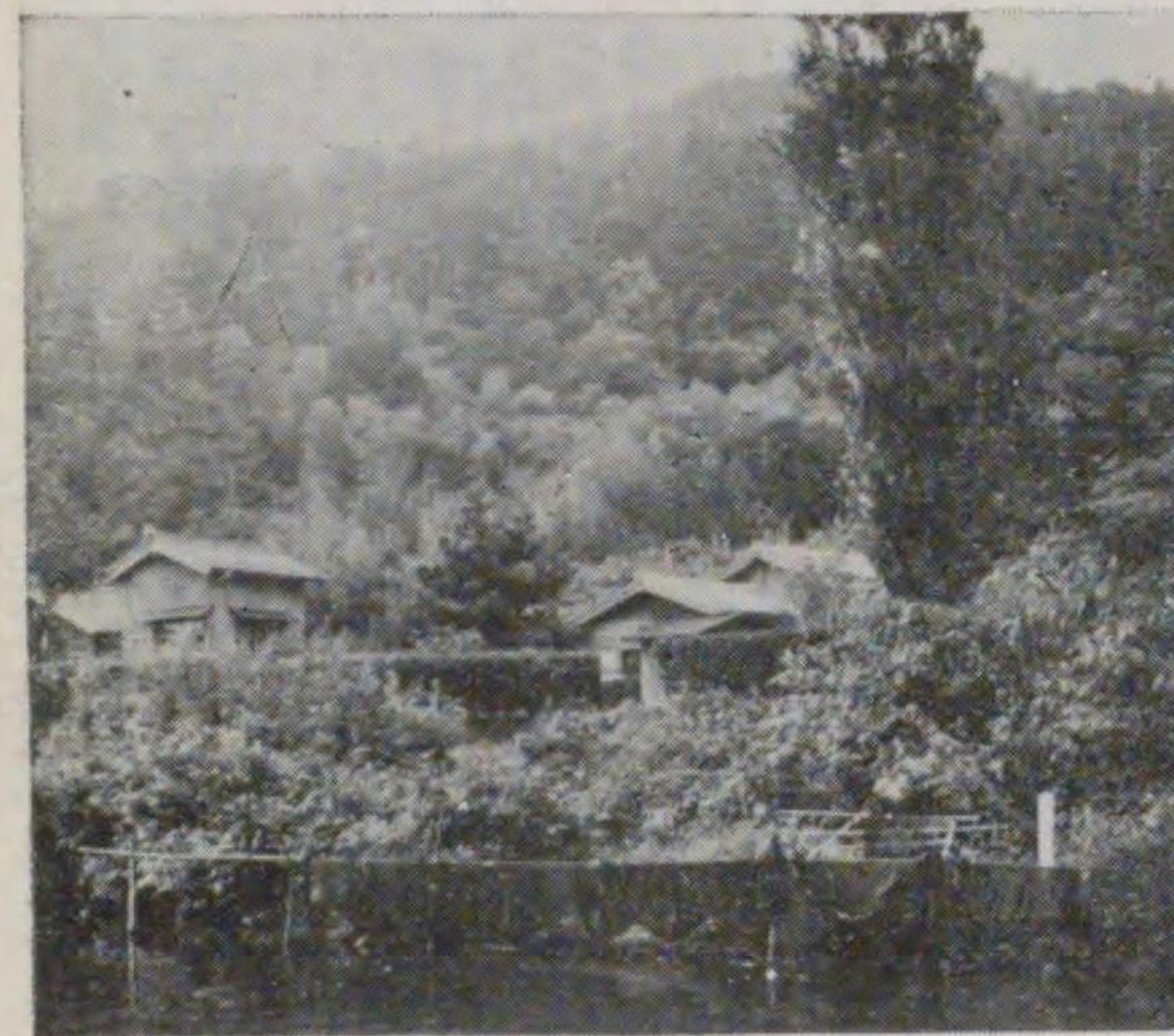
場工藤後局道鐵阪大



博愛病院



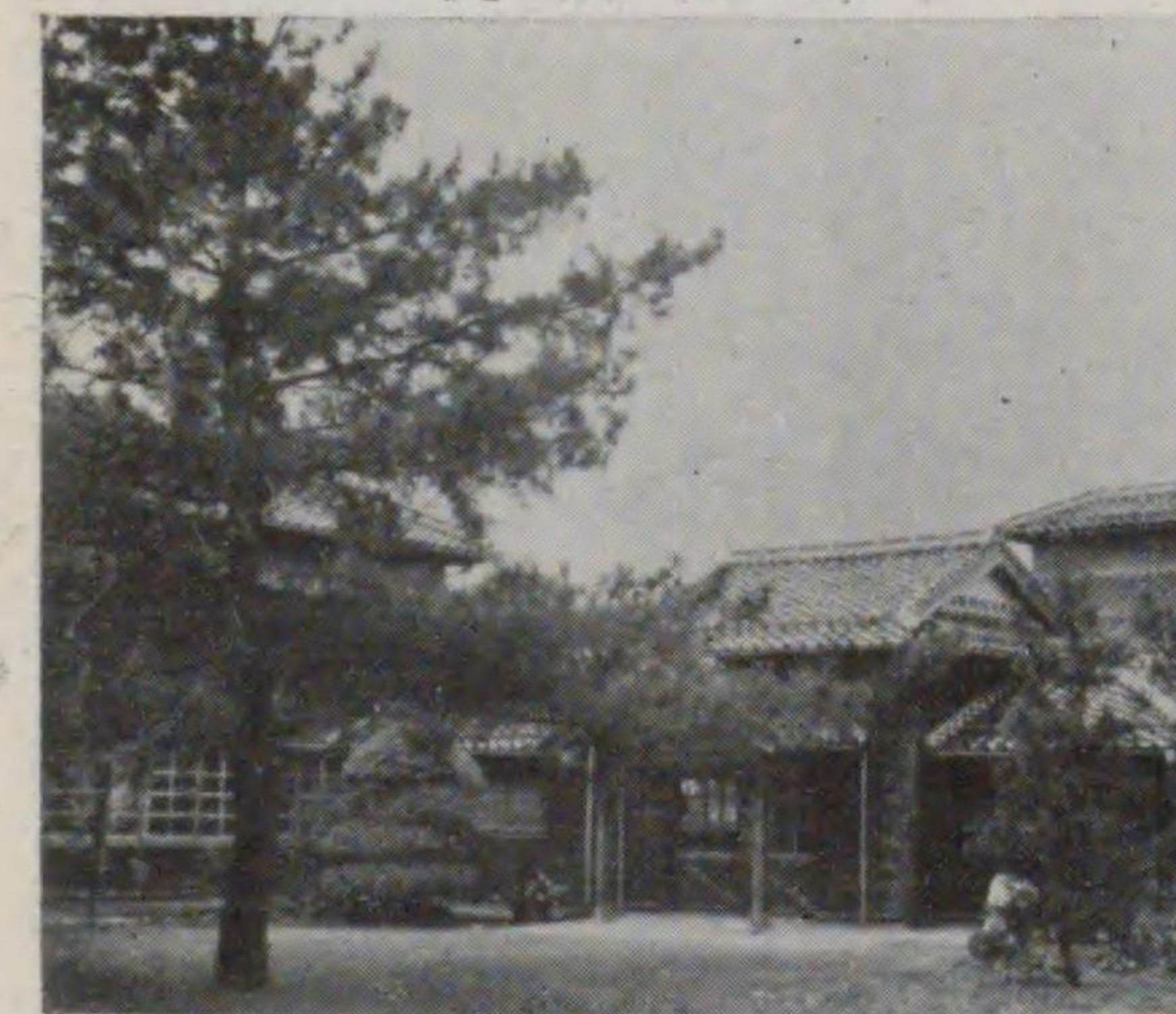
米子病院



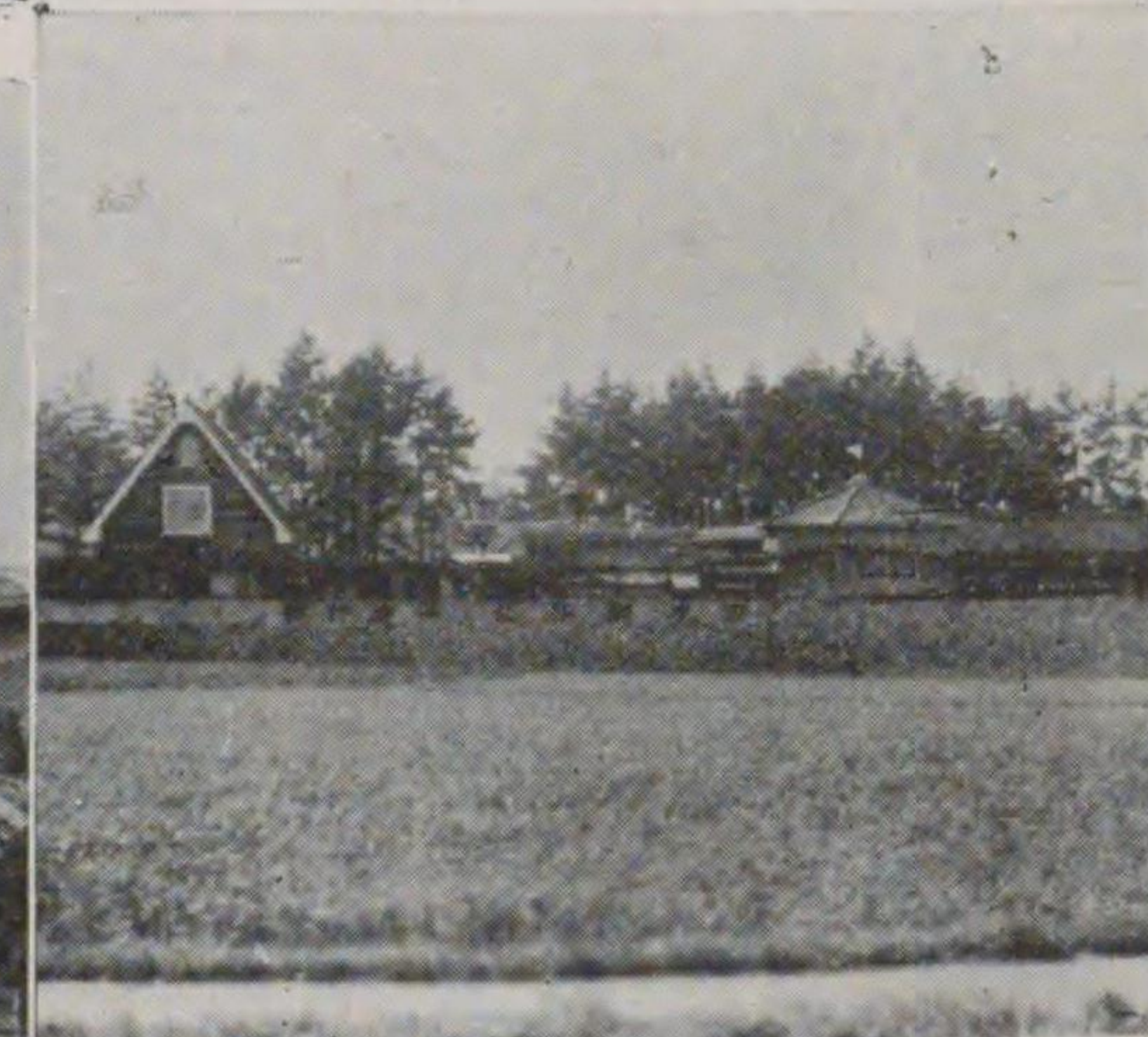
城南病院



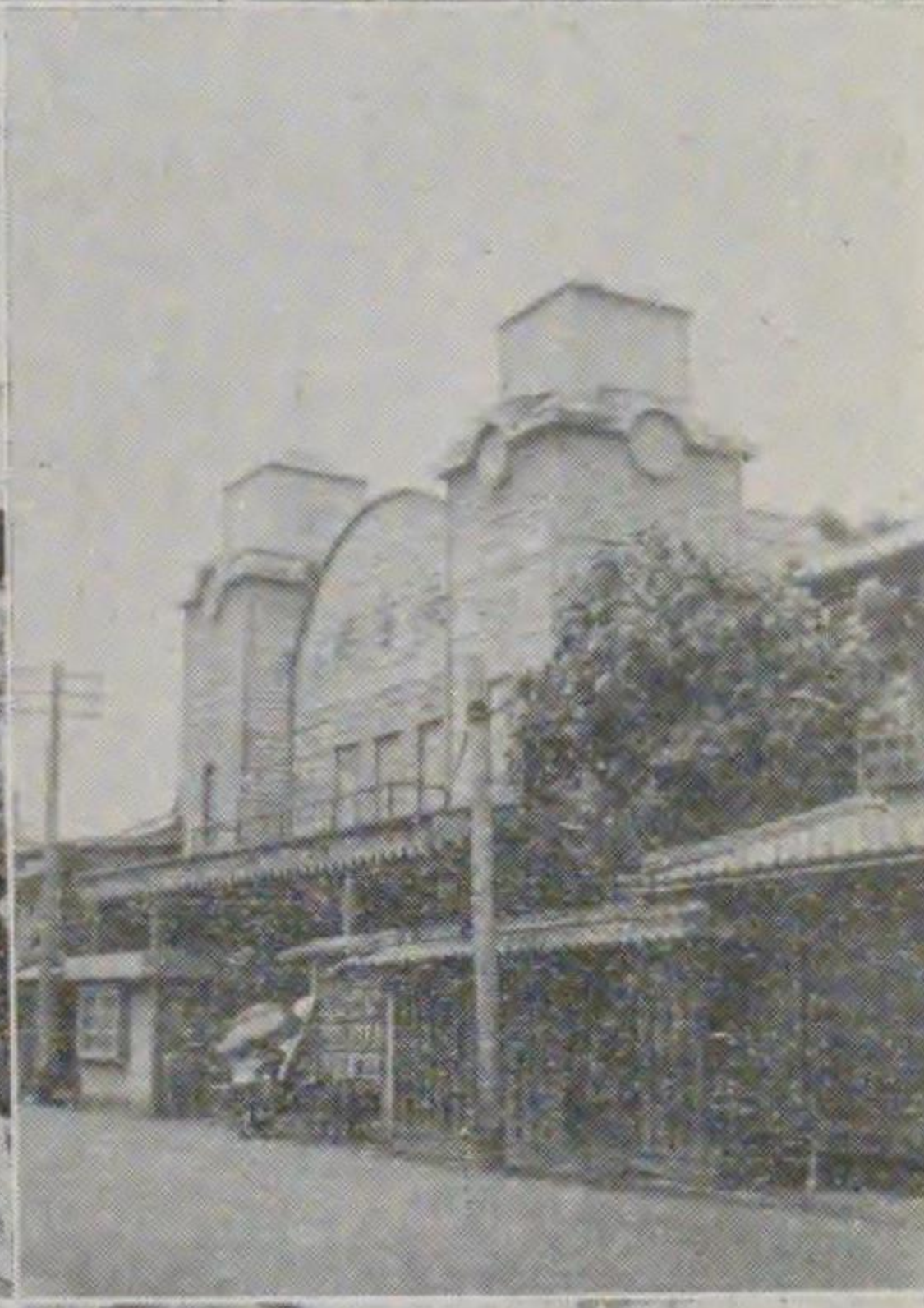
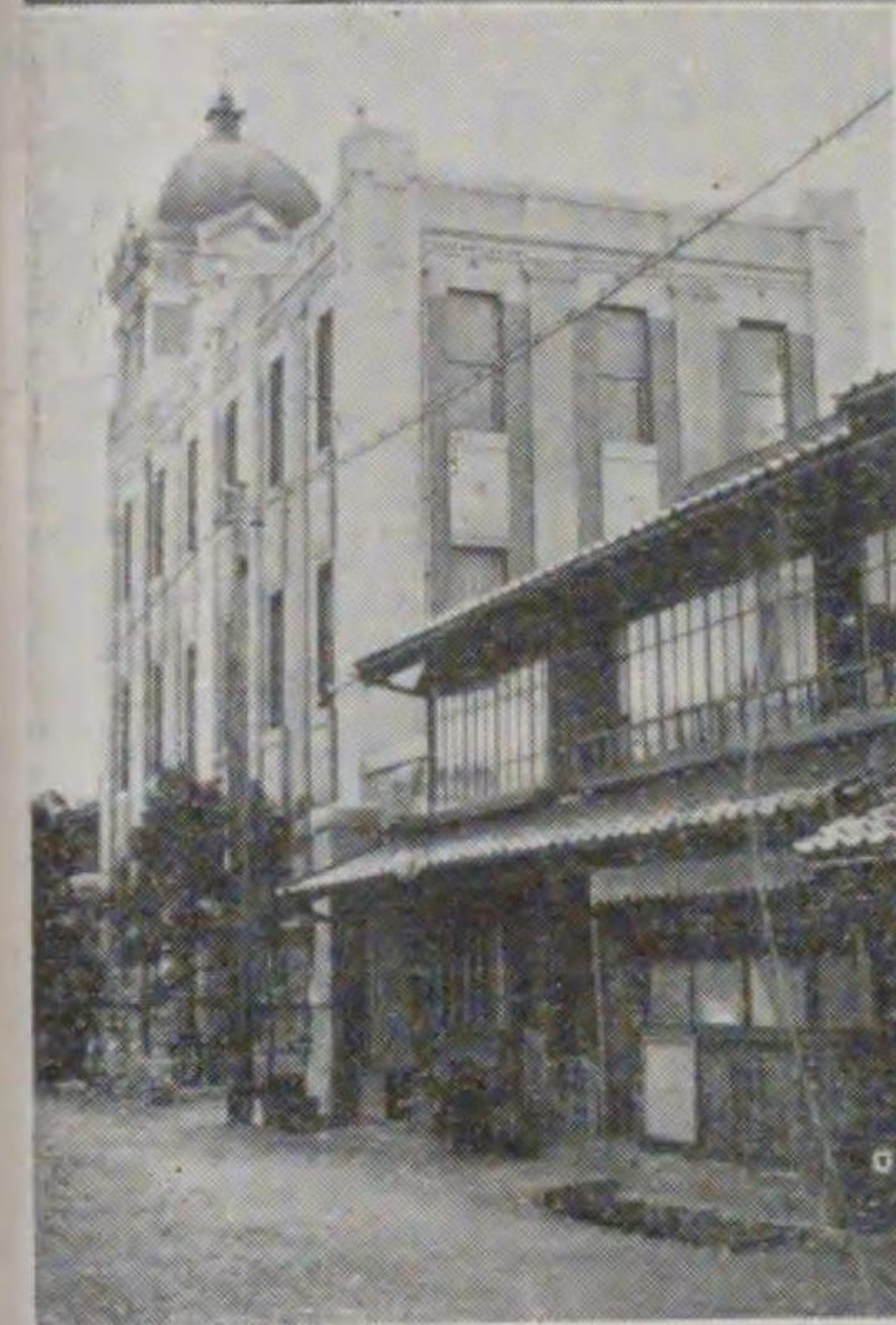
慈恵病院



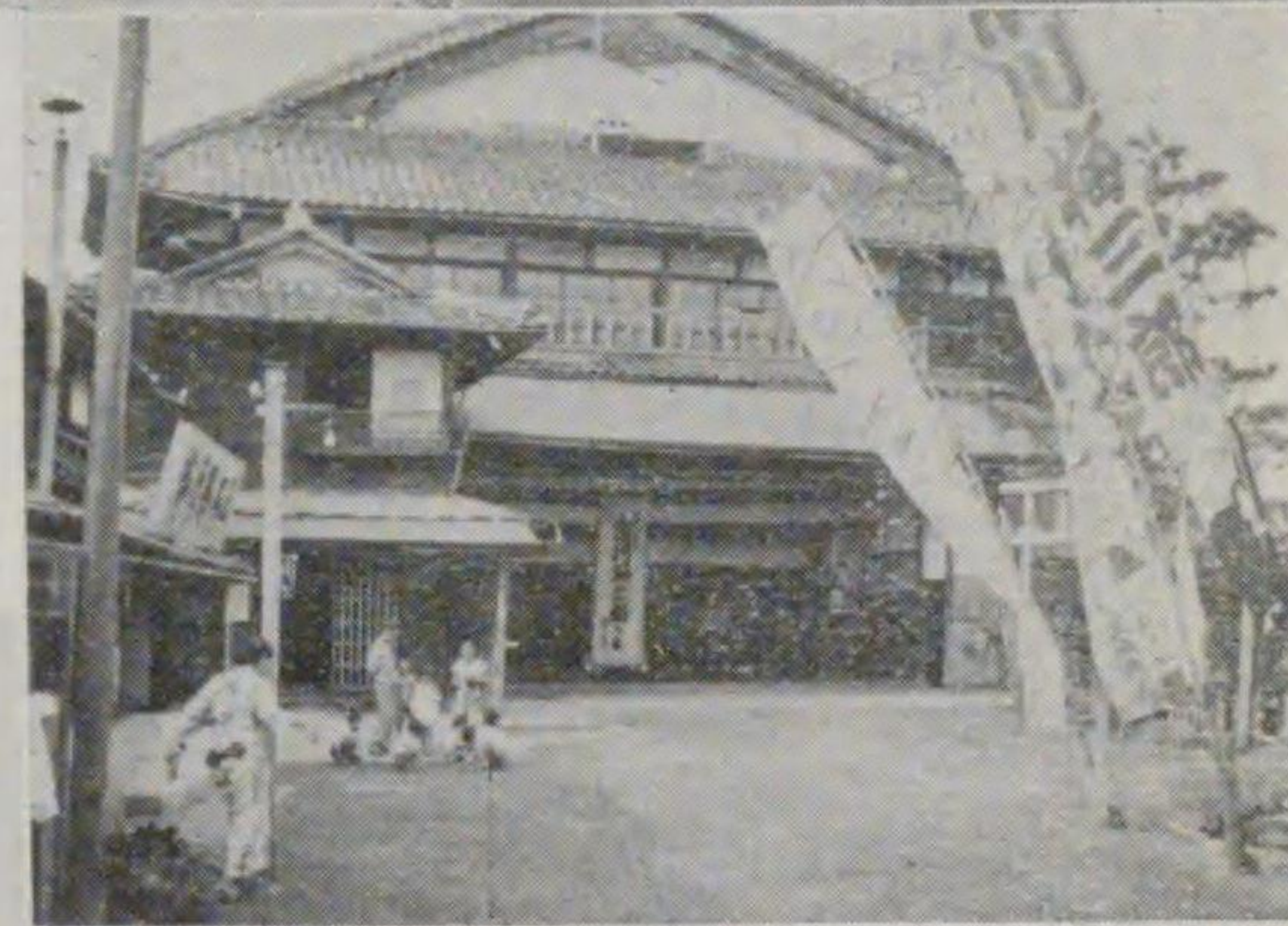
米子子齋場



米子子腦病院



上中中
右左中央
電御米山
氣幸子
館座館社
館聞新
不日陰



朝日座



米子公設運動場



後醍醐天皇跡



安養寺



皆生温泉



國立公園大山大山



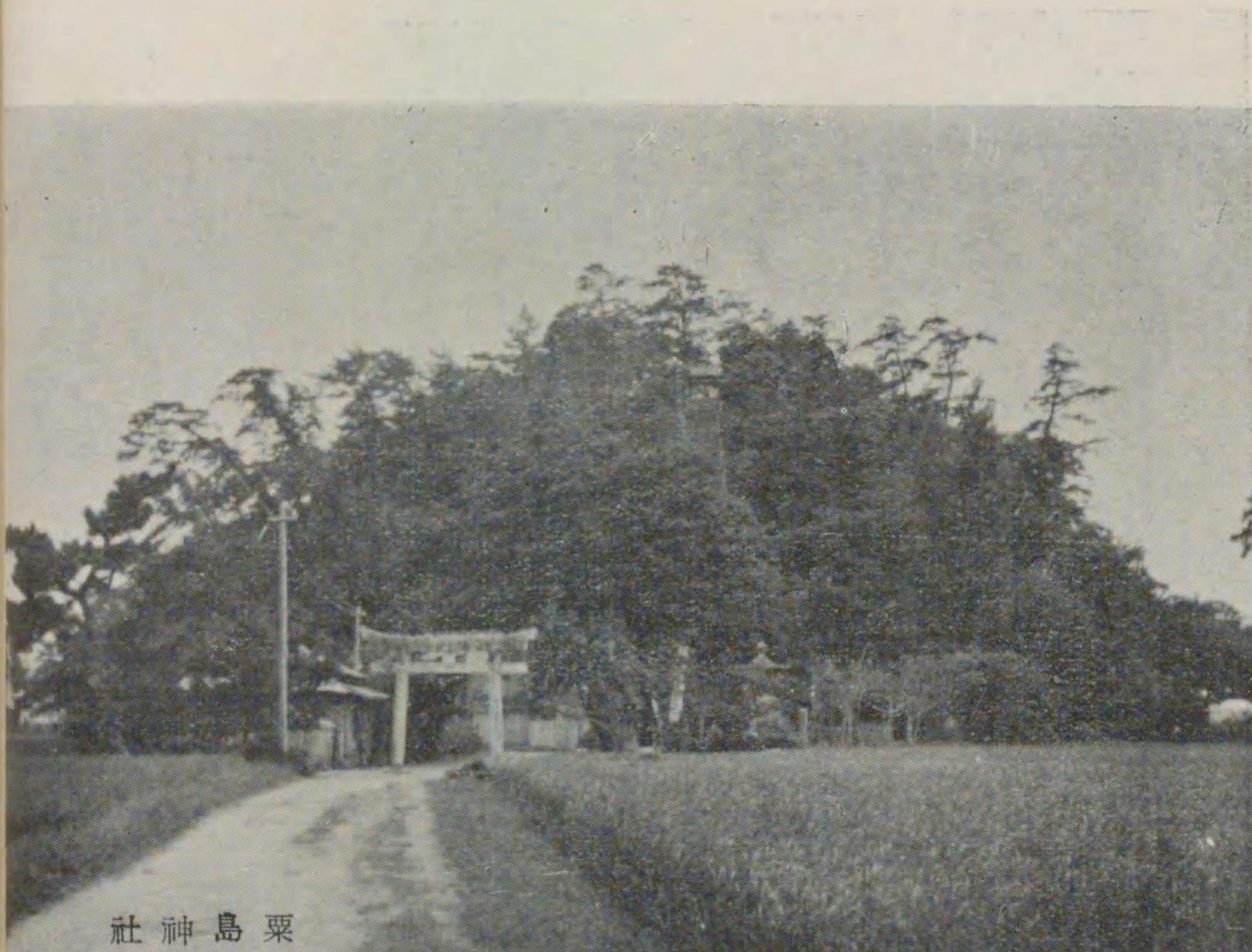
賀茂神社



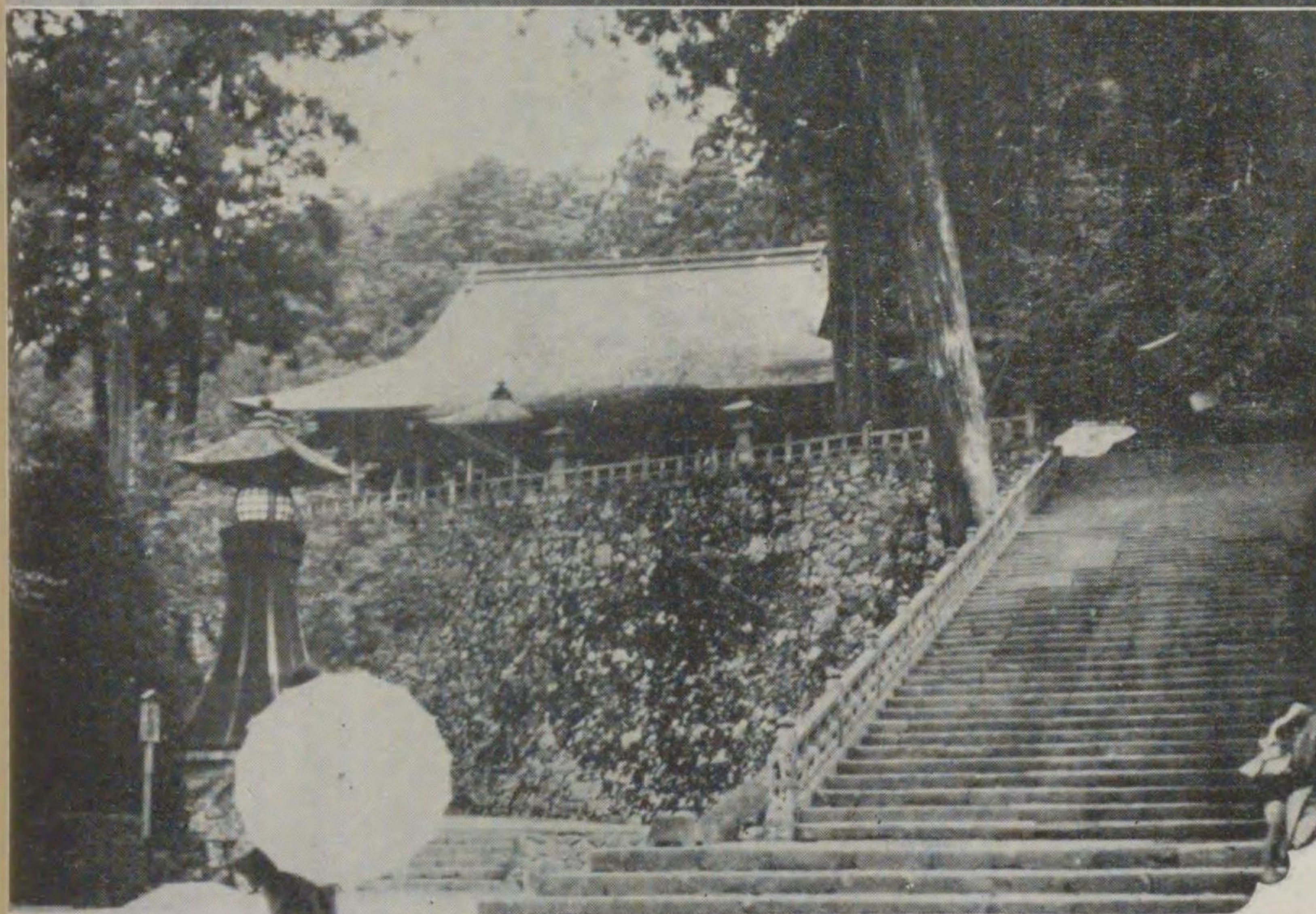
根上り連理松

序

我米子市は昭和二年四月一日を以つて雄々しく産聲を上げ町から市へと更生した潑刺清
 新の商工都市である。山陰の一寒漁村加茂の里が町となり順次發達して市となるまで相
 當の難關があつたことは今更喋々を要せない、殊に夫れが他都市に多く見るが如き藩政
 以來政治上の中心となり自然的發展を助長せられたものと異り、純然たる商工都市とし
 て獨力之れを築き上げて來たところに新興米子の生命が膊動する、而して市制を實施し
 最高の自治體となつて歳を閱すること滿十年其の基礎漸くにして成らんとす。
 今其の十箇年間に歩み來つた過程を顧みるならば、市制施行の直前昭和二年三月十五日
 我國未曾有の金融大恐慌が起り、破綻銀行續出しモラトリアムに依つて小康を得、次い
 で昭和四年金解禁政策の實行と世界的不景氣の襲來により、財界の不況は一層深刻の度
 を加へ失業者の續出を見、地方産業は萎靡不振を來たし昭和六年に至り不景氣は遂ひに
 其のドン底に陥り、一般官吏の減俸迄行はれ、眞に慘憺たる景勢であつて昭和六年秋滿



粟島神社



清水寺

洲事變の勃發に依り、軍需工業の勃興を促したると金再禁止により幾分景氣回復の曙光を顯はせしと雖も、軍需工業乏しき本市の如き其の恩惠は極めて稀薄にして累年の打撃に加ふるに繭價の暴落、日本産業、山陰兩銀行の破綻等地方經濟界は極度の疲弊困憊を來たし此の十年間は眞に財界の受難時代に終始した、併し乍ら我が米子市民の傳統的共同輯睦の美風と旺盛なる愛市の熱意とは、常に潑刺たる意氣と不撓の勇氣とを以つて難局打開に邁往すると共に市政の圓滑なる經營を致し、國運の進展と共に各般に涉り都市的施設の着々緒につきつゝあるは洵に慶祝に堪へざる處で、今其の重要な施設の一斑を拾つて見るならば年次増加する小學校兒童に對應する小學校舎の増築校地の擴張、高等淑徳女學校の新築校舎の増築學級増加修業年限の延長、男子青年學校及實踐女學校の創設、縣立高等女學校の學級増加に伴ふ校舎増築の助成、縣立商蠶學校新設の校地校舎全部の寄附等教育施設の擴充改善をはかり又道路十九路線の新設擴築、六橋梁の架設を行ひ國縣道の鋪裝を助成しては交通の利便を増進し、都市計畫に基づく下水改良の第一期工事たる加茂川の新設、深浦港の改良工事等により積年の水禍を免れ下水溝渠の改修

を逐次實現して衛生の施設改善に手を染め、公園計畫を樹立しては湊山及錦公園の施設に努め市民の保健衛生と觀光遊覽客の誘致に資し、又自動車唧筒の備付夜間常備消防の創設、水道消火栓の増設により警防施設を整備し、職業紹介所の創設新築或は醫師會の協力による輕料又は無料診療の開始、鰥寡孤獨に對する慈惠院の新築等社會事業施設の完璧を期し、更らに自治の殿堂たる市廳舎の新築、町區の大整理新町の設定にて市民日常生活の利便を圖り、隣接住吉、車尾の兩村を合併しては自治體の實力を強化し多年の懸案たる米子港修築も第一期工事を竣功し第二期工事に移り其他國際的に雄飛する米子飛行場は既に完成を告げ工事中の郊外米子ラヂオビーコンの施設と相俟つて水運空路に一大革新を齎らさんとし、本市の前途誠に洋々たるものあり、茲に市制十周年を迎へ是等事業の遂行上諸般の計畫に協賛の任を盡され、或は直接事業の執行に方られ又は多額の財を寄附せられ本市の發展に盡瘁せられたる關係者の勞苦と一般市民の協力に對し深き感謝の意を表せざるを得ない。

諺にも十年一昔といふ言葉があるが蓋し世態の變遷が如何に迅速なるかを形容せるもの

で、有爲轉變極りなき世態の中でも最近特に急激な變化を示しつゝ、あるのは市街地にして、我が米子市制施行十年の回顧に於いても其の一斑を窺ふべきである、不肖此の町から市への搖籃時代であり建設期に相當せる十箇年間に市長の要職を汚し献身的努力を捧げたるも、微力短才市制施行に際り庶幾したる十分の一をもなし遂ぐるを得ず都市計畫事業及之れに伴ふ諸施設等前途幾多の懸案を殘し、特に本市が生産都市を目指しての工場誘致其他の計畫に對する不斷の努力も其の酬ひらるゝ處薄かりしこと誠に遺憾の次第なるも此の間伯西社製絲工場、繭檢定所、造船所の誘致、瓦斯會社の新設、廣島電氣の送電變電所の設備、米子製鋼所の大擴張、鐵工業の勃興を始め各種商工業組合の創設活躍等に依り近時漸く産業躍進の曙光を見るに至りたるは欣快に堪へざる處にして、向後百年の繁榮と市政の充實を期するには更らに一層氣分を清新にし積極進取の意氣を以て最善の努力を盡し全市民相擧つて自治報國の雄心に燃え愛市奉公の誠を致さなければならぬ。

茲に公刊を企てた市制十周年史は所謂建設時代に於ける本市の人口、戸數の増加及財政

經濟機構の内容を檢討し、各般に渉る施設企劃の根底を衝き市勢の消長を明らかにし以つて理想の大米子市完成へのよすがとすべく編纂せしもので、識るは愛するの始めとか此の一卷が市民各位の清覽に會し將來の發展に資する微因ともなるを得ば幸甚の至りである。今や國を擧げて非常時局に直面し一層國力の充實を要するの秋冀くは今後益々熱誠なる市民愛市の念を基調とし、更らに團結を固くして都市經營の大策を樹て市格の向上と市民福利の増進を圖り、以つて地方文化の發展と昭和聖代の進運に貢献せられむことを期望して止まざるものである。

昭和十二年十月

米子市長 西 尾 常 彦

市制十周年史
 米子市の沿革
 第一章 米子市の沿革
 第一節 米子の發祥
 第二節 中古以來
 第三節 米子開府
 第四節 中村氏以後
 第五節 維新以後
 第二章 位置地勢及氣候氣象
 第一節 位置及地勢
 第二節 氣候及氣象
 第三章 土地
 第一節 面積、廣表

市制十周年史

目次

第一章 米子市の沿革

第一節 米子の發祥	一
第二節 中古以來	二
第三節 米子開府	三
第四節 中村氏以後	五
第五節 維新以後	六
第二章 位置地勢及氣候氣象	七
第一節 位置及地勢	八
第二節 氣候及氣象	九
第三章 土地	一〇
第一節 面積、廣表	一一

目次

第二節 土地……………一三

第三節 所有地……………一三

第四章 戸數及人口

第一節 人口増加の特質……………一五

第二節 戸數の増加……………一七

第五章 米子市の行政

第一節 行政の歴史……………一九

藩政時代—明治時代—大正時代—昭和時代—市制十年……………一九

第二節 行政機關……………二三

第三節 市吏員……………三九

第六章 選舉及有權者

第一節 議員及選舉有權者……………四三

第二節 選舉……………四五

第七章 財政史

政

第一節 歲計の増加……………五〇

第二節 歲入……………五三

第三節 歲出……………五五

第四節 特別會計……………五六

第五節 基本財産……………六一

第六節 市債……………六三

第七節 租稅……………六六

第八章 教育

第一節 施設の概要……………六七

第二節 小學校教育……………六九

第三節 青年教育……………七二

第四節 實業教育……………七四

第五節 縣立及私立學校……………七六

第七節 教育費……………七八

目次
第九章 社會教育

四

第一節 現況..... 九〇

社會教育機關—教化團體—圖書館、文庫—報道機關

第二節 青年團..... 九六

第三節 處女會..... 一〇一

第四節 婦人會..... 一〇三

第五節 少年團..... 一〇四

第十章 社會事業

第一節 總說..... 一〇七

第二節 救療事業..... 一〇八

第三節 保護事業..... 一一〇

窮貧救助—貧民救護—免囚保護—幼兒保育—兒童保護

第四節 方面事業..... 一一九

第五節 福利事業..... 一二三

住宅供給—宿泊保護

第十一章 兵事、戶籍

第六節 地方改善..... 一二四

第七節 職業紹介..... 一二五

第十二章 兵事

第一節 兵事..... 一二七

第二節 事變..... 一二八

第三節 叙勳行賞..... 一二三

第四節 團體..... 一二三

第五節 人口動態..... 一二四

第十三章 社寺

第一節 神社..... 一二六

第二節 寺院..... 一二六

第三節 教會所、說教所..... 一二四

第四節 類似宗教..... 一二四

第十三章 勸業

目次

五

第一節	概況	一四三
第二節	産業施設	一四五
第三節	工業	一五〇
第四節	農業	一五七
第五節	水産	一六六
第六節	畜産	一七〇
第七節	商業	一七二
第八節	市場	一八三
第九節	交通及交通機關	一八六
第十節	通信	一九三
第十四章 土木		
第一節	道路	一九五
第二節	道路鋪裝	二〇五
第三節	道路占用	二〇七

第十五章 衛生

第一節	施設の概要	二一九
第二節	防疫施設	二三〇
第三節	傳染病	二三三
第四節	療養機關	二三五
第五節	清掃	二三七
第六節	屠場	二三九
第七節	火葬場及靈柩車	二四三

第十六章 公園及史蹟、名勝、天然記念物

第一節 公園	三三四
第二節 史蹟、名勝、天然記念物	三三三
第三節 觀光	三二八

第十七章 警備及災害

第一節 消防	三五〇
第二節 水災	三五三

第十八章 水道事業

第一節 上水道の沿革	三五五
第二節 設備	三六三
第三節 現況及將來の擴張	三六四
第四節 水道經濟	三六六
第五節 下水道	三七二
第六節 設計	三七二

第七節 現況	三七四
--------	-----

第十九章 都市計畫

第一節 都市計畫の意義	三七七
第二節 本市と都市計畫	三七八
第三節 街路網	三八〇
第四節 市街地建築物法	三八五

第二十章 旌表

第一節 功勞者	三六七
第二節 感謝狀	三九七

第二十一章 雜

第一節 官公署	三九九
第二節 劇場及娛樂場	三三一
第三節 料理屋、旅館、飲食店	三三一
第四節 遊興	三三三

瑞とし八十八の子の文字に因んでそれを地名とし「米子」と改めたと縁起式に記してゐるが、米子の地名がいつ頃から在つたかといふことは史實に明らかでない、昔は加茂と稱ばれた一寒漁村であつて加茂神社の在る邊は海中の島であつたと傳へられ、日野川から吐き出す土砂が漸次堆積して、平地を形成したものである。

第二節 中古以來

米子が今日の如き大都市となつた所以のものは自然的地の利に恵まれたことが大いなる原因となつて居ることは勿論であるが、又一面これを開拓した中村伯耆守の功績に俟つことの多いことを見のがしてはならない。上古にかゝる沿革は姑く措いて中古以來伯耆國の梗概を略叙すれば、最初平氏に屬し後に源頼朝の天下統一によつて其の管するところとなり、降つて元弘年間後醍醐天皇隱岐へ御遷幸の際には佐々木某がこの國を守護した。

同三年名和長年が名和ノ莊から義兵を擧げて帝を船上に奉じ、伯耆の守護代糟屋彌太郎重行を討ち平らげて伯耆守に任ぜられ、後ち京都戰に歿してから一時鹽谷高貞の支配をうけ興國元年高貞が滅亡して守護職は山名時氏に移つた、當時尙雲州には鹽谷の一族が蟠居してゐた爲め雲伯の國境に方る米子には、山名の一族が堡砦を築いて居住し戰國時代の中頃迄は小康を保つたものであるが、大永四年五月尼子が出雲に崛起して伯耆國へ亂入し米子、淀江、天満、尾高の諸城を一舉に攻落した爲め山名氏亡び世にこれを大永の五月崩れと云つてゐる。尼子時代は四十四年間で永祿九年尼子義久が毛利元就に降り、天正十年豊臣秀吉が毛利輝元と和睦してから伯耆三郡はこれを吉川元春に與へられ米子は吉川の勢力に屬した。元春の子廣家は富田城に在つて其の將古曳長門守吉種をして飯ノ山の砦を守らせてゐたが廣家は米子を海陸交通の利便ある要害の地と見定めて湊山に城を築き、富田から米子に移らうとして天正十六年工を起したが同十八年小田原の役に次いで文祿征韓の從軍となり、工事は一時中止され慶長四年に至つて再び普請に取りかゝり翌五年關ヶ原の戰で石田方に與みした爲め城地未だ央にして周防の岩國に轉封され、伯耆十八萬石は擧げて中村一忠にこれを賜つた。

第三節 米子開府

中村伯耆守一忠は豊太閤の晩年、三中老の一に列せられた中村式部少輔一氏の子で、慶長六年春舊封

の駿府から轉じて入國したが、當年十一歳の幼主で徳川氏の命によつて老職横田内膳村詮（石高六千石）が後見し、吉川廣家が經營半途にして果さなかつた米子城の修築を期し、一忠は暫く尾高城に滞在して役夫を起し石垣を築き、塹濠を鑿つて海水を通じ慶長七年始めて入城した。

而して湊山の頂には本丸を置き飯ノ山には出丸を設け、老臣一色采女が預かつて俗にこれを采女丸と呼び、丸山にも又出丸を置いて横田内膳が預り内膳丸と稱ばれ、兩出丸の中間に位する本丸は高さ六丈六尺餘、所謂八ツ棟造りの五重の天守閣で輪奐の美を盡し、尙吉川氏の遺構によつて表門、裏門をつくり内濠、外濠を設けて侍屋敷、町人屋敷の區劃を定め海に臨んだ濕地一帯を埋立し加茂川の河口を修し川から内を廊内とし片原町（現在の天神町）には舟人を住はせ、内町には商家を並べて各町に特賣品の制限を行ひ貧富の均一を計り、又土地を丈量して税制を定め神社佛閣を遷請して庶民の誘致に力を注いだ爲め城下町は漸次繁榮して現在のこる倉吉町、尾高町、法勝寺町、四日市町等の町名は孰れもその地から集つて來たものが故郷の名をとつてつけたもので、大工町、紺屋町等は職業別に同業者が集ひ自治的に制裁を設け共存共榮をはかつた。

こうした施設の方針は大方家老内膳の裁量から出たもので器量人であつたことが窺はれるが父一氏の峻烈な氣質を稟け嗣いだ一忠は、成人するに従つて内膳の專横が氣に喰はず異心のあるのを憤つて慶長八年十一月十四日二の丸の營中でこれを誅戮した。そのため米子の城下は大騷擾を起し出雲から堀尾氏が兵を送つて助け出した、時に一忠十四歳で内膳の死後は専ら叔父の中村一榮がこれを輔けて國政を處理したが同十四年五月十一日、俄かに腦病起り年僅か二十歳で逝去し、嗣子なき爲め一家は遂ひに斷絶したとあるがこれに就いては異説がある。

徳川實記では通稱一忠を將軍秀忠から名の一字を賜はり忠一と改め其の祿高も十七萬五千石と記し歿年の二十歳を二十一歳とし、收封の原因を藩翰譜では忠一が内膳を誅し其の子主馬助が飯ノ山の城に楯籠つたのを軍勢をさし向け騷動を惹起したことが大御所の忌緯に觸れ、其の後の江戸參觀にも府内にはいることを許されず品川の驛に籠居し日を経て召し出され見參したが程なくうせぬとあり、この説のやうであれば中村家の絶へたのは實に子がなかつたといふだけの原因ではないやうにも思はれる。

第四節 中村氏以後

○慶長十五年七月徳川氏は故中村氏の舊領伯耆國を三分し、米子には加藤左近太夫貞泰が六萬石で美濃

の黒野から轉封した。中江藤樹が幼年の時祖父の吉長に随つて加藤侯に奉仕したのは此の時代で、米子は近江聖人の搖籃地といふことが出来る。貞泰在城すること八年元和三年七月伊豫大州に移り、同四年二月池田新太郎光政公が因伯三十二萬石の太守として入國してから米子城は池田出羽守由之が城代となり、同年歿して其の子由成が在番し寛永九年御國替により光政備前に徙り池田勝五郎光仲が入國した。

此の時光仲は三歳の幼主であつて將軍家光の命により、米子城は家老荒尾に預けられそれ以來明治維新迄二百三十餘年の間、十三代に亘つて荒尾氏が米子城を支配し西伯耆における政治、交通、産業の中心となつて御藏、御銀札場、御國産所、御會所、鐵會所、御番所、驛亭、牢獄等が置かれ人口は八千を數へた。

第五節 維新以後

徳川幕府三百年に亘つて築きあげた榮威、權勢も時切の流れに對しては抗し得ず、京畿を中心に日本全國を吹き捲つた王政維新のあらしに吹き散らされて、聽て輝く更生日本の黎明が訪れ、明治元年の新政となり同二年藩の領地はこれを朝廷に奉還し、家臣は悉く鳥取藩に收められ四年七月大詔煥發、藩を廢して縣を置かれ米子は鳥取縣に屬したが、九年八月二十一日鳥取縣が島根縣に合併せらるゝに及んで島根縣の管轄となり、更らに十四年因伯二州を割いて鳥取縣を再置されて鳥取縣に復し、二十二年十月町村制の實施に方り、米子町といふ自治體をつくり、昭和二年四月一日を以つて市制を實施するに至つた。

第一章 位置地勢及氣候氣象

第一節 位置及地勢

米子市は鳥取縣の西端に在つて島根縣に隣接し、北緯三十五度二十五分、東徑百三十三度十九分に位し東は日野川を隔て、箕蚊屋平野に對し、西は中海に臨んで彦名村及能義郡島田村に接し南は成實村、北は福生、福米、加茂の三村に續き東西六軒一〇、南北六軒面積十四軒三〇〇平方軒の地域で風光明媚と繭綿の主産地を以つて聞ゆる弓ヶ濱大天橋の基部に方り、農林産の豊富を誇る日野、西伯、能義三郡に對する經濟陣の關門として百貨を集散し、郊外に皆生温泉を湧出自ら天然の利を占め中國山脈、出雲連山を脊梁として日本海を胸腹に抱き東西に走る山陰線と南北に通ずる伯備、境兩線の分岐點をなし交通文化の十字街に立ち、人家最も稠密する中心の舊米子市街は中央南東から北西に加茂川が低地を流れ、中の海に注ぐ河口米子港には大小船舶が輻輳し日本海方面屈指の要津たる境港へは僅々十一湊で達し、滿鮮へ對して門戸を開放し市街の南方西端に湊山、丸山、出山及び飯ノ山があり深浦を隔て米山、感應寺山、愛宕山、總泉寺山等起伏し北東隅には了春寺山、後山、北山、向山、陽田山が布置し北西隅

に糺山の砂丘がある、就中湊山は九〇・四米の高度をもつて諸山を抜き地勢は概して南東に低く諸小川縦横に通じて水利に便してゐる。

今米子市の發展狀況を見るに藩政時代侍屋敷のあつた東町、加茂町、中町、西町附近は概して官公衙學校、病院等が多く道笑町から灘町へ一線に貫く所謂本町通りは昔からの商業中心で、富士見町、錦町方面は住宅街として發展し尙全市の大半を占める周圍部一帯は農耕地であるが、道路網の完成と逐年の著しき人口増加によつて漸次これを市街化しつゝある現狀である。

第二節 氣候及氣象

人間の生活及びそこから生れる文化の發達が土地、氣候といつた自然現象によつて左右せられることの多いことは云ふまでもないが、この點で我が米子市は最近三十年間の平均溫度を見るに冬は五度一、夏は二十八度六で概して順和な氣候であつて極寒、極暑いづれにあつても市民の活動を妨げる程度のものでない、氣象上では第四氣象區に屬し風は北東が最も多く西風、東風これに次ぎ南風が一番少なく秋二十日前後に至つて南東の風が吹くと共に、内海の潮水は俄かに苦鹹を加へこれが爲め魚介の斃れる

もの多く俗に苦鹹風と稱しその原因については未だ明かにされてゐないが、四月から十月に吹く北東の恒風は地氣を清燥にして霖雨といふものが少なく、雪は一、二月の頃最も多く年に依り尺餘に及ぶことも偶々あるが普通二、三寸を通例とし夜間に降り積つた雪も翌朝旭が昇れば跡方もなく融ける程度なものである。

第三章 土地

第一節 面積、廣表

グレート米子の建設を目指し、發展途上にある本市の狀勢を一瞥しやうとするならば先づ地域の膨脹について知らなければならぬ。我が米子は明治二十二年の町制實施から大正十四年迄三十七年間は地域に對する異動を見なかつたが、同十五年九月十日成實村四部落を合併して以來市制の實施に伴ひ飛躍的に、昭和十年九月二十五日住吉村の編入を行ひ次いで十一年七月十五日、車尾村の併合となつてその面積は四倍二分に擴大された、十年一昔といふ言葉があるが蓋し世態の變轉の迅速なるを形容したもので有爲轉變極りなき世態の中でもこれ等は特に急速な變轉振りを示したものとといふべきであらう。

年次	面積	周圍	廣表		
			東	西	南
大正十四年	三、三九三 <small>平方軒</small>	一一、〇〇〇 <small>軒</small>	二、四〇〇 <small>軒</small>		一、八五〇 <small>軒</small>
昭和元年	九、三九八	一九、〇〇〇	三、九三〇		二、八四〇
昭和十年	一一、六二〇	二五、〇〇〇	五、五六〇		六、〇〇〇
昭和十一年	一四、三〇〇	二八、七〇〇	六、一〇〇		六、〇〇〇

第二節 土地

本市に於ける民有地は昭和十一年の調査に依れば、有租地九百十四町一反歩及五十二萬九千二百九十九坪と、免租地八十一町九反宅地二千九百三十坪あり、この賃貸価格は五十七萬四千七百七十九圓で昭和二年と對比すれば、有免租地合計二百七十四町七反と二十一萬七千三百五十四坪、賃貸価格に於て三萬六百三十七圓を増し累年の變遷を見れば次の如くである。

民有地

年次	有租地	賃貸價格	免租地	段別合計
昭和二年	六、五七一 三、四八七 五〇八 六、五〇八 三、四九七 三、四九三 六、四九三 三、四〇六 三、四〇六 六、二七八 三、八六八 三、八六八 六、二七五 三、八六八 六、一八五 四、二二七	五、四四一、一四二 五、四一、七四一 五、四〇、六七〇 五、八〇、六四六 四、六五、三六四 四、七九、四四九	六、四二 七、二一 一〇、〇一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一	七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一
同三年	六、五七一 三、四八七 五〇八 六、五〇八 三、四九七 三、四九三 六、四九三 三、四〇六 三、四〇六 六、二七八 三、八六八 三、八六八 六、二七五 三、八六八 六、一八五 四、二二七	五、四四一、一四二 五、四一、七四一 五、四〇、六七〇 五、八〇、六四六 四、六五、三六四 四、七九、四四九	六、四二 七、二一 一〇、〇一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一	七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一
同四年	六、五七一 三、四八七 五〇八 六、五〇八 三、四九七 三、四九三 六、四九三 三、四〇六 三、四〇六 六、二七八 三、八六八 三、八六八 六、二七五 三、八六八 六、一八五 四、二二七	五、四四一、一四二 五、四一、七四一 五、四〇、六七〇 五、八〇、六四六 四、六五、三六四 四、七九、四四九	六、四二 七、二一 一〇、〇一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一	七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一
同五年	六、五七一 三、四八七 五〇八 六、五〇八 三、四九七 三、四九三 六、四九三 三、四〇六 三、四〇六 六、二七八 三、八六八 三、八六八 六、二七五 三、八六八 六、一八五 四、二二七	五、四四一、一四二 五、四一、七四一 五、四〇、六七〇 五、八〇、六四六 四、六五、三六四 四、七九、四四九	六、四二 七、二一 一〇、〇一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一	七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一
同六年	六、五七一 三、四八七 五〇八 六、五〇八 三、四九七 三、四九三 六、四九三 三、四〇六 三、四〇六 六、二七八 三、八六八 三、八六八 六、二七五 三、八六八 六、一八五 四、二二七	五、四四一、一四二 五、四一、七四一 五、四〇、六七〇 五、八〇、六四六 四、六五、三六四 四、七九、四四九	六、四二 七、二一 一〇、〇一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一	七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一
同七年	六、五七一 三、四八七 五〇八 六、五〇八 三、四九七 三、四九三 六、四九三 三、四〇六 三、四〇六 六、二七八 三、八六八 三、八六八 六、二七五 三、八六八 六、一八五 四、二二七	五、四四一、一四二 五、四一、七四一 五、四〇、六七〇 五、八〇、六四六 四、六五、三六四 四、七九、四四九	六、四二 七、二一 一〇、〇一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一	七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一 七、二一

年次	有租地	賃貸價格	免租地	段別合計
同八年	六、一三一 四、二二七 七、三三三 六、七三三 四、六六六 九、九三三 五、一七三 九、一四一 五、二九九	四、八一、三二九 五、一九、一八三 五、六九、五四〇 五、七四、七七九	七、〇四 七、〇四 七、〇四 七、〇四 七、〇四 七、〇四 七、〇四 七、〇四 七、〇四	六、八一 四、二二 七、三三 六、七三 四、六六 九、九三 五、一七 九、一四 五、二九
同九年	六、一三一 四、二二七 七、三三三 六、七三三 四、六六六 九、九三三 五、一七三 九、一四一 五、二九九	四、八一、三二九 五、一九、一八三 五、六九、五四〇 五、七四、七七九	七、〇四 七、〇四 七、〇四 七、〇四 七、〇四 七、〇四 七、〇四 七、〇四 七、〇四	六、八一 四、二二 七、三三 六、七三 四、六六 九、九三 五、一七 九、一四 五、二九
同十年	六、一三一 四、二二七 七、三三三 六、七三三 四、六六六 九、九三三 五、一七三 九、一四一 五、二九九	四、八一、三二九 五、一九、一八三 五、六九、五四〇 五、七四、七七九	七、〇四 七、〇四 七、〇四 七、〇四 七、〇四 七、〇四 七、〇四 七、〇四 七、〇四	六、八一 四、二二 七、三三 六、七三 四、六六 九、九三 五、一七 九、一四 五、二九
同十一年	六、一三一 四、二二七 七、三三三 六、七三三 四、六六六 九、九三三 五、一七三 九、一四一 五、二九九	四、八一、三二九 五、一九、一八三 五、六九、五四〇 五、七四、七七九	七、〇四 七、〇四 七、〇四 七、〇四 七、〇四 七、〇四 七、〇四 七、〇四 七、〇四	六、八一 四、二二 七、三三 六、七三 四、六六 九、九三 五、一七 九、一四 五、二九

備考 十一年ノ段別減ハ道路河川敷トナリ官有地ニ編入サレタ爲メテ六年以降賃貸價格ノ減ハ五年迄地租ニ依ツタ關係デアル

第三節 所有地

本市に於ける他市町村民の所有する土地と他市町村に於て本市民が所有する土地とについて調査すれば、昭和十一年前者百四十九町一反及六萬四千百四十九坪で昭和二年と對比し反別五割九分、坪に於て六割九分を増加し後者は二千六百七十九町九反及八萬六千二百十四坪で元年に比し反別は十五割、坪は三割五分の増加を示して居るが本調査に就て特に注意すべき點は、他市町村民の本市に於ける所有地は本市で正確に調査することが出来るが、本市民の他市町村に於て所有するものに就ては他市町村から通知を洩らしたものが相當ある様であるから、其の實數は本表以上にあるものと推測して差支ない。

所有土地

年次	他市町村民ノ本市ニ於ケル所有地		本市民ノ他市町村ニ於ケル所有地	
	反別	賃貸價格	反別	賃貸價格
昭和二年	三七、九三七 八六五 _{坪反}	六四、七八六 _圓	一〇、七〇九 六三、一九三 _{坪反}	二八七、三三三 _圓
同三年	三八、九七九 六〇五	六七、一一二	一八、一二六 五三、九八八	二四九、七三八
同四年	三八、九六五 六〇〇	六七、一〇五	一八、二三六 五三、九九九	二五〇、五二一
同五年	三八、九六五 六〇〇	六七、一〇五	一八、二三六 五三、九九九	二五〇、五二一
同六年	四四、二五七 八二一	六四、八二九	二四、九三七 八一、八七四	二八九、七九七
同七年	五六、七三七 九二二	五五、三九七	二七、九九九 一四二、四四八	二一一、〇七六
同八年	五六、七三〇 九〇三	五四、一七七	二八、〇四四 一四二、四六九	二一〇、三九〇
同九年	五六、七四二 九〇二	五四、一四六	二八、〇五〇 一四二、四七三	二一〇、七七五
同十年	五八、二四八 二四四	六八、一八三	二五、八八五 八二、八〇六	二〇一、九九七
同十一年	六四、一四九 一四九	七五、五九四	二六、七九九 八六、二一四	二二三、一〇二

備考 昭和六年以降賃貸價格ニ變動ヲ生ジタノハ五年迄地價ニ依ツタ爲メデアル

第四章 戸數及人口

第一節 人口増加の特質

近代文化の急斜面を物凄い勢で進みつゝあるのは人口の都市集中である。都市は地利的にも水陸交通の利便を備へ物資の豊富な背地を擁し、殊に機械文明の發達が産業組織を一變してから大規模の工業に伴ふ各種生産業、商業、交易、運輸機關は飛躍的發達を見せ、而かも是等諸般の事業が勞働力の供給豊かに又消費盛んなそして交通便利で物資の得易い都會に集中されることは當然で、産業の勃興は自然人口の集中を招來し政治的勢力は經濟的勢力を加へ、凡てが都市を淵藪として發達し茲に富と文化的勢力とを代表する近代都市の誕生となつたもので、我が米子市に於ける人口増加の趨勢について見ても、最近十年間の統計によれば出生と死亡を差引いた人口の總増加は純増加數の二割四分にしか過ぎない、其の大部分は他地方からの移住人口によるものである。

都市人口の密度は斯して著しく高度のものとなると共に近接した郊外町村の目覺しい躍進を齎し、これ等市内居住民並に郊外居住民の兩者は孰れも都市生活を中心に相互に結びつけられ、密接不離の關係

をつくり漸次都會化して合併又は編入されて都市の人口は益々増加する。今本市について大正元年以降二十五箇年間の人口膨脹度合を示せば次の如くで、昭和元年（大正十五年ヲ含ム）は成實村四部落の合併、昭和十年は住吉村、十一年は車尾村の編入により著増を見せたもので、昭和元年以降の増加率は一箇年平均千百四十七人といふ數字を見せ、聖代に市制を實施した全國廿一都市中に其の比を見ぬものである。

人口

年次	男	女	合計	前年對比増減
大正元年	一〇、八〇八	一一、〇八五	二一、八九三	1
同五年	一〇、五七九	一〇、七〇九	二一、二八八	1
同十年	一一、四五九	一二、五三八	二三、九九七	1
同十四年	一三、〇〇〇	一三、七三六	二六、七三六	1
昭和元年	一四、八三一	一六、三一一	三一、一四四	四、四〇八
同二年	一四、九〇〇	一六、七九七	三一、六九六	五五二
同三年	一四、九七二	一六、九二五	三一、八九七	二〇一
同四年	一五、四八六	一七、五三六	三三、〇二二	一、一二五

年次	男	女	合計	前年對比増減
同五年	一五、九七八	一七、六五四	三三、六三二	六一〇
同六年	一六、二〇一	一七、六〇九	三三、八一〇	一七八
同七年	一六、五二三	一七、八七六	三四、三九九	五八九
同八年	一六、四七五	一七、九八八	三四、四六三	六四
同九年	一六、七一一	一八、三三一	三五、〇四四	五八一
同十年	一七、六五二	一八、九八三	三六、六三四	一、五九一
同十一年	一八、八一四	二〇、五四〇	三九、三四五	二、七一九

第二節 戸数の増加

人口の膨脹に伴ひ戸数の増加して行くことは當然であるが、本市の大正元年に於ける戸數四千三百七十五戸を十年の後に見ると五千二百五十五戸となり、一箇年平均八十八戸の増加率を示しそれが大正十四年には六千百九十八戸となつて、此の十四箇年に於ける一箇年平均増加率は百三十戸に増嵩してゐる主なる原因は移住人口の増加にもよるが、又大正十二年以降都市の發展上に最も必要な住宅組合を設立し、これを助長せしめたことがあづかつて力あることを忘れてはならぬ、更らに昭和元年（大正十五年ヲ

含ム以降の増加率を見るならば同年成實四部落の合併があり、一躍六百數十戸を増加し其の後住吉、車尾の編入等區域の膨脹に伴ひ昭和十一年に於ける戸數は八千五百八戸を算へ、元年以來一箇年平均増加率二百十戸を示してゐる。

戸數

年次	戸數	増加數	年次	戸數	増加數
大正元年	四、三七五		昭和五年	七、四三六	九四
同 十 年	五、二五五	八八〇	同 六 年	七、五三五	九九
同 十 四 年	六、一九八	九四三	同 七 年	七、六〇六	七一
昭和元年	六、八四三	六四五	同 八 年	七、六六一	五五
同 二 年	六、九〇三	六〇	同 九 年	七、六九五	三四
同 三 年	七、一三九	二三六	同 十 年	七、九五〇	二五五
同 四 年	七、三四二	二〇三	同 十 一 年	八、五〇八	五五八

備考 昭和元年ハ成實村合併、十年ハ住吉村、十一年ハ車尾村合併ニヨリ著増ヲ見セタリ

第五章 米子市の行政

第一節 行政の歴史

藩政時代

藩政時代に於ける行政の歴史は米子開府の祖、中村伯耆守と池田氏時代に最も顯著なものがある。仍ち中村氏時代について文献を徴して見ると其の始政の第一として米子城下の開發、それに次いで濱の目方面の開拓で次に掲げた二通の古文書がこれを雄辯に物語つてゐる。

當浦船之儀船頭舟持之面々順番に無_ニ甲乙可_ニ相積_一候、自今以後者自國他國之者によらず舟持度_ニ存者何程も可_ニ相集_一者也

慶長七年正月十九日

内膳正村詮 花押

米子浦惣船頭中

其在所中鹽濱並にれうかた爲可_ニ相稼_一に傳役令_ニ免許_一候、但其地より米子へ材木以下取候者舟にて可_ニ相同_一者也

慶長七年正月廿一日

内膳正村詮 花押

濱ノ目惣百姓中

第五章 米子市の行政

何れも中村氏入國翌年のもので城下の繁榮を圖るため自領他領の別なく海路に由る移出入を公許し、殊に弓濱の製鹽と出漁を奨励する爲め徵税を免じ木材の運搬も舟路に由ることを命じ、後世元和三年池田光政公の時米子の村川、大谷兩名が竹島（鬱陵島）渡海の免狀を幕府から下げられて盛んに渡航し出したのも其の因は遠くこの時代の海運奨励政策にはじまつて居る。

尙中村氏は當時下濱各村のため出雲の堀尾氏と協定し雲伯入會の漁區を定め、薪炭材を採るために島根半島の山谷を限つて樵漁の便を與へ水利の不便に對しては苗代田を租借する等これがため出雲藩に運上銀を納めた記録が残つて居る。加藤氏時代のことは資料が散佚してゐて徵するものがないが慶長十八年の勝田神社新造、粟島神社の修營等があり光政公に移つてからは流石名君の譽が高かつただけに戸口の調査、土地の丈量、海池（皆生）及長者原の大開墾等、後世に多くの事績がのこり光仲公以後の藩政中では先づ貢租の制度が擧げられる。

是は藩の税法中特に重要な永代請免法であつて地面臺帳（土地臺帳）を作製し、納租の石高と基準を定め五人組合を基礎として納税組合を設け一組一村一郡の共同負擔とし、年の豊凶に關せず一定の運上米を取立たもので收税勵行の爲には御貸米、牛銀と稱し端境期に米を貸付し牛を飼育せぬものには扶持方

から貸代料をとつて貸付し秋收穫の上で半年一割の利子を徴したものであるが、貢租、御貸米、牛銀共に徵收峻烈で不足人は闕所、追放、入牢を申つけられ下々の人民共穩やかならず藩廳では同法施行六十年目の寶歴八年郡代安田七左衛門をして領内を巡行させ、請免法は反別の丈量に二割の餘裕を見込んで定めた云はゞ仁政の一つであつてこれを怠ることは心得違ひであると大いにその功德を諭し、農を重んじて勤儉力行するやう奢侈を戒めた、世にこれと呼んで安田御條目と云つてゐるが藩の財政は容易にもつて意の如くならず、窮乏補填のため時々豪農へ對して出精銀を課し、一般農民には御借米と稱して増租する等苛斂誅求を極めた結果、農民の鬱積された不平が遂に爆發し享保年間の一撥蜂起となつた。

坪龜騒動といふのがこれで明和になつて到々一撥豫戒令を出し、あらゆる新事業一切を中止して哀れな藩政の末路を見せたが、藩政時代の町村を見ると殆んど自治に任せ藩廳は唯これを監督するのみで町村自治の慣習は既に徳川時代に涵養されたと云つても差支ない。たゞ其の當時には官尊民卑の弊が甚しく人民は命惟れ従ふの一方で、村治は藩吏即ち奉行の監督の下に村役人がこれを處理し何ごとも自發的、積極的に運営せなかつたものである。而して當時には如何なる小村と雖も苟も一聚落をなす處は必

らず一の獨立村として扱はれ、村には庄屋があつて一切の村務を掌理しその下に年寄、物書、組頭、小頭があり年寄は今の助役、物書は書記、組頭は五人組合法による組合長で小頭を統べ、小頭は五人組合の長で今の區長の如きもので現在のやうな町村會といふ代議機關はなかつたが、そのかはり村寄合といふものがあつて村中の大事とか會計出納等については毎戸必らず一人を出し、協議に參與せしめ殊に年初の會合は初寄合と稱し酒食を共にし和氣霽々の裡に其年の行事を決し、一切の費用は村づかひと稱して高割、竈割を以つて徴收された。高割といふのは土地の持高に應じた地價割のことで竈割といふのは貧富に分つた戸數割と同じもので、庄屋は村中の家柄人格あるものゝ中二三を選定し藩の評決をもつて任命せられたものである。

明治時代

慶應三年正月明治天皇御踐祚世は明治と改まつて攝政、關白、將軍の舊職を廢し王政復古の新政が行はれ、明治二年六月藩主を藩知事とし郡に郡政所を設け郡司を置かれたが施政は舊に従ひ、四年七月廢藩置縣の大詔が煥發せられ五年三月の大政官布告によつて庄屋、名主、年寄の呼稱が大庄屋を郡長、村

庄屋を村長と改められ年寄がなくなり區制を實施された。其の翌年區制の大改正に米子では西倉吉町に第十三大區が設けられ大區を三分して小區長を置き町政を處理し、後に四日市町から上を第一連合、東町から下を第二連合とした、そして七年には町村に戸長、副戸長が置かれ大區毎に代議人制が樹てられ民意の開通をはかり、八年従來の租税一切米納を金納に改め十二年四月郡區町村編成法によつて郡役所が設置され、十三年米子には會見、汗入郡役所が出来、二十二年三月十一日不磨の大典たる憲法發布せられ、十月市町村制を實施し一町村毎に町村長を置き町村を以つて自治體とされ、我が米子が始めて町制を實施した當時は戸數二千七百八十四、人口一萬三千二百二十三で初代町長に遠藤春彦が選ばれた。

其の頃の決議機關は一級、二級、三級に區別され各級八名づゝを選擧し半數づゝで參與したもので事務は二箇所にあつた戸長役場の内上の役場(今の明道校附近に在つた)で開始され、後西町裁判所前米山屋の民家を借り移つたが翌二十三年火災に遭つて焼失し、二十五年條令改正で三級議員が廢止され一級、二級共十二人づゝ二十四名で半數交代制をとり三好八次郎が町長となつた。それから以降三十四年十月渡邊駛水が町長となるまで十箇年間町長は大塚誠太郎、住田善平、杵村源次郎と頻繁に交代したが孰れも前任者の事業及び精神を繼承し、基本財産の造成、傳染病院の經營等が主なるものであつて、渡邊町長

時代には米子、境間の鐵道開通がありこれに刺戟せられて町勢も著しく進展し成實村へ對して一部接續地の交換問題を切出し、米子市が今日の市制實施に必須要件とした區域擴張の萌芽を胚胎せしめ、在任八年其の間三十七年三月の町役場位置變更、三十九年の公會堂建設、四十年五月には畏くも東宮殿下の行啓を仰ぎ、四十一年記念日を制定する等幾多の治績をのこし、四十二年十二月鳩谷兼次が町長となり計畫中であつた米子停車場から米子港へ至る幅員六間半の大道路が東宮行啓記念事業として完成され、四十三年八月韓國皇太子の行啓あり四十五年五月には山陰鐵道の京阪開通で大博覽會を開催したが、同年七月明治天皇御登遊遊ばされ世は大正と代つた。

大正時代

大正二年丹羽且次が町長となり、此年町村制の改正で町會は舊來の議員半數交代制が廢せられ二十四名の定員に改められた。丹羽町長の在任は二期八箇年で主なるものとしては大正三年の遊廓地指定經營四年の大字區名稱の改正、六年十二月の町役場新築、七年七月の物價暴騰による恤救、同年九月の大水害善後措置等が擧げられ、町會議員は六年の改選から三十名に増加した、而して同十一年四月西尾常彦

の町長就任を見るに及んで町政上には劃期的な變革を齎された。

仍ち百年の大計たる上水道の完成、米子住宅及び利用厚生三組合の設立、市街電車の運轉、成實村四部落の合併等着々として米子市建設の基礎が固められると共に、商品陳列場及錦公園鳳翔閣を町の經營に移し、多年懸案の火葬場設置並に靈柩車の新設を行ひ女子技藝學校（高等淑徳女學校の前身）の創立から、縣立工業學校の設置には十四萬圓の犠牲を拂ひ、又西伯公設運動場の設置に方つては工費二萬五千圓の内半額以上を町費補助と青年團及び有志家の寄附金で以つて支出し、遂ひにその所有權を獲得する等爾餘の町政施設の整備充實については殆んど枚擧に遑なく、其の間行政機構の上には郡制並に郡役所の廢止があり時代の進運に伴ふ普選の實施、關東大震災の救援、皇室の御慶事を仰いで奉祝等記録の上にとゞまるものが多かつたが、十五年十二月大正天皇の御大喪に昭和の新政を迎へた。

昭和時代

昭和時代の劈頭に於いて特筆すべきは我が米子市制の實施である。市の前身であつた米子町は大正の初年戸數四千三百七十八、人口二萬三千を數へ自治制施行當時に較べ戸數二倍半、人口二倍七分の増加

を示し町勢の進展は既成都市中の或ものに比し何等遜色を認めることなく、市制實施の聲は次第に高揚されて來たが、肝腎な内務省が内規とする人口三萬に達する迄には尙餘程の逕庭があり、且つ地域狹少のため大工場を起して文化的の大施設を行ふことが出來ず、其のため進展繁榮を阻害されること尠からぬものがあつて、疆域の擴張と人口増加の必要は幾度か接續地帯の併合問題を叫ばれた。

然しながら時機到らずして徒らに歲月は經過し、大正十一年偶々政府の小町村併合提唱から米子町でも市制實施準備委員會を設け、計畫を進めたが時恰も成實村四部落（長田、美吉、西大谷、陰田）住民は地理、人情、風俗、習慣を一にして日常生活が接近し教育的見地から云つても衛生的施設から見ても米子町に合併して共存、共榮の立場において地方の振興發展に貢献すべきであるとの熱望を抱いて幾度か折衝を重ねた結果双方の意見が合致し、同年十二月十六日代表者により非公式覺書の交換が行はれ、西尾町長はこれを各々の機關に諮つて愈々正式に成實村へ對し北部四部落の割愛交渉を開始した。

ところが此の問題は明治三十四年以來二十五年に亙り九代の知事から三回の諮問を發せられ尙成就せず、萬根錯節を重ねた問題として果然村理事者及び南部各部落の猛然たる反對が起り、到底圓滿な協調を進めて行くことが出來ぬといふ見越がついたので、已むなく町會は知事に向つて合併促進の陳情書を提

出し北部住民又歩調を一にして全面的運動を起し、反對を唱へた南部はこれに拮抗して三年有半に及ぶ紛争が続いた。其の間北部四部落では小學兒童全部を米子へ通學せしめ青年團又合同する等事實上の合併が行はれ、村税滯納同盟等種々の波瀾曲折を織込んで歴代知事、郡長の斡旋も何等の光明を認めることが出來なかつたが大正十四年八月二十二日、白上知事に依つて第四回の諮問が發せられ三好代議士、眞野郡長等の盡力と關係兩町村代表者の雅量と隱忍自重が實を結んで、翌十五年五月二十八日遂ひに兩町村會は諮問通りの合併答申を決議した。

斯くして八月二十日付縣告示第二百十二號は九月十日から合併實施の旨公布し、茲に於いて米子町は從來の面積三平方籽三九三から一躍して約三倍の九平方籽三九八に擴大し戸數六千九百九十八が六千八百四十三戸に、人口二萬六千七百三十六から三萬一千四百四十四人に膨脹し愈々市制實施の資格を充實し、同年十月四日の町會は滿場一致を以つて大正十六年（昭和二年）四月一日より市制施行の申請を決議し、直ちに諸般の準備を整へて十一月二十四日書類を内務大臣に提出した。

米子町ノ區域ヲ以テ市制施行ノ義申請

米子町ハ鳥取縣ノ西端ニ位シ山陰八州第一ノ平野ヲ控ヘ夙ニ山陰鐵道ノ中心地トシテ知ラレ山陰本線ノ外境線及伯

備線ノ分岐點ナル而已ナラズ伯陽、米子ノ電車ハ本町ヲ中心トシテ近郷ニ連絡シ國、縣道七條ヲ放射シテ縣ノ内外ノ交通ニ便ス、殊ニ海運ニ在リテハ米子港ヲ控ヘ亦山陰道ノ大要津タル境港ハ僅ニ北方十一哩ニシテ達スベク、眞ニ海陸交通最至便ニシテ建設、運輸、保線、療養ノ各鐵道官廳、專賣局支所ヲ首メ各種ノ官衙、學校、病院、銀行、會社等多ク亦鐵道工場、煙草工場ノ兩官營工場ノ外私設ニ係ル製絲、製鋼、製氷、製材、農具、諸機械、煉瓦、土管、瓦、酒類、清涼飲料、醬油其他日用品食料品等ノ製造工場尠カラズ、亦日本海方面一帶ノ海產物及縣内各郡及隣接島根縣東部地方等ノ生産物並滿鮮、西比利亞、北海道、九州方面ヨリ海路ニ依ル輸出入物貨又ハ京阪神、下關方面ニ對スル鐵路ニ依ル輸出入品等總テ本町ニ於テ之ヲ吞吐スルノ實況ニシテ、商況日ニ月ニ殷賑ヲ加ヘ戶口年々増加シ來レリ。

此故ニ町民ノ七割強ハ商工業従事者ニシテ以テ本町商工業ノ一斑ヲ窺知スルニ足ルベシ、教育施設ハ小學校五、私立幼稚園二、縣立中等學校三、町立女子技藝學校一、私立家政女學校一及實業補習學校アリ亦近ク篤志家ノ寄附ニ依リ商業學校一校新設ノ計畫中ナリ、衛生施設トシテハ水道ノ敷設ヲ爲シ本年四月ヨリ給水ヲ開始シ殘工事モ既ニ終了シ亦町營ノ火葬場、屠場、傳染病院等アリ其他商品陳列場、公設市場、公會堂、公園、公設運動場等社會的又ハ都市的施設アリ、又街路ノ改良擴築ニ付テハ大正十一年ニ於テ町道新設擴築ノ爲道路計畫ヲ定メ爾來其ノ方針ニ基キ街路ノ擴築、道路ノ新設等々繼續實施中ニシテ尙今後必要ニ應ジ更ニ既定計畫ヲ擴張補充シ以テ之カ萬

全ヲ期セントス。

此ノ外將來隣接村ノ併合ト相俟テ大米子市ノ建設ニ努メ商業、工業、住宅等各地帶ノ區劃ヲ定メ亦森林及海濱ヲ利用シテ遊園地ヲ設クル等都市的發展ノ基本計畫ニ向テ意ヲ注ギツ、アリ、此ノ故ニ本町ハ如上ノ大勢ニ順應シ町民ノ安寧幸福ヲ増進シ地方産業ノ發達ニ資センニハ、速ニ市制ヲ施行スルノ最緊切ナルモノアルヲ認メ別紙ノ通町會ノ議決ヲ經候條、來ル大正十六年四月一日ヨリ米子町ノ區域ヲ以テ市制施行ノ義御詮議相成度此段申請候也

大正十五年十一月二十四日

鳥取縣西伯郡米子町長 西 尾 常 彦

右に對し内務省では昭和二年二月十一日戸田、石坂兩屬を派遣し町の内外に涉り調査を行はしめ、三月十四日米子町を廢し米子市新置について町會に意見の諮問をなし、翌十五日の急施町會は滿場一致異議なき旨を答申し、縣參事會又同様極めて順調に進捗し三月二十四日官報第六十七號を以つて左の通り告示された。

内務省告示第二百九十一號

市制第三條及町村制第三條ニ依リ昭和二年四月一日ヨリ鳥取縣西伯郡米子町ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ米子市ヲ置ク

昭和二年三月二十四日

第五章 米子市の行政

昭和二年四月一日、斯くして米子町を廢し新たに米子市を置かれ町制時代の執行、決議機關は勿より條例、法規其他一切は自然的に效力を失つて石井知事は前途洋々の市制施行に自治の運用を誤らしめぬやう、同日前米子町長西尾常彦を市長臨時代理者に、前町助役堀江龍一郎を助役臨時代理者に、前米子町収入役鹿島富一を市収入役臨時代理者に各々選任し西尾市長代理者は町制時代の吏員全部を其まゝ市吏員に任命し、町役場を市役所に改めて更始一新の紀元を迎へ「大米子市建設」への第一步を踏み出した。

市制十年

其の後市制十年間拮据經營の概要を述べるならば、市制實施の直前昭和二年三月十五日始つた我國未曾有とも云ふべき金融の大恐慌は經濟界に大打撃を與へ、次で昭和四年濱口内閣の緊縮政策金解禁の實行に依り、財界の不況は世界的不景氣と共に一層深刻となり、失業者は續出し産業は萎非沈衰を來たし昭和六年は其のどん底に陥り、一般官吏の減俸迄行はれ經濟界は極度の不振に陥り同年秋の滿洲事變勃

發により七年軍需工業の勃興となり又金再禁止に依り多少景氣を見直したが、軍需工業の乏しき本市の如きは其の恩惠極めて稀薄であるのみならず繭價の暴落、日産、山陰兩銀行の破産等があつて地方經濟界は波瀾重疊、疲弊困憊甚しく眞に之の十年間は經濟界の受難時代に終始した。

然し乍ら其の中にも失業救済、時局匡救、農村振興土木事業等の施行等により市勢は順調に發達し、當初に計畫したる都市計畫調査は二萬六千五百四十二圓の經費を以つて昭和九年度に完了し、市廳舎災害復興も二十二萬一千七十六圓を要して昭和五年七月一日落成を見、又米子港灣改良工事は國庫補助十三萬九千五百圓、縣五萬二千五百圓、市九萬六千圓を負擔し合計二十八萬八千圓の豫算を以つて、昭和八年以來工を續け十二年度を以つて第一期工事は竣工の豫定で、引續き第二期工事の施行計畫を樹てつゝあり第一期工事は防波堤の延長並に港内浚渫埋立工事に屬し、完成の曉は一千噸級の船舶運行に差支なき設計で、都市計畫に依る下水道事業の一部たる新加茂川治水工事は先年既に通水となり、深浦港護岸、岸壁工事又完成し年次の水厄を調節すると共に小船舶の着岸に便ならしめ、近き將來米子港の完成に伴ひ水運に一大革新を齎すものである。

其他時局匡救、災害復舊、地方改善事業として縣費補助を受け施行した市道新改築、或は國縣道鋪裝

工事は約十萬圓に達し交通の利便を開き、市民の保健衛生と觀光遊覽のためには公園計畫を樹立し、先づ湊山公園の施設に着手し住吉、車尾兩村合併では大米子建設の事業を進め、日滿連絡國際航空路の開設に對しては中繼飛行場を市外加茂村に設置許可を得、國庫十一萬圓、縣三萬圓、市八萬一千圓（内後藤彦三郎氏寄附金三萬圓、加茂村同二千九百五十圓、高木鐵三郎氏同一萬五百三十圓を含む）を支出し既に九十九%を竣工し空陸水路交通網の完璧を見るも間近に迫り、教育施設は昭和二年五萬六千四百餘圓を以つて淑徳女學校を建設し、又縣立商蠶學校建設を本市に決定せらるゝや、故坂口平兵衛氏の寄附金十五萬圓に市費一萬六千餘圓を加へ昭和四年に開校し、縣立高等女學校の學級増加に伴ふ校舍増築費角盤高等小學校の校舍増築費等多額の補助及負擔をなして是を完備せしめ、其の他各小學校々舎は年次増改築を斷行し、同時に内容の充實を圖り時勢に適合するやう努力を拂ひ、社會事業施設としては職業紹介所を新設して一般就職難を緩和し、救護施設慈惠院を建設しては不遇者を勞はり、醫師會特別診療事業については年々助成金を交付して下層階級に無料又は實費診療の保護施設を講じ、財政に關しては市廳舎災害復興資金をはじめ時局匡救、産業振興土木、農村振興其の他、應急土木事業、災害關係資金等總て市費負擔に屬するものは低利債に依つて支辨し總額四十四萬二千七百八十六圓に達し、外に小

學校増築費、特別會計水道費、職業紹介所營繕費、繭檢定所並に伯西社工場敷地買收費等は基本財産、現金其の他各種積立金を以つて融通し、總額五萬八千二百七十圓を算し毎歲是に要する元利金を年賦償還し、利率は經濟界が低金利時代に向ふと共に舊債整理公債條例を設け、高利債を低利債に改め利子約三萬九千八百圓を減額することを得た。

又本市の發展に伴ふ大問題であつた町區の整理新町の設定は昭和九年調査を終り十年一月一日より改正實施し市行政上並に市民生活に多大の便益を與へ、警備についても夜間常備の消防組を設け、從來あつたガソリン唧筒の外新鋭の自動車唧筒を購入し、非常災害の防備と市民の幸福増進を期しつゝあり、以上は其の概要を搔抓んで記したまで、尙詳細は各章及卷末に附した施設一般及び略年表を參考として對照せられたい。

第二節 行政機關

昭和新政最初の市制を實施して歴史的な一新紀元を劃した我が米子市は、人口四萬を擁し其の歲計は五十萬圓を突破し市政の内容は教育、産業、衛生、土木、財務、社會事業等多岐複雑に互り加ふるに國、

縣、其他公共團體の委任事務年と共に繁劇となり、是等の市務を處理するため議決機關として市會及市參事會を置き、執行機關として市長を置き尙事業の遂行と事務の掌裡に就ては其の内容、特質に従つて各々部、課を配置し市政の運用上最善の效果達成に努めてゐるが、本市市會の沿革を見るに昭和二年六月六日第一回の市會議員選舉を執行、議員定數は三十名で新法令による始めての普通選舉法を適用し、極めて良好な成績を收め同月十三日を以つて當選者が確定、二十日に初市會を開いて議長に遠藤光徳、副議長に森伊兵衛が當選し、市會の成立を終るや直ちに市長選舉に移り、満場一致で前米子町長にして市長臨時代理者であつた西尾常彦を選舉し、更に二十三日の市會に於て名譽職參事會員の選舉を行ひ、七月一日西尾市長は堀江助役、鹿島收入役を推薦決定を得爾來市會は六年、十年と二回の改選を行ひ今日に至つてゐる。

歴代市長

職名	就職	満期	氏名
市長臨時代理者	昭和二年四月一日	昭和二年六月二十日	西尾常彦
市長	昭和二年六月廿一日	昭和六年六月二十日	西尾常彦

歴代助役

市長	昭和六年六月廿一日	昭和十年六月二十日	西尾常彦
市長	昭和十年六月廿一日		西尾常彦

歴代收入役

職名	就職	満期	氏名
助役臨時代理者	昭和二年四月一日	昭和二年七月十日	堀江龍一郎
助役	昭和二年七月十一日	昭和六年七月十日	堀江龍一郎
助役	昭和六年七月十一日	昭和十年七月十日	堀江龍一郎
助役	昭和十年七月十一日		堀江龍一郎

職名	就職	満期	氏名
收入役臨時代理者	昭和二年四月一日	昭和二年七月十日	鹿島富一
收入役	昭和二年七月十一日	昭和六年七月十日	鹿島富一



第五章 米子市の行政

収入役	昭和六年七月十一日	昭和十年七月十日	鹿島富一
収入役	昭和十年七月十一日		鹿島富一

歴代市會議長

職名	就職	満期退職	氏名
市會議長	昭和二年六月二十日	昭和六年六月五日	遠藤光徳
市會議長	昭和六年六月十六日	昭和十年六月五日	坂口武市
市會議長	昭和十年六月十六日		遠藤光徳

歴代市會副議長

職名	就職	満期退職	氏名
市會副議長	昭和二年六月二十日	昭和六年六月五日	森伊兵衛
市會副議長	昭和六年六月十六日	昭和十年六月五日	服部勝之助
市會副議長	昭和十年六月十六日		石田章之進

市會議員

○昭和二年六月六日當選

遠藤光徳	森下平八	石田章之進	柏木正一	坂口惣五郎
森伊兵衛	神邊光輝	神庭政七	三好徹次郎	服部勝之助
佐野善市	佐藤熊藏	青戸貫一	倉敷榮三郎	山内定次郎
鹽河秀太郎	有本松太郎	安田千松	船越作一郎	矢野藤十郎
田村延次郎	綿邊幸四郎	山形吉三郎	富山立身	仙田萬太郎
大原峯太郎	狩野政太郎	池口今藏	清山憲治	砂口又吉

○昭和三年七月二十二日補缺選舉當選

津田宗一郎 (山形吉三郎死亡ニ依ル補缺)

○昭和六年六月六日當選

高本毅	岩宮彦三	坂口二郎	石田章之進	青戸兵次郎
吉井喜代平	青戸貫一	小松原甚次郎	岡房市	山内定次郎
坂口武市	春田久美	森下平八	足鹿覺	船越作一郎

第五章 米子市の行政

第五章 米子市の行政

神庭政七 矢野藤十郎 遠藤光徳 鹽河秀太郎 服部勝之助
 佐野善市 池口今藏 今井菊藏 柏木正一 狩野政太郎
 大木英雄 大原峯太郎 田村延次郎 井澤幸市 佐藤熊藏

○昭和十年六月六日當選

足鹿 覺 青戸兵次郎 持田小太郎 青戸貫一 森山清太郎
 石田章之進 坂口昇 安田千松 坂口武市 矢野藤十郎
 井澤幸市 足立重利 青戸辰午 服部勝之助 龜家繁三郎
 岡房市 船越作一郎 小松原甚次郎 遠藤光徳 池口今藏
 西川亨 笹木敬吉 大木英雄 神庭政七 中田義路
 野坂康久 佐野善市 田中定藏 狩野政太郎 白根虎之助

市會及市參事會

市の事務が多岐複雑を加へて行くと共に、決議機關たる市會に對する提案件數も漸次増加し、會議度數と延日數が多くなり、今市制以來の市會及市參事會を見ると次の如くである。

年次	市會			市參事會		
	開會度數	延日數	提案件數	開會度數	日數	提案件數
昭和二年	一〇	四〇	一一一	二	二	四
昭和三年	一四	三二	九二	四	四	八
昭和四年	一二	三一	九八	四	四	六
昭和五年	一三	二三	六五	四	四	五
昭和六年	一四	三七	九六	七	七	九
昭和七年	一二	四二	九〇	八	八	一三
昭和八年	一〇	三九	九〇	一〇	一〇	一七
昭和九年	一二	三七	九〇	八	八	一三
昭和十年	一二	四三	一二八	六	六	一一
昭和十一年	一四	四一	一二二	五	五	一二

第三節 市吏員

都市行政の刷新並行政事務の簡捷を圖る上に於て、其の分課組織が如何に重大なる意義を有するかは

今更贅言を要する迄もないことで、本市は市長の下に部、課を設置し各々市政事務を分擔掌理し其の組織は現在水道部一、庶務、土木、兵事戸籍、稅務、會計、産業、衛生の七課を以つて構成され、市廳の外に二箇所の出張所を設け吏員總數六十一名で、昭和七年官吏俸給令の改正でこれに準じた減俸整理を斷行したが、市區は隣接村の合併に伴ひ市制當時の二倍半以上に膨脹し、戸數人口又これに附隨して増加し昭和十一年書記四名を増加するに至つた。

職名	年次						
	二昭和	三昭和	四昭和	五昭和	六昭和	七昭和	八昭和
市長	—	—	—	—	—	—	—
助役	—	—	—	—	—	—	—
收入役	—	—	—	—	—	—	—
主事	1	1	1	1	1	1	1
視學	—	—	—	—	—	—	—
技師	1	—	—	—	—	—	—
書記	20	21	22	23	24	25	26
技手	—	—	—	—	—	—	—

職名	年次						
	二昭和	三昭和	四昭和	五昭和	六昭和	七昭和	八昭和
徵稅員	2	3	3	3	3	3	3
統計吏員	3	3	3	3	3	3	3
書記補	1	1	1	1	1	1	1
雇手	3	3	3	3	3	3	3
工手	1	1	1	1	1	1	1
掃除巡視	3	4	4	4	4	4	4
速記者	1	—	—	—	—	—	—
水道技師	—	—	—	—	—	—	—
同書記	2	2	2	2	2	2	2
同巡視	2	2	2	2	2	2	2
同監守	1	1	1	1	1	1	1
同機關士	2	2	2	2	2	2	2
同書記補	1	1	1	1	1	1	1
同雇手	2	2	2	2	2	2	2
同技手補	1	1	1	1	1	1	1

(兼)

計	職業紹介所吏員	商品陳列所主事	同 工 手
四九	1	—	—
五七	—	—	—
五八	—	—	—
六〇	—	—	—
五九	—	—	—
五五	—	—	—
五二	—	—	—
五三	二	—	—
五七	二	—	1
(兼一) 六一	二	—	1

第六章 選挙及有権者

第一節 議員及選挙有権者

現行衆議院議員選挙法は明治三十三年三月二十八日の法律第七十三號を廢し、大正十四年五月五日法律第四十七號を以つて發布せられたもので、以來大正十五年と昭和九年の兩度に互り改正を見て居るが大正十四年の發布では從來の制限選挙即ち財産の多寡、乃至は財産の有無又は納税に依る經濟要件「名簿調製期日前一年以上土地租三圓以上又ハ滿二年以上土地租以外ノ直接國税三圓以上、若ハ其ノ他ノ直接國税トヲ通シテ三圓以上ヲ納メ仍引續キ納ムル者」を以つて政治能力の有無を測定する基準とした制度を廢し、所謂普通選挙を實施せられたもので翌十五年には取締其の他の關係につき一部改正あり、昭和九年六月には法律第四十九號を以つて選挙権資格の要件中年齡の起算を、九月十五日現在となつて居たものを選挙人名簿の確定期日たる十二月二十日とし、又居住年限九月十五日現在に於て一年以上と規定したのを六箇月以上に短縮し選挙権の擴大をはかつたもので、地方選挙制度も之に準據し大正十五年大改正が行はれ茲に選挙制度の一大變革を齎した。

主なる要點について擧げて見れば先づ従前の規定に依る公民としての要件中消極に屬する「租稅滯納處分中ハ其ノ公民權ヲ停止」せらるゝの定めを廢止せられたこと。次は積極要件である、(一)帝國臣民たること、(二)年齢二十五歳以上の男子たること、(三)獨立の生計を營むものたること、(四)二年以來其の市町村住民たること、(五)二年以來其の市町村の直接税を負擔すること等の内(三)と(五)の要件を撤廢し選舉權の擴大を見るに至つたが、右の内租稅滯納處分中の者に對する公民權停止の廢止は、自治運営上の見地から之れが復活方を要望され、昭和十年七月漸くそれを認められ府縣制では法律第四十四號の追加を以つて租稅滯納處分中の者は被選舉を有せないことに、市制に於ては法律第四十五號を以つて市の名譽職に就くことを得ない制限が再設され、又選舉權資格の要件中年齡の起算を衆議院議員選舉法同様、九月十五日現在に置かれたものが名簿確定期日たる十二月二十五日に改められ範圍を擴大された。

議員及選舉有權者 (各年九月十五日現在)

年次	議院		市會		選舉有權者	
	衆議院	縣議員	市會	市會	市會	市會
昭和二年	1	1	2	30	6,161人	5,783人
同三年	1	1	2	30	6,339人	6,017人

同四年	1	2	30	6,499	6,174	6,174
同五年	1	2	30	6,733	6,344	6,344
同六年	1	2	30	6,841	6,474	6,474
同七年	1	2	30	6,957	6,590	6,590
同八年	1	2	30	6,989	6,642	6,642
同九年	1	2	30	7,090	6,749	6,749
同十年	1	2	30	7,564	7,044	7,044
同十一年	1	2	30	8,047	7,454	7,454

備考 十年、十一年ノ激増ハ住吉、車尾ノ合併ニ依ル。

第二節 選舉

自治制施行以來米子が町から市になるまで何ういふ風な選舉が行はれたか、又市制を實施してからの選舉の狀況は何うであるか、選舉は市民に最も重大密接の關係を有つものであるから其の概要を知ることが必要であらう。明治二十一年四月法律第一號を以つて市制町村制が公布され、第一回の町會議員選

學が行はれたのは明治二十二年の八月二十七日であつた、當時の選舉法は所謂等級選舉制であつて一級から二級三級まで三つに分かれ各級八名づゝ合計二十四名で、任期は六年間とされ三年目毎に半數改選を行つたものであるが明治二十五年第二回目の半數改選の時法の改正があり、三級を廢して一級二級十二名宛となり爾來明治四十三年九月の選舉迄は同様の改選が行はれて來た。

然るに明治四十四年四月七日法律第六十九號を以つて從來の市制町村制を廢止し新たに町村制を發布せられ、等級選舉がなくなつて制限選舉制となつた、而しながら特別の事情ある町村は大正六年九月の總選舉迄は等級選舉を認められ、大正二年九月の選舉から半數改選といふものが廢されて任期四年に依る總選舉が行はれ議員定數は大正六年九月施行の選舉から三十名に増加し、續いて大正十年九月の總選舉に際しては全く等級選舉を廢した制限選舉制に依り、同十四年九月の總選舉を以つて制限選舉制の終焉を告げたのみならず、米子町最後の總選舉となり昭和二年四月一日市制實施により六月六日第一回の市會議員選舉が行はれ、而かも普選最初の適用で投票歩合は九二%九強といふ好成绩を收め、爾來昭和六年と十年と市會は三回の改選を行つて今日に及んで居る。

町會議員選舉

選 舉 年 月 日	人			摘	要
	一級	二級	三級		
明治廿二年八月廿七日	八	八	八		
同 廿五年十月 廿八日 二級	六	七	一		條例改正ニ依リ三級議員ハ廢止セラレシモ任期中ノ三議員ハ殘任(外一名ハ退職)
同 廿八年九月 廿八日 二級	八	七	一		二級改選議員全部ハ二十九年十一月十四日行政裁判所ノ宣告ニ依リ選舉無效トナル
同 廿九年三月 十五日 二級	一	七	一		右ノ補缺選舉
同 卅一年九月 廿九日 二級	七	七	一		
同 卅四年九月 廿八日 二級	六	六	一		
同 卅七年九月 廿八日 二級	九	六	一		
同 四十年九月 廿八日 二級	七	九	一		
同 四十二年十月 十五日 二級	六	七	一		記念道路問題ニ就キ辭職ノ爲メ補缺選舉

第六章 選舉及有權者

明治三年九月廿九日	廿八日	一級	六	六	1		
大正二年九月二十八日	廿九日	二級	一二	一二	1		
同 六年九月二十八日			一五	一五	1		
同 十年九月二十八日		等級廢止	三〇	三〇		以下制限選舉制ニ依ル選舉	
同 十四年九月二十八日			三〇	三〇		昭和二一年四月一日市制施行ノ爲メ三月三十一日自然失格	

尙市制施行後に於ける各種選舉の狀況は次の如くである。

市制後の選舉

種別	確定名簿 登録者數	選舉當日 有權者數	投票數	棄權者數	投票歩合	摘	要
昭和二年六月六日 市會 議員	五、六〇七	五、〇七	五、二〇〇	三九七	〇、九二九 <small>強</small>	當選者別記の通り	
昭和二年九月廿一日 縣會 議員	五、六〇七	五、五二七	1	1	1	雜賀啓次郎、有本松太郎無投票當選	
昭和三年二月二十日 衆議院 議員	六、六一	六、〇九七	五、五六六	五二	〇、九〇九 <small>強</small>	當市出身三好榮次郎、矢野晋也當選	
昭和三年七月廿二日 市會 補員	五、七三三	五、五一	二、三四三	三、一六九	〇、四二四 <small>強</small>	山形吉三郎死亡補缺 津田宗一郎當選	

昭和三年十二月十二日 縣會 補員	五、七八三	五、四三二	1	1	1	雜賀啓次郎死亡補缺 坂口武市無投票當選	
昭和五年二月二十日 衆議院 議員	六、四九九	六、四一四	五、八八八	五二六	〇、九一七 <small>強</small>	當市出身三好榮次郎當選	
昭和六年六月六日 市會 議員	六、三四四	六、一三三	五、七二四	三九八	〇、九三四 <small>強</small>	當選者別記の通り	
昭和六年九月廿一日 縣會 議員	六、三四四	六、九六三	五、〇〇五	九五八	〇、八三九	坂口武市、野坂寛治當選	
昭和七年二月二十日 衆議院 議員	六、八四一	六、七四	五、九九九	七八五	〇、八八四	當市出身矢野晋也當選	
昭和十年六月六日 市會 議員	六、七四九	六、四三一	五、九八三	四八	〇、九三〇	三好榮次郎落選	
昭和十年九月廿一日 縣會 議員	六、七八八	六、三四九	五、二九八	一、〇五一	〇、八三四 <small>強</small>	當選者別記の通り	
昭和十一年二月廿日 衆議院 議員	七、五六四	七、四二二	六、四〇九	一、〇三三	〇、八六一 <small>強</small>	野坂寛治、足鹿覺當選	
昭和十二年四月廿一日 縣會 補員	七、四五四	七、二〇六	五、七二三	一、四九三	〇、七九三 <small>強</small>	當市出身三好榮次郎當選 矢野晋也落選	
昭和十二年四月三十日 衆議院 議員	八、〇六六	七、九一八	六、四九八	一、四二〇	〇、八三一 <small>強</small>	織田收當選 當市出身三好榮次郎當選	

第六章 選舉及有權者

第七章 財政

第一節 歳計の増加

文化生活の基調であり先驅である都市生活は、文化の進展につれて益々人口と富とを吸集し延いて都市の目覚しき發展、即ち大都市の出現を招來しつゝあり斯くて發展し行く都市が市民の福利を圖るためには勢ひ其の經費も又増加を免がれぬ處で、財政の膨脹は近代都市一般の現象であり都市の行動範圍の質的量的の擴充に伴ふ已むを得ない情勢である。

我が米子市も明治二十二年町制實施當時を回顧すれば僅か六百三十七圓の暫定豫算で、翌二十三年から漸く本格的なものとなり四千六百八十七圓といふ決算額を示したが、大正元年にはそれが九萬三千圓と約二十倍に膨脹し、更らに市制實施の昭和二年に於ては二十八萬四千二百餘圓と將に六十倍に躍進し、最近十箇年の決算を見ると昭和六年度が二年度と同じく二十萬圓臺に止つたのみで三十萬圓突破の年が三年四十萬圓臺に激進した年が四年で九年度の如き五十三萬六千圓といふ未曾有の巨額に達した、最もこれは後段に説述するが如く起債借替の特別事情に基づくものであつて、昭和二年以降の歳計膨脹の趨勢を示せば次の如くで市制十年間の平均は三十九萬四千五百八十餘圓となつてゐる。

歳入歳出決算累年比較表

年 度	歳 入	歳 出			差 引 年 度 剩 餘 金
		經 常	臨 時	合 計	
昭 和 二 年	三三〇、五九一 <small>圓</small>	一九九、三〇八 <small>圓</small>	九四、八九六 <small>圓</small>	二八四、一〇四 <small>圓</small>	三六、三六六
同 三 年	四八八、〇〇〇	一九三、三三三	二六九、四八一	四六二、八〇三	二五、一九六
同 四 年	五九〇、五五六	二〇〇、五七四	二七三、五九一	四七二、一六五	九六、四〇〇
同 五 年	三七二、八二四	二〇〇、三六九	一八〇、二二六	三六〇、四八六	一一、三三八
同 六 年	二六九、一一九	一九六、〇三二	八二、四二八	二七七、四六一	一一、六五七
同 七 年	四五二、三五二	一九七、九三八	二四四、七五四	四四二、六九三	九、六五九
同 八 年	三三八、六八九	二〇六、五三六	二六、四二二	三三二、九四九	五、七三九
同 九 年	五八八、三九五	二二二、二五一	三二二、〇四七	五三六、二九九	五三、〇九五
同 十 年	三六五、六四六	二二六、六〇五	二二〇、四七三	三七一、〇七九	三八、五六七
同 十 一 年	四五四、六一七	二六八、五〇七	一五九、一七四	四二七、六八一	二六、九三六

第二節 歳入

本市財政の歳入は税収入と税外収入とに依り之れを求め市税がその根幹をなして居る。而して市税に就いて内容を検討すれば附加税と特別税とに類別され、前者は國稅たる地租及營業收益税並に縣稅家屋稅、特別地稅、營業稅、雜種稅等に對して附加し、後者は獨立稅戶數割として賦課するもので其の割合は昭和七年度迄は戶數割の方が五二%前後で半々より僅か許り多かつたが、輓近の財界不況に伴ひ銳意市民の負擔輕減を圖つた結果八年度から其の趨勢は逆轉し、微細ではあるが附加税の方が負荷率を増加して居る。

次に税外収入、即ち一般課税に依らぬ國庫及縣からの下渡金又は補助金、交付金、市が所有する處の財産収入、使用料及手數料、市債、寄附金、償還金、繰入繰越金等を見ると使用料及手數料は逐年増加し昭和二年と十一年を對比すれば七八%強の増加であるが、市債及び繰入金の増嵩は財源の枯渴を物語るもので、今本市の一般會計に屬する科目別決算を擧ぐれば左の如くである。

歳入科目別累年決算表

年 度	市 税	使用料 及手數料	補助金及 交付金	繰入金	市 債	財産収入	寄附金	其他收入	前年度 繰越金	計
昭和二年	一八六、四四七 _四	一四、〇七〇 _四	三三、三五五 _四	一 _四	一 _四	一 _四	八、二一〇 _四	一五、七八七 _四	六一、八〇九 _四	三三〇、五九一 _四
同 三年	一八六、六三六	一七、九五七	三三、五六六	一	一	一	一四、二四五	五九、一七七	三六、三六六	四八八、〇〇〇
同 四年	一九一、四三六	一八、七三七	三四、四八〇	四六、八八九	二二、〇〇〇	六、一三六	二、二九〇	三二、三九八	二五、一九六	五七〇、五六六
同 五年	一八七、三六七	一八、八九九	三〇、〇一七	一、三三三	一	一、一〇〇	二、八五三	二四、八二三	九六、五〇〇	三七二、八四四
同 六年	一七二、四六五	一九、七六六	三三、四五九	五、五〇〇	一	一	九、八六四	三一、八一四	一一、三三八	二八九、一九
同 七年	一七二、六三三	二〇、三三八	一〇一、二七二	一	一一五、五七七	一	一、九八四	二二、〇五四	一一、六五七	四五二、三五二
同 八年	一八三、九三三	二一、七〇七	五六、三三七	九、五五〇	四三、〇〇〇	二、五〇	二、三六一	二一、九〇〇	九、六五九	三三八、六八九
同 九年	一九九、四二五	二一、六一一	五〇、三五〇	五、八八八	二八一、四一〇	一一二	七、五二三	一六、四〇五	五、七三九	五八八、三九五
同 十年	二〇三、八二九	二二、八六四	四四、三三三	一五、〇〇〇	二二、八〇〇	四一六	七、九四四	一六、三八三	五二、〇九五	三八五、六四六
同 十一年	二三三、九九九	二五、〇八六	五〇、五二八	一一、一〇〇	二〇、八八〇	二、七七五	四二、九五三	二八、七二七	三八、五六七	四五四、六一七

備考 表中其他收入中ニハ償還金及雜收入ヲ含メ國庫下渡金ハ補助金及交付金中ニ合算ス、尙合計額ト合科目別金額トニ多少ノ差アルハ凡テ圓以下切捨トセル關係ニ依ル。

第三節 歲出 經常部

市の歳出は之れを經常、臨時の二部に分ち經常歳出は既定費とも云はれ毎年度繼續して必らず支出せなければならぬもので、之れが支出の膨脹は嚴に警戒する處であるが各年度の決算を見ると下表の如くで極度の經濟緊縮と財政の整理に依り金の輸出禁止を斷行し財界の革新、難局の打開に方つた昭和五年から俸給令を改正し官公吏の減俸を行つた七年度に至る三箇年間が僅かに増嵩の歩度を鈍らせたといふに止まり、昭和二年の十八萬九千圓が十一年度に於ては二十六萬八千圓と約八萬圓、率に直して四二%の膨脹を示して居る。

之れは主として教育費關係に依るものでそれに次ぐのが役所費、土木費、社會事業費、勸業費等で就中教育費は義務教育が市の負擔に屬するだけ歳出中の第一位を占め五割以上に達して居る。又役所費に就いても最高の自治制を實施し市域は益々擴大され事務の繁激は日と共に増加する今日其の増嵩は全く不可避とする處で其他土木、衛生、勸業、社會事業等孰れも市民の福利増進を圖る上に於て増加は必須とするもので殊に社會事業は絢爛たる近代都市の文化生活の陰に潜み、幾多重大なる社會問題を惹起す

る失業者の救濟、窮貧救助、慈惠、保育、授産、隣保事業等に對し適切なる施設を行ふもので都市行政上重要な地位に置かれて居る。

歳出經常部決算累年比較

年 度	役所費	會議費	教育費	土木費	衛生費	警備費	勸業費	社會事業費	其他	計
昭和二年	四、二七〇	三、三九二	九、一七〇	四、一五五	二、一九三	一、三三三	二、一六三	一、三七二	二八、二〇一	一八九、三〇八
同 三 年	四、二五九	三、七六四	九、五一一	四、一九六	一、六六一	一、四七三	二、一四四	三、三三七	二四、三〇二	一九三、三三二
同 四 年	四、六二八	三、六九六	一〇〇、三二五	五、七三三	二、四三三	二、〇〇七	三、一四四	三、三〇三	二四、六五〇	二〇〇、五七四
同 五 年	四、六八五	三、八四三	一〇一、四五六	五、七六〇	二、一九五	一、九四九	三、〇二七	三、三七九	二一、〇五〇	二〇〇、二六九
同 六 年	四、三九〇	三、一五九	一〇一、〇〇〇	五、二二五	一、五三三	一、五九九	二、八六二	三、五七〇	二一、七九二	一九六、〇三三
同 七 年	四、三九九	三、三八九	一〇五、二六三	六、〇八六	一、五五三	一、七一一	二、一四八	三、九四二	二〇、二九九	一九七、九三六
同 八 年	四、三二二	三、三〇六	一一、二六八	六、一〇六	二、一五〇	一、八六一	二、六三四	三、九九五	二一、六五〇	二〇六、五三六
同 九 年	四、八七三	四、〇一八	一一〇、七七一	七、三三三	二、五〇六	三、〇二五	二、五三三	四、四九六	二二、七〇〇	二二三、二五一
同 十 年	四、〇〇〇	三、七五六	一一八、五九八	八、〇二五	二、〇八一	三、一五三	二、九七一	五、一七七	二六、八九七	二二六、六〇五
同 十 一 年	五、三六九	三、九〇〇	一二三、六四七	九、〇一七	二、二五七	三、一四二	三、〇九七	五、五五五	三六、九六一	二六八、五〇七

備考 費目別金額ト合計額ト二僅少ノ差アルハ圓以下切捨ニ依ル。

臨時部

歳出臨時部は毎年度市が諸般の施設經營を行ふ爲めに必要な各種事業に對し、其の緩急と輕重を考慮し財政に照し合せて臨時的に支出したもので、費目は實に五十餘の多きに及び一々之れが列擧の煩に堪へぬものあるを以つて、主なるもの八項目に要約し他は一括して其の中にも集計、下掲の累年比較表を作成したが今各費目について之れを見ると、土木費二年度から四年度へかけての増加は新小路線及中央線の改修に依るものが大部分で、教育費は主として校舎の營繕に要し市史編纂事業も殆んど完成に近く、都市計畫調査は既に九年度を以つて完了したが、公債費のみは漸増歩調を辿り殊に九年度に於ては一躍二十三萬八千圓の巨額に達した。

之れは高利債借替の爲め二十萬四千圓の低利債を發行した關係に因るもので、昭和七年以降の寄附金増高は時局匡救其他の土木事業が起り、加茂川はじめ深浦港等の改修が行はれ地元負擔金を支出したからで、補助金は各種事業を助成する爲めの必要經費であり、勸業方面に對しては出來得る限り力を注いで居る。尙其の他の中に總括されたもの、内比較的金額の大なるものを拾つて見ると二年度に於ては一般會計から水道部へ繰入三萬圓、三年度は商蠶學校の寄附御大典記念事業及祝賀費其他十八萬八千

六百圓、四年度は市廳舎焼失による營繕費並に商蠶學校の繼續寄附等十五萬七千八百圓、五年度は前年に引つゞ市廳舎營繕に國勢調査の費用等を合し八萬九千三百圓、七年度時局匡救地方改善事業等八萬五千圓、八年度は時局匡救の外慈惠院、職業紹介所の建築、鳳翔閣の營繕を合せ約一萬二千圓、九年度も時局匡救、應急土木、積戻金等を含め一萬圓、十年度は鹵檢定所敷地、公園施設、國勢調査、航空調査積戻金其他雜支出で二萬一千七百圓に上り、十一年度は飛行場費の五萬一千圓と同年度から一般會計にうつされた前年度迄特別會計扱の積戻金五千六百七圓、公債費二萬八千八百三十圓、災害復舊の千五百八十八圓を含み六萬三千圓に達した。

歳出臨時部決算累年比較

年 度	土木費	教育費	市史編纂費	都市計畫調査費	公債費	寄附金	補助金	勸業費	其 地	計
昭和二年	一九、二七四	二、一三三	七四	一九二	一九、〇八八	二、四〇〇	六、一〇〇	一	三五、七八六	九四、八九六
同 三 年	二八、九六六	一、四三六	三五八	六、二五四	一一、九八八	一五、九六五	六、三七〇	一、八三九	一九六、三〇一	二六九、四八一
同 四 年	二二、一〇三	四九、一四〇	六八	九、二一一	一四、四三七	一三、六五〇	五、五一四	八四八	一五九、六一八	二七三、五九一
同 五 年	五、八六五	一、八四三	一一	九、九四四	二八、二七一	一七、一一五	四、七二五	二、三三三	九〇、〇七六	一六〇、二一六

年 度	土木費	教育費	市史編纂費	都市計畫調査費	公債費	寄附金	補助金	勸業費	其他	計
昭和六年	四、三六二	七、六八二	二、〇〇〇	七、三四六	二八、四一〇	二三、九七一	五、九四八	一、〇二六	二、六五六	八一、四二八
同 七 年	六、六二四	一、七九七	六〇〇	一、四五三	二八、三三九	一〇九、九四四	六、六〇八	八四五	八九、一〇九	一四四、七五四
同 八 年	五、四七四	五、八五七	一一四	一、一六四	三二、五五六	五九、四五六	六、三三三	一	一六、四五五	一二六、四二二
同 九 年	九、一一〇	六、七三二	七六五	一、〇〇四	二三八、一五八	四六、七二〇	六、八三三	一	一三、七三六	三二三、〇四七
同 十 年	四、六四三	二五、五一六	七五三	一	二七、七七九	二八、五三五	六、六六九	四九九	二六、三五七	一二〇、七四三
同 十 一 年	三、二八〇	二一、三三三	七五〇	一	二八、八三〇	三三、六五六	八、八二〇	一	六三、四八一	一五九、一七七

第四節 特別會計

都市の經營する事業が擴大されて行く以上、其の收支關係が自然複雑になつて行くのは蓋し已むを得ないことで、之が總てを一經濟中で經理するよりも事業の性質を考慮して、各事業毎に收支經理を行ふ方が便宜とする場合がある、是れ普通會計と特別會計とを生ずる所以であつて、本市に於ては十年度迄普通會計の外十の特別會計に區分し、更に各會計中特に必要に應じ之を經常部、臨時部に分けて取扱つて居たが十一年度から基本財産、小學校基本財産、恩賜恤救基金、鳳翔閣維持基金、圖書館設立資金を

一般會計にうつし飛行場設置を特別會計として取扱つた。

市各種特別會計歳入決算額

年 度	水道費	基本財産	小學校基本財産	罹災救助資金	恩賜恤救基金	鳳翔閣維持基金	圖書館設立資金	住宅組合貸付金	自作農創設維持資金	失業救濟臨時對策低利資金	合 計
昭和二年	二七九、一四三	五、三四九	五四三	二、三五〇	二、三〇一	二九八	一	六、四四八	一、五七九	一	二九八、〇一四
同 三 年	二九、五二二	三、九八〇	七六八	二、四三〇	三、五四八	三九六	一	六、二五六	五、五三七	一	一四、二二〇
同 四 年	二〇、六一七	五、一三二	一、〇二四	三、四五五	五、〇六二	一八九	一	六、〇六四	一、三六五	一	二二、九一〇
同 五 年	八五、六九九	三、一七一	八一七	四、一七七	四八二	一九〇	一	五、八七三	四八二	一	一〇〇、八九三
同 六 年	七八、二四九	三、九三〇	九八七	九一六	四三三	四〇五	一	五、六八〇	四八四	一	九一、〇七六
同 七 年	六九、三二六	五、六五二	一、〇一〇	二、五七二	六八二	五〇〇	一	五、四三五	六八六	一	八五、八五八
同 八 年	六九、六三三	一、二、六一	六四二	一、〇二九	二、一九七	二、七四三	一	五、一三四	二六〇	一	九三、九三八
同 九 年	二七、七五八	一四、六五一	五三八	四、九二九	六〇三	三二四	一	四、九六六	二六〇	一	二四四、一四九
同 十 年	六七、二八八	八、三二七	七二四	一〇、〇八九	五、五三九	一九六	一	四、七九八	二、六九五	一	一〇〇、三〇七
同 十 一 年	八一、七三〇	飛行場設置 二二一、〇〇〇	三、四六六	一	一	一	一	四、五七三	五八〇	一、七八九	三二三、一三八

市各種特別會計歳出決算額

年 度	水道費	基本財産	小學校 基本財産	罹災救 助資金	恩賜恤 救基金	鳳翔閣 維持基金	圖書館 設立資金	住宅組合 貸付金	自作農創設 維持資金	失業救済臨時 對策低利資金	計
昭和二年	二四〇、二六〇	五、三四九	五四三	二、三五〇	二、三〇一	二九八	一	六、四四八	一、五七九	一	二五九、〇八七
同 三年	九一、八八四	三、九八〇	七六八	二、四三〇	三、五四八	三九六	一	六、二五六	五、五二七	一	一一四、七九二
同 四年	一九五、一八	五、一三三	一、〇四	三、四五五	五、〇六二	一八九	一	六、〇六四	一、三六五	一	二二七、四一一
同 五年	八五、三六八	三、一七一	八一七	四、一七七	四八二	一九〇	一	五、八七二	四八二	一	一〇〇、五六二
同 六年	七四、七六一	三、九三〇	九八七	九一六	四二二	四〇五	一	五、六八〇	四八四	一	八七、五八八
同 七年	六九、二八九	五、六五三	一、〇一〇	二、五二二	六八二	五〇〇	一	五、四三五	六八六	一	八五、八三二
同 八年	六九、六三三	一一、〇一一	六六三	一、〇一九	二、一九七	二、七四三	一	五、一三四	二五九	一	九三、七七八
同 九年	二一七、七一〇	一四、五一九	五三八	四、九一九	六〇三	三二四	一	四、九六六	二五九	一	二四三、九九九
同 十年	六六、三三六	八、三二七	七二五	一〇、〇八九	五、五三九	一九六	一	四、七九八	二、六九五	一	九九、三九五
同 十一年	八一、五〇八	飛行場設置 二九、九〇〇	三、四六六	一	一	一	一	四、五七三	五八〇	一	三二一、八二六

備考 各種特別會計中經常部、臨時部ヲ分ケタルハ水道費ノミニテ決算表作成上之レハ合計シ一二纏メタリ。

第五節 基本財産

市は幾多の事業遂行上の便宜のため特定の収入を蓄積し之より生ずる収入、又は蓄積金そのものを特定の目的の爲に支出すべく基本財産の制度を設けてゐるが、十年度末に於ける本市の基本財産は田畑、山林、原野、雑種地、合計十五町七畝十四歩、宅地五千四百六十二坪七合九勺、建物十四坪五合、有價證券千七百五十圓、現金五千八百六十一圓で之れを昭和二年に對比すれば田畑、山林、原野、雑種地の合計で十二町七反十六歩、宅地千五百八十五坪、有價證券百五十圓、現金九百十三圓を各増加し累年の基本財産は次の如くである、尙昭和五年を最高として爾後現金及十一年有價證券の減少は一般会計へ繰入を行つた爲めこれ等に對しては三年乃至五年の限度を以つて償還を行つて居る。

基本財産 (其ノ一)

(昭和十一年末現在)

年次	土地		建物	有價證券	現金	計
	地目	反地別				
昭和二年	田畑、山林、原野、雜種地	二三、五二八	1	一、六〇〇 _四	四、九四八 _四	六、五四八 _四
同三年	宅地	三、八七七 _評 、七九	1	一、一〇〇	一〇、九一三	一二、〇一三
同四年	同	三、八七七、五一八	1	一、一〇〇	一五、一二八	一六、二二八
同五年	同	三、八七七、七九	1	一、一〇〇	一九、五五四	二一、六〇四
同六年	同	四、二二一、四〇九	1	二、〇五〇	一七、〇四四	一九、〇九四
同七年	同	四、一八、四〇九	1	二、〇五〇	一五、三五七	二二、四〇七
同八年	同	四、〇七三、四〇二	1	八、〇五〇	一三、五八七	二一、六三六
同九年	同	四、七七一、二二七	1	八、〇五〇	三、三四五	一一、三九五
同十年	同	四、七七一、二二七	1	八、〇五〇	三、九四四	一〇、六九四
同十一年	同	五、四六二、七九四	一四、〇五	一、七五〇	五、八六一	七、六一一

基本財産 (其ノ二) (昭和十一年末現在)

財産種別	土地		建物	有價證券	現金	計
	田畑、山林、原野	宅地				
小學校基本財産	三六、二一一 _反	一一四、〇〇 _評	1	一、八六〇 _四	一三、一七〇 _四	一五、〇三〇 _四
罹災救助資金	1	1	1	六〇〇	一八、九五七	一九、五五七
恩賜恤救基金	1	1	1	五〇〇	二、七〇六	三、二〇六
圖書館設立資金	1	1	1	1	二、八四五	二、八四五
鳳翔閣維持資金	1	1	1	1	一、五七七	一、五七七
合計	三六、二一一	一一四、〇〇	1	二、九六四	三九、二五五	八二、二一五
行政財産	一三七、〇一九	一四、一三五、六七五、七〇六、七三 _評	1	1	1	1

第六節 市債

前述の如く都市の發達、事業の擴充と共に漸次其の經費の増高を示すのは必然的現象で、殊に諸施設の規模壯大ならざるを得ぬ都市に於ては、益々是等經費の激増を促し之が財源は、單に市稅其の他の經

常的収入のみで支辨することは到底望まれぬのみならず、事業の性質上其の負擔の一部を後代の市民に頼つことを適當とするものも多く、夫等相俟て市債額は累年上つて行くのである。

今本市のそれを見るならば昭和二年上水道敷設費七萬四千圓、啓成校講堂建築費一萬六千圓、自作農創設維持資金貸付一百五百圓を借入、四年又自作農維持資金貸付三千二百七十圓を、五年同じく自作農維持資金貸付及小學校増築費市廳舎建築費等合計二十一萬三千九百五十圓、七年自作農資金四百三十圓時局匡救事業費二萬四千四百七十三圓を、八年更らに時局匡救事業費九萬九千八百四圓、九年同上十萬一千七百十圓を借入れ十年災害並に農村振興其他土木事業費及小學校營繕費三萬一千八百圓を借入、尙住吉村合併に依る村債償還殘金七千六百四十九圓を加へ、十一年は災害土木復舊事業資金及小學校營繕費、同校地擴張並上水道支管延長其の他のため三萬二千六百圓を借入、尙車尾村合併により村債償還殘金五千四百十圓を増加したが元金四萬五千六百餘圓の償還により年末現在は七十九萬三千五百十六圓となつた。

借入及償還表

年次	借入額	償還			年末現在高	現 在 高	
		元 金	利 子	計 額		一 戸 當	一 人 當
昭和二年	九一、五〇〇	二六、九六八	三八、六二六	六五、五九四	九一、三三〇	一九、八九	
同 三 年	一	三三、三三九	三四、八〇七	六五、一三九	八三、六五	一八、七三	
同 四 年	三、二七〇	三〇、四一四	三四、一九三	六四、六〇八	七七、六四	一七、三六	
同 五 年	二二、九五〇	三五、四三八	四三、五三一	七八、九六〇	一〇〇、六六	三三、二六	
同 六 年	一	三八、七二三	四〇、四三三	七九、一四七	九四、三〇	二〇、九九	
同 七 年	二四、九〇三	四〇、八五二	三七、八四〇	七八、六九三	九一、三三	二〇、一七	
同 八 年	九九、八〇四	四二、九一七	三七、四九八	八〇、四一六	九八、〇〇	三二、七八	
同 九 年	一〇一、七一〇	四五、九五六	三一、五六三	七八、五三三	一〇四、八一	三三、七七	
同 十 年	三九、四四九	四四、四二五	三一、六五二	七七、〇七七	一〇〇、八一	三三、一五	
同 十 一 年	三七、六四〇	四五、六四三	三一、〇八九	七八、七三三	九四、七七	二〇、四八	

第六節 租 稅

本市最近十箇年間に於ける租稅負擔額及其の割合を調べて見ると、總額の最大は昭和十一年度で五十萬九千四百九十七圓、最小は六年度の四十四萬四千九百九十七圓で平均四十八萬二千三百圓となり、此の水準線を突破したのは四年、五年、十一年の三箇年度で一戸當りの最高は二年度の六十六圓二十六錢、最低は八年度の五十七圓七十九錢で一箇年平均は七十圓三十五錢、一人當りに割つて見ると平均の十五圓三十九錢となり二年度から五年度迄の前半は孰れも平均額以上に上り、六年度以降に於いて負擔の低下を示して居るが稅總額の減は法の改正其他種々の原因もあるが、矢張り深刻なる不景氣の反映と見るべきであらう。

尙租稅負擔の割合を見ると國稅は稅法改正の結果七年から十年迄總稅額に對し一割九分に減じ平均二割五厘となり縣稅は三割二分を最低に最高四割三分を占め其の平均三割七分市稅は大體三割八分から四割六分の間を上下し平均四割五厘で各稅の金額を見ると左の如である。

租稅總額及負擔割合

年 度	國 稅	縣 稅	市 稅	合 計	負 擔 割 合	
					一 戶 當	一 人 當
昭 和 二 年	一一、六六六	一五、三〇六	一八七、六〇一	四五八、五七三	六六、三六	一四、四二
同 三 年	一〇八、五三一	一七二、三三四	一八九、二七五	四七〇、一四〇	六五、八五	一四、七三
同 四 年	一一〇、五八八	一三四、三九五	一九五、二〇四	五四〇、一八七	七三、五七	一六、三五
同 五 年	一〇五、七三四	二二五、二五五	二〇二、六五〇	五三二、六三九	七〇、二八	一五、五四
同 六 年	八九、五二八	一五八、三三八	一九二、六四一	四四〇、四九七	五八、四六	一三、〇二
同 七 年	八一、五二八	一八八、二八二	一九五、四八四	四六五、二八四	六一、一七	一三、五二
同 八 年	八二、一七九	一六一、六二七	一九八、九六七	四四二、七七三	五七、七九	一二、八四
同 九 年	九〇、四九八	一五九、七六三	二二一、七六三	四六二、〇二四	六〇、〇四	一三、一八
同 十 年	九〇、八四一	一六四、八五〇	二二五、八一	四七一、五〇二	五九、三三	一二、八七
同 十 一 年	一三〇、九八〇	一七四、九五二	二四三、五六四	五四九、四九七	六五、六二	一四、二一

國稅

國稅は昭和元年限り營業稅を廢し二年度から營業收益稅を新設され、法人の營業收益稅は稅務署直接に之れを徵收することとなり、六年又地租法を改正實施され從來の地價による賦課を賃賃價格に改め本市に於いては土地臺帳及地租名寄帳の大整理を行つた。

稅目	昭和二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
田租	四、三三九	五、〇三八	四、九五七	四、一四五	二、九三三	二、五〇七	二、三三三	二、二八八	二、三六三	三、〇五五
宅地租	一〇、三九三	一〇、五一九	一〇、五二二	一一、六七八	一五、一一二	一五、〇三九	一五、一八二	一五、三三三	一五、五四四	一六、二七五
畑租	一、〇四九	九九〇	九九八	八九一	七五〇	五九三	五六六	五七四	一、三七六	一、六九二
雜地租	五四	五五	五四	五三	八六	八六	八六	八七	八六	九四
臨時利得稅	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、九〇八
營業收益稅	二七、一五七	二五、〇〇三	二四、四八一	二三、九〇六	一八、六〇七	一五、六七二	一六、六七七	一九、六九二	一九、九七七	二二、三〇七
所得稅	六八、三三一	六六、五二二	六九、二八七	六四、六六五	五一、六三三	四七、三四一	四六、九三一	五二、一四三	五一、〇九一	八五、二三二
資本利子稅	二九三	四一四	三〇九	三九七	四一八	三八二	四二四	三九二	四〇四	四一三
合計	一一一、六二六	一〇八、五三二	一一〇、五八八	一〇四、七三四	八九、五二八	八一、五二八	八二、一七九	九〇、四九八	九〇、八四一	一三〇、九八〇

縣稅

縣稅は昭和二年地方制度の改正に依り從來の戸數割を廢し之れに代はるべき家屋稅を新設したが、家屋賃賃價格調査についての法令を公布せられなかつた爲め四年度迄暫定方法として建物の構造、坪數、用途、敷地の地位等を參酌して各家屋の資力を算定することとし家の構造別に依るものを十五級、用途別にしたものを三種、敷地を二十等に分類して等差をつけ賦課標準を決定し四年賃賃價格調査に要する諸規程を公布され同時に市町村長に調査を委任せられたるを以つて、本市では市吏員二十四名を調査員に任命し九班に分つて實地調査を遂げ、郡部と市部に區別して乘率歩合を定め負擔の均衡をはかり昭和五年から之れに依つて賦課徵收した。

稅目	昭和二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
地租附加稅	一七、五〇七	一一、三三九	一一、六八〇	一二、七八九	一二、八三二	二七、八五五	二八、一七三	二八、三三三	二八、七〇二	三一、二六八
特別地稅	二四四	一五三	八〇	八九	一四〇	一七八	一六〇	一四〇	二八九	六九七
營業收益稅	三三、〇三六	二六、一六七	六三、一〇五	五二、六五二	二七、五八一	三四、三五七	二二、七七六	二二、六七四	三三、七九七	一八、三九二
礦業附加稅	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九五

税目	昭和二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
所得税	三〇、八七八	三三、二三三	六三、一三九	五七、四七九	二八、八七六	三六、六〇七	二四、九六一	二五、八〇八	二六、二三八	三一、三七九
附加税	三三、六二二	三三、六〇二	三二、一七一	三五、五五二	三四、三三五	三四、七三六	三五、二六六	三五、七九〇	三六、四七五	三八、四八六
家屋税	一〇、七二五	九、九〇九	九、四九四	九、七二〇	九、五六六	八、八六三	八、四八七	六、四八七	六、九〇二	六、九八五
營業税	四五、四四四	五七、〇四二	五三、七二六	四七、三七五	四五、一〇九	四五、六八六	四二、八〇五	四一、五四二	四三、四六五	四七、一一〇
雑種税	1	1	1	1	1	1	1	1	1	六二〇
都市計畫特別税										
營業收益税割										
合計	一五九、三〇六	一七二、三三四	二三四、三九五	二二五、二五五	一五八、三三八	一八八、二八二	一六一、六二七	一五九、七六三	一六四、八五〇	一七四、九五二

市 税

市税は地方制度の改正により昭和二年から従來の國稅營業税及所得税、縣稅戶數割に對する附加税を廢し國稅營業收益税、縣稅家屋税について附加を認められ市税として獨立の特別稅戶數割を新設した。今獨立税としての戶數割と國縣附加税との均衡を調停額によつて調べて見ると昭和二年度から六年度迄は附加税四割八分平均となり戶數割が重く七年以降は平均の五割二分六厘となつて戶數割の負擔が輕くなつてゐる。

税目	昭和二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
地租附加税	六、四三三	六、四七五	六、四五一	八、五〇三	八、五〇四	九、五五九	一〇、七〇九	一一、六八五	一三、三〇九	一五、二五六
特別地稅附加税	一二七	七五	四〇	八八	八八	五八	五九	五七	一四〇	二九〇
營業收益税附加税	一六、八四二	一五、一〇〇	一四、三九九	一七、五〇五	一五、六二七	二六、六〇九	二六、五三三	三七、一八六	三〇、四〇八	四三、三七二
縣稅營業税附加税	八、五八四	七、九三四	七、三九七	七、七二四	七、五三九	五、七九二	六、一〇二	五、六六七	六、一〇六	六、〇五八
縣稅雜種税附加税	四三、一〇八	四三、四二四	四九、一九二	四二、五七九	三九、二二三	三五、〇四八	三七、四八七	三六、六六五	三九、五一七	四二、〇五九
縣稅家屋税附加税	一六、二九五	一六、七六七	一六、〇五六	二二、八二三	二二、九四五	二二、三二二	二二、八八七	二二、二一九	二二、七三二	二五、八四八
特別數割稅	九六、七二六	九九、四九〇	一〇一、六六九	一〇三、五三〇	九九、七二五	九六、一〇六	九五、一〇一	九七、三七四	一〇一、六〇〇	一一〇、六七八
合計	一八七、六〇二	一八九、二七五	一九五、一〇四	二〇二、六五〇	一九二、六四一	一九五、四八四	一九八、九六七	二二一、七六三	二二五、八一二	二四三、五六四

縣稅課率表

年次	昭和二 年	同三 年	同四 年	同五 年	同六 年	同七 年	同八 年	同九 年	同十 年	同十一 年
地租附加稅	宅地 〇、五 四〇 其他地 〇、三 一八 特別地 〇、五 八八	宅地 〇、五 四〇 其他地 〇、三 一八 特別地 〇、五 八八	宅地 〇、五 四〇 其他地 〇、三 一八 特別地 〇、五 八八	宅地 〇、五 四〇 其他地 〇、三 一八 特別地 〇、五 八八	宅地 〇、五 四〇 其他地 〇、三 一八 特別地 〇、五 八八	宅地 〇、五 四〇 其他地 〇、三 一八 特別地 〇、五 八八	宅地 〇、五 四〇 其他地 〇、三 一八 特別地 〇、五 八八	宅地 〇、五 四〇 其他地 〇、三 一八 特別地 〇、五 八八	宅地 〇、五 四〇 其他地 〇、三 一八 特別地 〇、五 八八	宅地 〇、五 四〇 其他地 〇、三 一八 特別地 〇、五 八八
所得稅附加稅	〇、三 四五	〇、三 四五	〇、三 四五	〇、三 四五	〇、三 四五	〇、三 四五	〇、三 四五	〇、三 四五	〇、三 四五	〇、三 四五
營業收益稅附加稅	〇、五 九〇	〇、五 九〇	〇、五 九〇	〇、五 九〇	〇、五 九〇	〇、五 九〇	〇、五 九〇	〇、五 九〇	〇、五 九〇	〇、五 九〇
家屋稅	配當額 三二、六 一一、六 九〇	配當額 三二、六 一一、六 九〇	配當額 三二、六 一一、六 九〇	配當額 三二、六 一一、六 九〇	配當額 三二、六 一一、六 九〇	配當額 三二、六 一一、六 九〇	配當額 三二、六 一一、六 九〇	配當額 三二、六 一一、六 九〇	配當額 三二、六 一一、六 九〇	配當額 三二、六 一一、六 九〇
都市計畫特別營業收益稅割	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

昭和二 年	同三 年	同四 年	同五 年	同六 年	同七 年	同八 年	同九 年	同十 年	同十一 年
宅地 〇、一 〇、五 五七	宅地 〇、一 〇、五 五七	宅地 〇、一 〇、五 五七	宅地 〇、一 〇、五 五七	宅地 〇、一 〇、五 五七	宅地 〇、一 〇、五 五七	宅地 〇、一 〇、五 五七	宅地 〇、一 〇、五 五七	宅地 〇、一 〇、五 五七	宅地 〇、一 〇、五 五七
〇、三 七八	〇、三 七八	〇、三 七八	〇、三 七八	〇、三 七八	〇、三 七八	〇、三 七八	〇、三 七八	〇、三 七八	〇、三 七八
〇、五 五三	〇、五 五三	〇、五 五三	〇、五 五三	〇、五 五三	〇、五 五三	〇、五 五三	〇、五 五三	〇、五 五三	〇、五 五三
〇、四 八	〇、四 八	〇、四 八	〇、四 八	〇、四 八	〇、四 八	〇、四 八	〇、四 八	〇、四 八	〇、四 八
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

備考 右課率ハ本稅一圓當リトス、但シ配當額ハ除ク。

市稅賦課率表 (本稅一圓當)

稅別	昭和二 年	同三 年	同四 年	同五 年	同六 年	同七 年	同八 年	同九 年	同十 年	同十一 年	
地租附加稅	宅地 〇、二 八〇 其他 〇、六 〇〇	宅地 〇、二 八〇 其他 〇、六 〇〇	宅地 〇、二 八〇 其他 〇、六 〇〇	宅地 〇、二 八〇 其他 〇、六 〇〇	宅地 〇、二 八〇 其他 〇、六 〇〇	宅地 〇、二 八〇 其他 〇、六 〇〇	宅地 〇、二 八〇 其他 〇、六 〇〇	宅地 〇、二 八〇 其他 〇、六 〇〇	宅地 〇、二 八〇 其他 〇、六 〇〇	宅地 〇、二 八〇 其他 〇、六 〇〇	宅地 〇、二 八〇 其他 〇、六 〇〇
特別地稅	〇、二 九	〇、二 九	〇、二 九	〇、二 九	〇、二 九	〇、二 九	〇、二 九	〇、二 九	〇、二 九	〇、二 九	
營業收益稅	〇、六 〇〇	〇、六 〇〇	〇、六 〇〇	〇、六 〇〇	〇、六 〇〇	〇、六 〇〇	〇、六 〇〇	〇、六 〇〇	〇、六 〇〇	〇、六 〇〇	
家屋稅	〇、五 〇〇	〇、五 〇〇	〇、五 〇〇	〇、五 〇〇	〇、五 〇〇	〇、五 〇〇	〇、五 〇〇	〇、五 〇〇	〇、五 〇〇	〇、五 〇〇	
縣稅營業稅	〇、八 〇〇	〇、八 〇〇	〇、八 〇〇	〇、八 〇〇	〇、八 〇〇	〇、八 〇〇	〇、八 〇〇	〇、八 〇〇	〇、八 〇〇	〇、八 〇〇	

特別税戸平均	縣 雜 種 附 加 税											特別税戸平均			
	電柱税	不動産税	取得税	金庫税	煽風器税	遊興税	臨時演劇興業税	自轉車税	荷車税	演劇興業税	藝妓税		遊藝人税	俳優税	觀覽税
15,171	11,150	11,000	1,700	1,000	0,200	1,000	0,200	0,200	0,200	0,500	0,200	0,200	0,200	1	0,200
15,171	11,150	1,700	1,700	1,000	0,200	1,000	0,200	0,200	0,200	0,500	0,200	0,200	1	0,200	
15,171	3,550	1,700	1,700	1,000	0,200	1,000	0,200	0,200	0,200	0,200	0,200	0,200	0,200	0,200	
15,171	3,550	1,700	1,700	1,000	0,200	1,000	0,200	0,200	0,200	0,200	0,200	0,200	0,200	0,200	
15,171	3,550	1,700	1,700	1,000	0,200	1,000	0,200	0,200	0,200	0,200	0,200	0,200	0,200	0,200	
13,810	3,550	1,600	1,600	1,000	0,200	1,000	0,200	0,200	0,200	0,200	0,200	0,200	0,200	0,200	
15,620	3,550	1,600	1,600	1,000	0,200	1,000	0,200	0,200	0,200	0,200	0,200	0,200	0,200	0,200	
15,000	3,550	1,600	1,600	1,000	0,200	1,000	0,200	0,200	0,200	0,200	0,200	0,200	0,200	0,200	
15,000	3,550	1,600	1,600	1,000	0,200	1,000	0,200	0,200	0,200	0,200	0,200	0,200	0,200	0,200	
15,100	3,550	1,600	1,600	1,000	0,200	1,000	0,200	0,200	0,200	0,200	0,200	0,200	0,200	0,200	

納 税

納税は國民三大義務の一であるが本市に於ける最近十箇年の平均成績を見ると委任事務に屬する國税は賦課額に對し徴收九十三%六、同じく縣税九十一%で固有事務の市税は九十四%を示し三税を通じた總平均は九分三厘となつて居るが、本市では昭和三年五月米子稅務署、專賣局、米子郵便局によつて始めて納税組合が組織され六年納税組合獎勵規程を設置して組合創立の場合及納期内完納に對して獎勵金を交付することとし、九年一月更らに「納税組合のすゝめ」と題する印刷物を各戸に配布し趣旨の徹底を圖つた爲め、新設機運が擡頭し十二年五月現在では五十二組合、一千二百二十戸に達し尙年度内百組合二千戸を目標に獎勵しつゝあり諸公課完納の美風涵養に努めて居る。

各税賦課徴收成績表

年 度	國 税		縣 税		市 税	
	賦課額	徴收額	賦課額	徴收額	賦課額	徴收額
昭和二年	11,150	10,851	1,593,306	1,583,637	1,876,033	1,864,477
同 三 年	11,150	10,327	1,593,306	1,590,071	1,876,033	1,863,636
			九七%	九八%	九八%	九八%



年 度	國		縣		市	
	賦課額	徴収額	賦課額	徴収額	賦課額	徴収額
昭和四年	一一〇、五八八	一〇七、三三一	二三四、三九五	二三一、六八四	一九五、二〇四	一九一、四二六
同 五 年	一〇四、七三四	九九、五〇〇	二二五、二五五	二〇五、二六三	二〇二、六五〇	一八七、三六七
同 六 年	八九、五八	八三、六五四	一五八、三八	一三五、五〇〇	一九二、六四一	一七一、四六五
同 七 年	八一、五八	七二、六四	一八八、二八二	一七一、八三二	一九五、四八四	一七七、六一三
同 八 年	八二、一七九	七四、四二六	一六一、六七	一三六、一〇七	一九八、九六七	一八三、九三三
同 九 年	九〇、四九八	八一、六四五	一五九、七三三	一三五、一六五	二一一、七六三	一九九、四二五
同 十 年	九〇、八四一	八六、三二六	一六四、八五〇	一四三、四七三	二二五、八二一	二〇三、八二九
同 十 一 年	一三〇、九八〇	一二七、八四九	一七四、九五二	一五四、〇五七	二四三、五六四	二三三、九九九
			徴收歩合		徴收歩合	
			九七	九八	九八	九八
			徴收歩合		徴收歩合	
			九七	九八	九八	九八

第八章 教育

第一節 施設の概要

國民三大義務の一つである教育について我が國では小學校は市町村が之を義務として設置し、中等學校は府縣をして設置せしめ特に其の土地の情況に依り、中等學校の施設を必要とするものは小學校教育の施設に妨げなき限り許されて居る。

随つて本市の教育施設も小學校が中心で其の沿革を見るに、明治五年學制頒布と共に寺小屋教育を廢し六年四月明道、義方の二校を創設したもので當時の通學區域は大體天神川筋の堀を以つて區劃し、堀内に在つた士族の子弟を明道に、堀外の商家の子弟を義方に收容したものの、やうで明治十二年十二月全町を二分して第一區、第二區の通學區域が定められ道笑町、日野町、東町、茶町、法勝寺町、紺屋町、四日市町、糺町の八ヶ町を明道校、中町、五十人町、宮ノ町(加茂町)、堀端町、廓内(以上久米町)、西町、天神町一、二丁目、内町、東倉吉町、西倉吉町、尾高町、岩倉町、立町一、二丁目、灘町一、二丁目、十八ヶ町を義方校の通學區域とし就學せしめ、四十一年四月寺町、岩倉町、尾高町、東倉吉町、西倉吉

町、四日市町、糀町二丁目、勝田町、新法勝寺町、新博勞町の十一ヶ町を通學區域とする啓成校を、又東町、大工町、鹽町、日野町、道笑町、糀町一丁目、法勝寺町、紺屋町の九ヶ町を區域に抱く就將校の増設を見るに至り、其の間通學區域の増加廢合と附近合併に依る小學校の増加等幾多の變遷を経て、現在教育機關は尋常小學校五、尋常高等(女子)小學校一、女子中等學校一、組合立高等(男子)小學校、男女青年學校各一校を數へ人口の増加に伴ふ學齡兒童の激増は毎年度二學級乃至三學級の増設を見るの状態で校地、校舎の増擴築は一再にして止まらず漸次設備は完成の域に進みつゝあれども校舎の改築、講堂の新築、特別教室の整備等時代の趨勢と文化の進展に伴ひ施設、改善、充實を圖らねばならぬもの多く之等は各々市財政と相俟つて實現せらるべき問題である。

第二節 小學校教育

小學校教育は國民の基礎教育であり、且つ本市が地方自治團體の性質上最も意を注ぐ處であつて、本市教育の大宗をなし大正十一年成實村北部四部落の兒童二百三十餘名を收容したのを始めとし、住吉、車尾兩村の編入により昭和二年市制施行當時六十學級に過ぎなかつた尋常科は、十年後に於て九十四學

級となり卅四學級を増加し、六〇%に近い驚異的增加數字を現はし教育費又昭和二年の六萬九千九百十六圓が十一年度十二萬四千二百八十九圓と、八割強の増加で小學校兒童數は五千二百名を算へてゐる。

尙高等小學校は明治三十四年四月、米子外十二ヶ村組合を以つて角盤高等小學校を創設されたが、其の後各村に單獨の高等科を設置し或は隣接村の合併による組合村の減少等から、現在は米子市外六ヶ村組合となつて學級數十五、兒童數八百餘名を算し女子高等科は明治四十二年元角盤女子高等科所屬の校地、校舎、校具を米子町に買收し、角盤校組合存續中は組合各村の子女を米子町の經營する女子高等科に入學せしむる條件で、最初就將校に併置したが大正十三年四月、東宮殿下御成婚記念事業として町立女子技藝學校を同校に創設せし爲め昭和四年四月これを明道尋常小學校に併置し、同九年迄二十五年間組合各村の子女を收容教育を施して來たが、この四半世紀間に於て世態の情勢は著しき變化を見せ、組合各村の兒童を容れるに於ては更に學級増加の必要に迫られたるを以つて、同年度より關係各村子女の入學を拒絶することゝなつた。

校數、學級數、兒童數

年次	區分	校數		學級數		兒童數	
		尋常	高等	尋常	高等	尋常科	高等科
昭和二年		三	二	六〇	一七	一、七六九	三、四五六
同三年		三	二	六三	一七	一、八九九	三、六五八
同四年		三	二	六九	一七	一、九九六	三、八六九
同五年		三	二	七三	一六	二、〇五	四、〇八八
同六年		三	二	七六	一六	二、一三六	四、二二七
同七年		三	二	七八	一六	二、二二二	四、三七二
同八年		三	二	七九	一八	二、三三八	四、四七九
同九年		三	二	八〇	一九	二、四一〇	四、四〇六
同十年		四	二	八七	二〇	二、三八一	四、七七九
同十一年		五	二	九四	二二	二、六三三	五、一七三
計		三〇	一七	六〇〇	一七〇	一、七六九	三、四五六

教員數は市立小學校の正教員百二名、代用教員七名で昭和二年の正教員六十六名、代用教員六名に比し三十七名を増加し尙學校衛生につき昭和八年四月一日から學校看護婦を設置した。而して施設の充實

を圖ると共に教育の内容についても教授法、學級組織等に對してあらゆる努力を拂ひ校園教育以外、郊外教授として遠足、或は修學旅行を行ひ又毎年夏季休業中を利用して林間學校を開設し、以つて必要な教課を修得せしめ或は臨海學校の開設によつて身體の鍛鍊に努め、研究施設としては各學科中の二、三を選定し教員を中心とする研究會を各校輪番に開催し、實際教授上の參考たらしめ講習會の出席、他府縣に於ける教育施設の視察等を行つて學術技能の研究をなさしめてゐる。

教員數

年次	區分	市立小學校		組合立角盤高等小學校		合計
		正教員	代用教員	正教員	代用教員	
昭和二年		六六	六	一五	一	九四
同三年		六四	九	一五	一	九五
同四年		七〇	三	一四	一	一〇一
同五年		八一	一	一四	一	一〇五
同六年		八六	一	一四	一	一〇七
同七年		八八	一	一四	一	一〇九
同八年		九〇	二	一四	一	一〇七
同九年		九〇	四	一四	一	一〇八
同十年		九五	五	一四	一	一一一
同十一年		一〇二	七	一四	一	一二〇
計		六六〇	五〇	一五〇	一〇	八二〇

女子青年學校 (米子實踐女學校)

年次	區分	學級數	生徒數	職員		員數		計
				校長	家事裁縫	裁縫兼任	普通科兼任	
昭和十年		一	六一	(兼) 一	一	一	六	一
同 十一年		二	六八	(兼) 一	一	一	六	二

第四節 實業教育

商工都市として實業教育に重點を置く本市は之が施設として大正十三年四月、東京殿下御成婚記念事業として實業學校令に基く修業年限三箇年の町立女子實業學校を創設、校名を米子町立女子技藝學校と稱し更に昭和三年四月學制を變更、修業年限を四ヶ年に延長し校名を米子市立高等淑徳女學校と改め創立以來已に十周年を經過し、近時女子教育の發達と女子實業教育の必要を認識せらるゝに至り漸次入學者の増加を見つゝあり。

實業學校

年次	區分	學級數	生徒數	職員		員數		計
				校長	教諭	助教諭	心得教諭	
昭和二年		七	二九八	一	九	一	一	一三
同 三年		七	二九八	一	九	二	一	一三
同 四年		七	三〇四	一	九	二	一	一三
同 五年		七	二九八	一	〇	一	一	一四
同 六年		八	三二五	一	〇	二	一	一五
同 七年		八	三二六	一	〇	二	一	一六
同 八年		八	三六〇	一	〇	二	一	一六
同 九年		八	三六六	一	一	二	一	一六
同 十年		八	三九六	一	一	二	一	一六
同 十一年		八	四〇〇	一	二	一	一	一六

第五節 縣立及私立學校

現在本市に於ける中等程度の縣立學校は中學校一、工業學校一、商蠶學校一、高等女學校一計四校にして生徒數二千三百七十餘名に及び入學志望者は逐年増加し高等女學校の如き昭和十年度から更に一學級を増設し、其他各學校に於ても學級増加の急に迫られつゝある状態で、私立學校としては裁縫女學校が一校あり主として裁縫を教授し併せて婦徳の涵養に努め今其の概況並に之等諸學校の所在地を擧ぐれば次の如くである。

中等學校

學校名	所在地	修業年限	學級數	生徒數	教員數	經費
米子中學校	勝田町	五箇年	二〇	九六六	三九	五一、五六一
米子工業學校	博勞町	三箇年	六	二五八	二四	四〇、〇六九
米子商蠶學校	長砂町	蠶商 五箇年 三箇年	三五	二五一	一七	三三、一一四
米子高等女學校	錦町	四箇年	一四	七五三	二九	三四、五六四
私立 裁縫精華女學校	西町	三箇年	三	一二八	六	五、一〇〇

第六節 幼稚園

幼稚園教育は都市として極めて必要なものであるが、本市の幼稚園事業は從來私立のものが相當發達して居り、市財政上の關係等もあり民間經營に委せ既設のものに對し、年々經常費補助として千數百圓を交付し之が助成に努めつゝあり、現在は左の三園で園兒數二百七十餘名に上つて居る。

園名	位置	創立年月日	園兒數	保母數	園長氏名
米子幼稚園	東町	大正二年四月	一三七	五	三明太藏
良善幼稚園	西町	明治三十八年十一月	六四	三	橋谷繁三郎
眞報幼稚園	角盤町	大正十五年九月	七七	三	友松文雄

第七節 教育費

本市の膨脹と發展に伴ふ學齡兒童の増加は既に第二節に於いて記述した如く、毎年度二、三學級づゝを増設し一校新設の必要に迫られて居る状態で教育費は逐年増嵩し、市制實施當時十一萬三千餘圓に過

ぎなかつたものが、十一年度は十七萬圓を突破し市全體の歳出に對し五割強を占め、一戸當り負擔額二十一圓六十錢に達し、昭和二年の一戸當り十六圓四十錢に比し四圓二十錢の増高である。
 今市制以來の教育費を列記すれば次の如くで、經常部の自然増加を別として最も多く臨時費を要したのは昭和四年で、四萬九千餘圓約五萬圓に上りこれは明道、啓成兩小學校各八教室づゝの増築を中心としたもので十年の二萬五千圓、十一年の二萬一千圓等孰れもこれに次ぐものである。

教育費累年比較

年 度	費 別		小學校	淑徳女學校	青年學校	實踐女學校	補習學校	青年訓練所	組合立校負擔金	其他教育費	合 計
	經常費	臨時費									
昭和二年	六九、六一六	二九、二九	一八、九二〇	一、八三三	一	一	一、一九七	二、〇六四	一五、〇七	四、三〇	二〇、〇九八
同三年	七二、四〇七	一、四三六	一九、九一六	一	一	一	一、一八九	一、六二二	一五、三三三	三、〇四一	二三、五〇八
同四年	七八、四一七	四七、八二〇	一八、八一〇	一、三三〇	一	一	一、二三〇	一、九二六	一四、〇一六	三、〇九五	二七、四八六
同五年	八〇、二八三	一、八四三	一九、一一一	一	一	一	一、二六七	一、八九七	一〇、五九三	二、六五〇	二五、七〇二

年 度	費 別		小學校	淑徳女學校	青年學校	實踐女學校	補習學校	青年訓練所	組合立校負擔金	其他教育費	合 計
同六年	同同	同同									
同六年	同同	同同	七九、六七四	一九、六三六	一	一	一、一三二	一、九五九	一〇、〇二九	二、七〇八	一一五、一三八
同七年	同同	同同	八二、六六五	一九、四九五	一	一	一、一四八	一、九五四	九、三四五	三、〇九五	一一七、七〇三
同八年	同同	同同	八九、〇五四	一九、一〇八	一	一	一、二二五	一、九七九	九、二二七	二、八七五	一二三、三六〇
同九年	同同	同同	八八、四八七	一九、二六四	一	一	一、〇五六	一、九三三	九、二二三	二、六〇五	一二二、五七〇
同十年	同同	同同	九二、五三四	一八、三四	一	一	五三三	一、〇三二	一一、五九四	三、九六八	一三四、一三二
同十一年	同同	同同	一〇三、六〇二	一八、五三三	一	一	一、八二九	一、八七二	一二、七七七	三、九五〇	一四九、三七四

第九章 社會教育

第一節 現況

學校教育と社會教育とは國民教育完成の兩輪であつて、本市に於ける社會教育は大體之れを幼年教育、青年教育、成人教育、公民教育の四つに分つて見ることが出来る。

先づ第一の幼年教育に就いては市として施設したものはないが、私立にかゝる三幼稚園があり年々補助金を交付して之れが助成に努め、第二の青年教育に對しては既に明治三十九年から補習學校を開設し施設經營に關する研究改善を遂げ更らに大正十五年七月一日勅令第七十號に基き、各小學校に青年訓練所を設置し青年の身心鍛鍊をする常設機關とし、昭和十年青年學校令の公布に依り既設補習學校及青年訓練所が廢止され、新たに青年學校を創設し男女青年大衆に普く教育の機會を與へたが、斯うした市の重要施設と相俟つて家庭の事情から早く職業戰線へ乗出し、就學の機會に恵まれること薄き多數の未成年従業員を收容する米子製鋼所でも、昭和四年から私立青年訓練所を開設し作業の繁閑を考慮して、適宜適當な訓練教育を施し以つて徒弟の教養に努め、昭和十年四月一日私立米子製鋼青年學校と改め今日

に至つて居る。

尙一般的な成人、公民兩教育に就いては社會道德、政治經濟、産業自治等に關する教育講座を設け又婦人に對しては別に婦人講座を開き常に講話、講演、講習會を開催し印刷物の配布其の他各種教化團體との提携に依り市民思想の涵養と知識の啓發に資し、更らに勞務者教育に於ても工場、會社を對象に置く補導學級をつくり、實踐的知識を授け以つて堅實なる産業人の養成に努むるところがあつたが、昭和七年縣に社會教育委員制度を實施され八月一日本市にも委員の囑託があり、斯教育の促進を圖ること、なつて各種教化團體の統制をとり、中心機關として積極的活動をなすべく十月三日市會議場に第一回委員會を開催し、其の後之れが助成機關に米子市社會教育後援會が組織され、會員數百三十八名を算へ茲に於いて斯教育に對する一般市民の注意を喚起すると共に、關係諸機關と諸團體との相互連繫益々緊密を加へ普及發達の基礎を確立された。

社會教育機關

米子市社會教育委員會 斯教育の中心機關、委員數四十七名で内公立中小學校長十二名、神官、僧侶、市會議員、會社重役等教化關係者並に一般社會教育方面から選ばれた三十五名を以つて組織され

て居る。

米子市社會教育後援會 社會教育の援助機關として組織せられたもので現在會員數百八十三名を有して居る。

市立青年學校 本校男子一、女子一、分校二校を有し合計四校で生徒數五百七十二名に達す。

私立青年學校 米子製鋼所内に設置され現在生徒數三十三名。

私立幼稚園 米子、良善、眞報の三園で園兒數二百七十八名

教化團體

米子市聯合青年團 明道、義方、啓成、就將、住吉、車尾（以上學校區）、自律（地域）の七青年團を聯合し團員數六百八十九名。

米子市聯合處女會 各學校區を以つて組織する六處女會を聯合し會員數五百二十四名。

少年團 明道學友自治團、義方少年團、啓成少年警察隊、就將海洋少年團、住吉少年團、車尾

健兒團の六團で團員數二千六百九十三名。

米子婦人會 會員數六百二名、米子高等女學校内に事務所を置く。

體育協會 西伯及米子市を以つて組織する西伯體育協會があり陽田町に公設グラウンドを設置し

中國オリムピック大會、西伯、米子地方の兒童、教員、青年團の體育會場として利用せられ尙市單獨の體育協會についても創立準備が進められて居る。

米子興武會 昭和八年に創設せられ剣道部、柔道部、銃操部を置き尙武の氣風を涵養すると共に武道鍛鍊を行つて居る。

壯年團 啓成、阿倍の二團、團員數八十七名。

日本國際協會米子支部 國際知識の普及涵養に努め中町銀行集會所内に事務所を置く、昭和九年七月の創立。

米子文化協會 地方文化の普及向上に資する爲め昭和十一年四月創立し事務所は銀行集會所内。

圖書館、文庫

圖書館 昭和大典記念として新築計畫を樹て積立規定を設け基金の蓄積中で、同榮文庫に對しては昭和五、六年度に於いて補助金を交付し之れが助成に努め圖書館完成の曉には西伯郡教育會からも藤本文庫の三萬二千冊を寄贈の筈。

第九章 社會教育

九四

文庫 各中等學校及小學校、婦人會に設置され藏書冊數一萬五千冊、其の利用狀況は左の如くである。

文庫名	創立年月	藏書冊數	閱覽延人員
米子中學校 好學圖書館	明治四十五年四月	一、六一〇	六、一三五
工業學校々友會文庫	大正十二年四月	五五四	一、六一〇
商蠶學校々友會文庫	昭和四年四月	四〇七	五、三二五
米子高等女學校 校友會文庫	大正四年四月	一、七〇六	三、二〇五
高等淑德女學校 校友會文庫	昭和五年四月	四六〇	三、〇〇一
角盤校々友會文庫	明治四十年四月	六三二	三、四三一
明道文庫	昭和二年四月	四七一	二、五〇〇
義方文庫	大正七年四月	九七八	八、五〇〇
啓成兒童文庫	明治四十一年四月	七九五	九、九七〇
就將兒童文庫	大正十四年四月	一、七一一	一〇、〇三六
啓成教育文庫	明治四十一年四月	三、六七〇	七五〇

報道機關

住吉兒童文庫	大正十四年九月	二八三	六九〇
車尾記念文庫	大正十三年四月	一、〇五三	三、四三五
米子婦人會巡回文庫	大正十三年十一月	五八七	四一二

山陰日日新聞社	日刊	東野町	大阪朝日新聞通信部	日刊	東町
松陽新報支局	同	東野町	山陰蠶絲新聞	月二回刊	勝田町
大阪毎日新聞通信部	同	加茂町	山陰日ノ出新聞	旬刊	角盤町一丁目
大阪時事新報通信部	同	岩倉町	山陰立憲民政新聞	同	寺町
鳥取新報支局	同	角盤町一丁目	山陰時事新聞	同	岩倉町
山陰新聞支局	同	同	山陰新聞	同	西町
因伯時報支局	同	西町	伯西時報	月刊	角盤町四丁目
福岡日日新聞通信部	同	紺屋町	家庭日報	日刊	尾高町
山陽合同新聞支局	同	立町	大阪毎朝新聞支局	同	大谷町

第九章 社會教育

九五

以上の諸機關、諸團體は各其の目的に向つて機能を發揮し未完成のものも所期の達成に邁進し、尙市民生活の更生と國民精神の振作には、精神作興週間を實施し非常時局に猛然奮起して舉國伸強、克己忍苦の修練に耐へ剛健質實の氣風を涵養し、以つて國體觀念の明徴を期して居る。

第二節 青年團

本市青年團體は其の發達に關する沿革を的確に記述する資料なきも、大體に於て他都市青年團體の發達と略其の軌を一にし、封建時代及明治初年に互つて俗に謂ふ若者宿、若衆組と稱し郷土に根強く自然的に發生を遂げた修養、娛樂、和親の集團が日清、日露の兩戰役を経て自覺興起を促され自力任意的に地域を劃して青年會を組織するに至つたもので、社會的に認められ活動を開始したのは明治四十三、四年以降に屬し殊に優渥なる戊申詔書の奉戴は國力増進、國威宣揚の爲め協戮邁進の意氣に燃えて各町青年會の孤立分散を許さず團體の統制、強化に依り青年修養の眞義を明らかにすべく四十四年二月十一日を卜して公會堂に於て米子町青年會聯合總會を開催した。

翌四十五年には山陰鐵道の全通を機として六月四日山陰道青年會員大會を朝日座に於て舉行、京都、

鳥取、島根の各府縣下青年千五百餘名參集、博覽會名譽總裁大隈伯、中野東京商工會議所會頭、外朝野の名士十五名が臨席し青年の意氣に潑刺たる興奮の刺戟を與へ、大正四年末には十五青年會八百名を算へた。

創立年月	會員數	會名	所在地
明治四十三年四月	六五	自強青年會	鹽町
同 四十三年四月	四〇	櫻盟青年會	西倉吉町
同 四十三年九月	六〇	灘町青年會	灘町二丁目
同 四十三年九月	五〇	糀町青年會	糀町二丁目
同 四十三年十一月	五七	博光青年會	博勞町二丁目
同 四十三年十二月	一五〇	修道青年會	道笑町一丁目
同 四十四年二月	六〇	内町青年會	内町
同 四十四年二月	七〇	法勝寺町青年會	法勝寺町
同 四十四年七月	五〇	中央青年會	東倉吉町
同 四十五年三月	三〇	奧德青年會	幸町

創立年月	會員數	會名	所在地
大正二年三月	二二	實業青年會	榮町
同 二年十月	三六	芳若青年會	茶町
同 二年十二月	三五	大成青年會	大工町一丁目
同 三年二月	四四	勝田青年會	勝田町
同 四年十一月	三三	典紀青年會	四日市町

然し乍ら之等青年會の活動については區々にして方途の定まつたものがなく、組織の合理化に缺けて居たが大正四年、内務、文部兩大臣は前後二回に亙つて青年團體設置に關する訓令を發し、其の目的と組織の根本方針を確然たらしめる處があつたので、大正五年七月十六日全町を一單位とする米子町青年團の結成式を擧げ三松知事が臨席、町立四小學校の區域を以つて一丸とする支部を置き、其の下に各町又は數町を合した分會を設けて團體としての體形を整へ、有望にして多事なる青年團運動が開始された。

斯くて昭和二年四月成實村一部を合併し市制を實施せらるゝや、合併地帯を一團とする純農村青年團とも見るべき自律青年團を米子市青年團に編入し、それ等の修養機關として施設經營に力めたが何分にも團員の職業分布狀況が農工商店員等區々に別れて複雑相反する生活環境にある爲め指導經營の苦心を累され、一面又國家内外の情勢は滿洲事變を楔機として刻々に新事象の發生を見せ青年生活の向上發展を翹望して已まず、躍進日本の背後に渦巻く内憂外患を制禦し皇運推進の使命に寄與すべき中堅勢力として、國家社會より其の重責を負荷せらるゝに到つて更始一新の青年團運動の陣營に邁進する爲め、從來の全市一單位の米子市青年團を解體して五支部青年團を獨立單位の青年團とし、之を連絡統一すべく米子市聯合青年團を結成、昭和八年十月十六日啓成校講堂に於て第一回聯合大會を開催し西尾市長を團長に推し綱領並に宣言決議を可決、其の後隣接村の合併に依り在來の全村一單位で組織せられた住吉、車尾青年團を加へ現在團員數七百名、加盟分團五十四を算へて居る。

米子市聯合青年團

團長 西尾常彦 副團長 堀江龍一郎 友松文雄

加盟團體

明道青年團 團長 倉敷健一 團員 一一七 分團 九

義方青年團	同	松田哲	同	一一四	同	一〇
啓成青年團	同	寺田利彦	同	一九二	同	一二
就將青年團	同	崎田茂信	同	一〇七	同	一一
自律青年團	同	加藤延雄	同	三五	同	六
住吉青年團	同	鷺見義雄	同	五九	同	四
車尾青年團	同	浦木孝一	同	七八	同	二

綱領

米子市聯合青年團ハ團員相互ノ親睦ヲ厚クシ相砥礪シテ心身ヲ鍊磨シ以テ健全ナル國民善良ナル公民タル資格ノ向上ヲ期ス其ノ綱領左ノ如シ

- 一、忠孝ノ本義ヲ體シ國民精神ノ發揮ニ努ムルコト
- 一、協同連帶ノ責任ヲ重シ立憲自治ノ精神ヲ涵養スルコト
- 一、質實剛健ニシテ勤勉進取ノ氣風ヲ振作スルコト
- 一、禮讓ヲ尙ヒ信義ヲ重シ良風美俗ノ作興ニ努ムルコト

年中行事

- 一、身體ヲ鍛鍊シ體力ノ増進ヲ圖ルコト
- 一、智能ヲ研磨シ創造工夫ニ勵メ業務ノ進展ヲ圖ルコト
- 一、聯合大會開催
- 二、曉天修養會開催
- 三、中堅幹部協議會開催
- 四、分團長會議開催
- 五、天幕野營講習會
- 六、詩吟講習會開催
- 七、體育競技會開催
- 八、文書教育普及ノ擴充

第三節 處女會

男子青年團の體系整備し國運進展の根基に培ふ活動の目覺しきに反し、次代の母たるべき重大使命を擔ふ處女の修養は之と併行せざる憾あり、女子青年をして人格を崇高ならしめ健全なる國民たるの資質を養ひ、女子の本分を完ふせしめ以つて明朗日本建設の根柢を固むる爲め、大正七年二月全町を一單位とする米子町處女會の結成を見、町立四小學校の校區域を中心として四支部を置いたが、其の後國家内外の諸情勢に刺戟せられ女性の自覺著しく向上し、處女會に對する一般社會の期待要望又漸次強きを加へ、時代の趨向は過去の組織を其のまゝには許さず、より良き明日への新女性として修養と活動に適せ

しめるべく昭和九年七月、從來の四支部を獨立單位の處女會に改め、之を連絡統一する米子市聯合處女會が組織され、十年住吉、十一年車尾處女會を加盟せしめて今日に至つて居る。會員數は六百五名加盟分會五十六現況は次の如くである。

米子市聯合處女會

會長 西尾常彦 副會長 堀江龍一郎 三 明太藏

加盟團體

明道處女會	團長	三 明太藏	團員	一一一	分團	一〇
義方處女會	同	松田 哲	同	一三五	同	一四
啓成處女會	同	友松文雄	同	一五七	同	一〇
就將處女會	同	崎田茂信	同	九三	同	一五
住吉處女會	同	柘權 儀	同	四九	同	四
車尾處女會	同	大田耕一	同	六〇	同	三

綱領

本會ノ綱領ヲ定メルコト左ノ如シ

- 一、忠孝ノ本義ヲ體シ日本婦人タルノ修養ニ努ムルコト
- 一、品性ノ向上ヲ圖リ溫良貞淑ノ美德ヲ發揮スルコト
- 一、體力ヲ増進シ國民體位ノ向上ニ努ムコト
- 一、常識ヲ高メ須要ナル知識技能ヲ習得スルコト
- 一、儉素勤勞ノ美風ヲ獎メ生活ノ改善ヲ圖ルコト
- 一、公益ヲ重シシ社會奉仕ノ精神ヲ振作スルコト

年中行事

- 一、聯合大會開催
- 二、作法割烹講習會
- 三、講演會、見學

第四節 婦人會

米子婦人會は有志婦人の提唱で大正十二年一月二十一日米子高等女學校に於て發會式を擧げ、當時會員數百八十名で富士見町に事務所を置き、會員の募集を行つて昭和三年には五百十八名に達し同會經營の圖書館を設立すべく基金募集に活躍し、毎年一回乃至二回バザーを開いて其の収益と有志の寄附金を

積立二千餘圓の資金を蓄積したが、種々なる事情があつて昭和三年之を婦人會館の建設に變更し四年事務所を米高女内に移轉した。

六年四月市内商人と協定し購買同盟を組織特定割引に依つて家庭經濟の改善を圖り七年五月購買部を新設し、同時に役員の會長制を理事制に改め顧問を設けて婦徳の涵養に努め、主なる事業としては修養上に資する講演會、講習會の開催、見學、巡回文庫の設置、貧民救助、託兒所事業の援助、天災地變等に於ける慰問等で滿洲事變に際しては兵器義金の献納、出征兵士の慰問並送迎、軍人家族及戰死者、傷病兵遺族の慰問等を行ひ、設立當初は有閑婦人の集ひの如く兎角の非難も招いたが、其の後之等の世評に鑑み自から率先しての服裝改善から、最近に至つては全く面目を一新し昔日と異なる堅實な發達を遂げ會員四百三十名を擁し尙昭和十年住吉婦人會（一八三名）十一年車尾婦人會（一九八名）を加へ現在三婦人會を有し聯合婦人會組織の機運に向つて居る。

第五節 少年團

少年團は本市に現在六團が組織され團員數二千八百十名で、各學校區に分れ各々特色を有して居るが

創立の一番古いのは啓成少年警察隊で、昭和二年三月一日から校下十二町の内十町に各六名宛を選抜し交通整理と災害豫防思想の鼓吹につとめ町内兒童の惡癖を矯正し、又道路の清潔保持の習慣を養成する等社會奉仕的事業を遂行し、昭和九年から尋常三學年以上の男子全部を以つて編成することに改め、現在團員數五百八十六名、團長は友松校長。之れに次ぐのが義方少年團で昭和三年五月二十七日義方海洋少年團として創設し、天満宮に於て結團式を擧げ八年七月六日組織變更を行ひ現名稱となり、少年團日本聯盟に加入し八月十一日團旗入魂式を擧行、少年部、少女部、幼年部、幼女部の四部とし各部は四隊編成で隊を五班に分ち現在團員數五百七十五名、團長は松田校長で聯盟の綱領、掟を遵守し毎週二回宛全員の合同或は隊別、班別訓練を實施して居る。

又就將海洋少年團は昭和四年四月海國日本の將來を擔つて立つ第二國民を養成する目的を以つて設立計畫を樹て、七月少年團日本聯盟に登録をうけ十月二日結團式を擧行したもので五、六年の男兒童を以つて組織し海洋思想涵養の爲め毎年七月を期し近海舟遊をなし海軍大臣からカッターの下附をうけ艇庫を設け積極的に活動し、同團主催で山陰水上競技大會を開催したこともあり島根縣迄遠征して臨海生活に依る團體訓練を積み現團員數百六十三名、團長は崎田校長。

明道學友團は昭和八年六月二十日從來の校外風紀係、通學班長制を改め組織したも専ら兒童の校外生活を規正し學校教育の効果を全うせしめる目的の下に地域別十四分團を置き、神社道路の清掃、分團の學藝會開催、共同學習遠足等を行ひ現在團員數千二百二十一名、團長は三明校長である。住吉少年團は昭和九年二月縣の訓令に基いて設置したもので五月十五日縣少年團に加盟し三分團に分かれ現團員數四十九名、團長は柘櫃校長。車尾健兒團も又九年二月の設置で十年二月大日本少年團に加盟、定期的活動として道路愛護の奉仕と神社清掃を行ひ隨時野外訓練をなし八、九兩年度には縣から道路愛護の廉により賞をうけ現在團員數二百十六名、二十四班を設け班別教育に重點を置き實踐躬行を本體として自治的に指導しつゝあり團長は大田校長である。

第十章 社會事業

第一節 總說

近時都市に於ける社會問題の領域は益々擴大し日と共に深刻化して必然的に之れに關する行政機關の發達を促し、社會行政は特に重要視さるゝに至り其の具體的表顯として各種社會事業乃至社會施設は續々として計畫實施せられ、夫れを指導する方針の如きも博愛的慈善救濟主義から溫情的社會連帶主義に進み、更らに權利義務の關係に就いて見るが如き民主主義に思想根據を置く社會政策的社會事業、即ち社會福利事業への變化さへ示して居る。

社會事業が都市に於ける自治行政の體系中に明瞭な一分科を認容さるゝに到つたのは、大正七八年頃に於ける所謂米騒動以來のことと今之れを本市に就いて見ると、大正七年の米價暴騰に方り細民の困厄救助の目的で特別會計恩賜恤救費豫算を設け、内外米の廉賣並供給に關する施設を行ひ米價の調節を計り翌八年公設市場を開設して物價騰貴の對應策を講じ、十一年から住宅組合を組織し低利資金を借入れて住宅難の緩和につとめ十二年恤救規程を定めてカード階級の救済に就いて改善を加へ、昭和五年方面

委員制度の實施に依り其の統制と充實をはかり、醫療方面に於いても米子市醫師會の特別診療事業と提携し貧民救護の徹底を期し、昭和七年救護家屋を廢し慈惠院を建設し職業紹介所の新設は勞資相互の利便を與へ、その他私設事業山陰日新會經營の無料宿泊所、免囚保護の和光會、託兒所等の助成をなし本市社會事業の體系は救療、保護、福利、職業紹介、方面、地方改善の六つに分けて見ることが出来る。

第二節 救療事業

本市は社會の不況深刻化と共に貧困者の醫療について施療又は輕料診療機關を創設すべく調査中のところ、昭和五年偶々米子醫師會に於いても之れが必要を痛感し六月三十日臨時總會を開き、七月十五日から特別診療事業の決議をなし本市に援助方を要請する處があつたので、市民の保健衛生上に寄與する點の尠なからざるを考慮して其の企劃を贊助し、爾來年々補助金の交付を以つて事業の助成に努めたが、更らに昭和十年二月から輕料救療の範圍を擴大し、助成金の増額支給を行つた爲め利用者は急激に増加を見るに至つた。

而して本市としては醫師會の外恩賜財團濟生會及び、財團法人米子病院の特別診療と相俟つて施療事

業の充實をはかりつゝ來たが、昭和七年九月長くも醫療救護資金として巨額の御内帑金を下賜せられ、内務省又相當額を支出して各府縣に配分し本縣に於いては御聖旨の存する處を奉戴し、普く縣民をして聖恩に浴せしむるの方針を以つて恩賜財團濟生會に救療を委託し、市は「恩賜金に依る救療開始」と題するリーフレットを各戸に配布し主旨の徹底に努め、濟生會の醫療患者は昭和八年から一躍六倍半に激増し、醫師會の特別診療又範圍の擴大に依り十年から無料施療三倍半、輕料診療六倍に増加し十一年の如き輕料診療は實に十三倍に上つたが、一面財團法人米子病院の貧困者施療規定があつて隨時既定豫算の範圍内で施療し、本市が多年の懸案とせる診療機關も昭和十二年度から濟生會が本市に診療所を設置することに決定し、今後救療方面に一新期を劃することゝなつた。

救療累年比較表

年次	米子醫師會		濟生會		米子病院	
	無料	輕料	醫療	助産	無料	輕料
昭和五年	四九人	三九人	七六人	1	二八四人	三二人
同 六年	一、三五〇	四九八	三三	1	四一四	一一三
同 七年	二、九八二	六九九	九一	七人	八二三	二九一
同 八年	四、五一〇	七〇八	六、一一〇	一六	一、六七八	一三二
同 九年	四、九〇八	六九五	六、二四〇	一四	一、五五〇	二一一
同 十年	一八、七〇一	四、一二三	六、〇八〇	一三	一、四六三	一四四
同 十一年	一七、六三六	九、一六四	三、二九八	二九	一、七七一	三一二

備考 人員數ハ延人員ナリ

第三節 保護事業

本市の保護事業は窮貧救助、貧民救護、幼兒保育、一般兒童保護、軍事救護、行路病者救護、精神病

者保護、免囚保護等に分かれ、軍事救護に就いては第十一章第二節事變中に記したるを以つて省略し、茲には其の他の事業に對して概要を述べることとした。

窮貧救助

濟貧恤救は古來我國に於ける慈善同情の最高道德に胚胎する自然的民情に依り、隣保相倚り相扶け、郷友同榮の道義の下に行はれたもので、明治四年の太政官達第二百號棄兒養育米給與方及七年の太政官達第六十二號恤救規則に依り國家事業となり、其の後社會制度の變遷に伴ひ自治體に於いても之れと相俟つ施設の必要に迫られ、本市では明治四十五年貧民救助規則を設定、市内居住者にして老幼、廢疾、若くは疾病に因り自活する能はず、且つ他に扶助を受くるに途なき窮民に對して各號の定むる處に従ひ、一箇年米一石五斗以内のもの、及七斗以内又は一日三合以内給與のもの、三種に分ち、現金を以つて支給したが歐洲大戰の餘弊は極度の生活難を招來し、從來の貧民救助規則では到底之れに對處することを許されぬ情勢となり、大正十二年三月新たに恤救規程を定めて一日米三合以上五合以内とし、給與米の支給差別を撤廢し一般私費の賑恤と合せて救助に努めて居る。

貧民救護

貧民救護に就いては明治四十二年記念道路の新設に際し、同区域内にあつた被救護者を收容する爲め富士見町一丁目（當時角盤町一丁目）に、木造枋葺平屋建十二坪五合の救護小屋を建築し、四十五年三月貧民救護及死體取扱に關する規則を制定し、無告の窮民に生命線の保護を加へると共に貧困の精神病者を收容監置する爲め大正二年五月、救護家屋の構内にあつた縣有の木造瓦葺平屋建精神病者監置室（建坪五坪室二）を三十圓にて譲りうけ保護施設を講じ公費を以つて救護に努めた。

昭和四年四月法律第三十九號に依り救護法が發布され、要救護費の半額を國庫で負擔し自治體としては費用の輕減をはかる劃期的な社會立法として迎へたが、財政逼迫の爲め之れが實施は仲々に實現せず、全國社會事業關係者の總動員と國民の熱烈なる後援とに依り漸く七年一月一日から附屬法令の公布と共に實施せられ、本市に於ても多年の懸案であつた慈惠院の建築を企劃し、補助申請をしたが政府は財政の關係上容易に之れが指令を與へず、已むなく國庫補助は後年度に於て交付を受ける事として昭和八年度一時市費と、縣費補助のみを以つて建築する事に決し祇園町二丁目地内に敷地六アール五一を選定、九年三月九日地鎮祭を執行十日工事に着手して、建築費三千五百圓（内縣費補助八百七十五圓）を以つて

五月三十日木造スレート葺平屋建六十八坪三一五を竣工、六月二十五日から事業を開始し富士見町救護家屋に收容中のものを移し、同所の精神病者監置室は各部の腐朽廢頽と共に被監置者が脱出する等のことがあり昭和九年九月限り廢止し收容中の病者一名を米子腦病院に囑したが、慈惠院に對する國庫補助は十一年度に至り千七百五十圓を交付せられた。

救護狀況

年次	老衰	幼弱	不具廢疾	疾病傷痍	精神耗弱	計
昭和二年	一一人	一人	三人	一人	一人	二六人
同三年	一五	一人	三人	一人	一人	三一
同四年	一五	二人	二人	一人	一人	三〇
同五年	一五	二人	三人	一人	一人	三二
同六年	一五	一人	五人	一人	二人	三四
同七年	二一	三人	六人	一人	三人	三四
同八年	二七	七人	六人	七人	四人	五一
同九年	三三	一人	七人	七人	三人	六一
同十年	三九	二人	六人	一人	三人	八一
同十一年	三六	三〇	六人	一人	二人	八八

備考 昭和二年より六年迄ハ公費救護、七年以降ハ救護法ニ依リ救護ヲ受ケシモノデ九年慈惠院ヲ落成シ同院ニ收容セシモノハ計二十名ニ達シタガ老衰者ガ多イ爲メニ内十五名死亡、現在員ハ五名デアアル。

行旅病死入取扱

年次	行旅病人	死亡人	行旅病死入	精神病者	惠與金受給者	計
昭和二年	六八	三八	一	一	一	九人
同三年	七九	四八	一	一	一	一六
同四年	九五	四	一	一	一	一三
同五年	五五	三	一	一	一	二二
同六年	一五	一	一	一	一	三七
同七年	一一	二	一	一	一	一七五
同八年	一一	一	一	一	一	三八
同九年	一	二	一	一	一	三八
同十年	一	二	二	一	一	五〇
同十一年	三	一	一	一	一	三〇

免囚保護

本市に於ける免囚保護事業は大正七年一月二十一日米子、西伯、日野の各宗寺院共同經營にかゝる和

光會の創立により其の第一聲を擧げ、釋尊大悲の本懷を經とし佛教徒の理想を緯として、刑餘者を保護善導して社會に復歸せしめ累犯の防止に努め、同年七月司法保護事業全國統制機關たる輔成會に加盟し縣下最初の保護會として活躍し、本市は同十一年から補助金を交付し事業の助成をはかり、十二年少年保護團體の指定をうけ御下賜金を辱ふせるを以つて聖旨を奉じ、十五年總經費五千五百餘圓を投じて角盤町四丁目に恩賜記念館を建設し保護の徹底を期してゐる。

和光會保護成績

年度	經費總額	直接保護	間接保護	一時保護
昭和二年	二、九三一 ^四	二、二〇九 ^人	四七、二五二 ^人	一四八 ^件
同三年	二、八〇五	二、二〇六	四〇、四〇五	一九四
同四年	二、〇一七	二、三三七	二八、八七五	一九八
同五年	二、三〇一	一、九三三	三七、五八二	二一三
同六年	二、六二一	一、九五七	三九、二五五	一七二
同七年	二、九二三	一、五六二	三〇、三六一	一五八

年度	經費總額	直接保護	間接保護	一時保護
同 八 年	二、八七二	一、四五三 ^人	二五、八九〇 ^人	二〇七 ^件
同 九 年	二、七五二	一、五四七	三四、六〇四	二二九
同 十 年	二、七五七	一、八二二	四三、九七一	二四七
同 十 一 年	二、八六四	一、六六四	四二、七九六	二三三

備考 直接、間接保護人員ハ延人員トス

幼兒保育

託兒所は労働者其の他所謂少額所得者が就業中子供の保護を託すべき、適當なる施設の必要を感ずるものゝ多きに鑑み、其の児童を預つて保育し家庭に於ける労働能力を増進せしめ、兼て児童を通じ家庭の向上を計る爲めに設けられたもので、本市には未だ市設のものはないが昭和二年九月私立仁慈保育園が勝田町に創設せられ、翌三年五月灘町一丁目に移轉し低額の料金を以つて、委託児童の教化保護に努め九年園舎の狹隘から加茂町に分園を開設し、更らに十年東町に縣市補助金、三井報恩會助成金及一般篤志家の寄附金を得て總經費二千三百八十五圓を以つて園舎を建築移轉し委託園兒は昭和九年以來飛躍

的に増加し一箇年延人員は一萬人以上に達して居る。

又市内東倉吉町の聖心愛子會經營に係る聖園マリア園は、昭和八年創始して現代の保育事業が幼稚園を有識階級、託兒所を以つて貧困階級の對象とする傾向あるに鑑み兩者折衷、貧富差別の觀念を超越せる幼兒教育の普及を目的とし之が又縣市其他の補助金、寄附金を得て木造二階建スレート葺の肅洒な園舎を新築し四月から受託事業を開始し、市は兩園に對して年々補助金を交付し助成に努め、其の成績は下表の如くで聖心愛子會では十一年八月から更らに工費一萬六千圓を投じ、旗ヶ崎地内に育兒と母子の兩保護施設を有する聖園天使園を建築中で、之れが竣工の曉は本市に於ける社會事業施設に一段の充實を見るであらう。

託兒累年比較表

年次	仁慈保育園		計	聖園マリア園		計
	男	女		男	女	
昭和二年	八九三 ^人	九三 ^人	一、八二六	1	1	一、八二六 ^人
同 三 年	二、二四二	二、三三二	四、五七四	1	1	四、五七四
同 四 年	二、九〇六	二、九八七	五、八九三	1	1	五、八九三

年次	仁慈保育園			聖園マリア園			合計
	男	女	計	男	女	計	
昭和五年	三、四二二	三、四二四	六、六五六	1	1	2	六、六五八
同 六年	三、〇〇四	三、二八六	六、四九〇	1	1	2	六、四九〇
同 七年	三、五二二	四、三四〇	七、八五二	1	1	2	七、八五三
同 八年	五、一九七	四、二二五	九、三三二	1	1	2	九、三三三
同 九年	八、〇七〇	七、九二二	一五、九四八	1	1	2	一五、九五〇
同 十年	六、一六四	六、八七六	一三、〇四〇	1	1	2	一三、〇四二
同 十一年	五、七五〇	六、九五九	一二、七〇九	1	1	2	一二、七一〇
合計							四二、九〇一

備考 園児數ハ延人員ナリ

兒童保護

本市は貧困者の兒童を保護する爲め、昭和二年八月三十日學齡兒童就學獎勵規程を設け、學用品の給貸與、食費及修學旅行費の補給その他保健衛生に關する經費として年々數百圓を豫算に計上し、昭和七年九月七日文部省が學校給食臨時施設に關する訓令を發し、七年度から九年度に至る三箇年間國庫より

施設費を支出することゝなつて、本縣學校給食規程を公布され學齡兒童中晝食を缺ぎ、又は甚しく粗惡な食事を攝るものに對し公費或は實費を以つて給食を開始したので、之れと相俟つて救護の充實を期し其の後國庫の施設費支出は逐年減額しつゝあるも市費負擔を増額して繼續中である。

第四節 方面事業

近代都市が絢爛たる文化生活を營む裏面には、幾多面をそむけねばならぬ生活苦の慘さがあり、本市は昭和五年縣に於いて方面委員制度が實施され三月明道、義方、啓成、就將の四方面に分割して教育者宗教家、職業紹介所長等十名の委員と之れが聯絡をはかる爲めの參事を任命せられたるを以つて、翌六年七月十一日本事業助成の目的を以つて市長を會長、助役を副會長とする米子市方面事業後援會を組織し會員及寄附金の募集を行ひ活動の原動力たる資金を造成し、七年臨時方面事業調査委員を設置して、施設經營に關する諮問機關とし貧困者救濟の萬全を期することゝした。

然して事業の對象たる要救護者は年々増加して行く一方なるに引かへ、之れが資金は一般篤志家の隨意寄附及歳末義金の募集に俟つの状態なるを以つて經濟的支障を伴ひ、昭和十年から更らに孟蘭盆會に

於いても義金を募ること、し創始以來の状況は左の如くで、方面委員制度は細民の日常生活に接觸して最も親切なる相談相手になると共に適切なる保護と指導を與へ、正確な調査資料を提供し以つて社會の改善向上をはかるもので、救護法の實施に依り其の職責は益々擴大重荷されるに至り、委員六名の増員を申請許可されて現在十六名となり、後援會委員には區長及方面委員を擧げ、顧問に警察署長を推して活動中である。

方面事業資金

年 度	隨時寄附金	同 白 米	同情義金募集	同 白 米	現金合計	白 米 計
昭 和 六 年	九九八、三〇 <small>圓</small>	一〇四、〇 <small>斗</small>	三九七、二三 <small>圓</small>	二四、〇 <small>斗</small>	一、三九五、五三 <small>圓</small>	一二八、〇 <small>斗</small>
同 七 年	九一八、二一	七一、二	三三三、三〇	五六、二	一、二三一、五一	一二七、四
同 八 年	二六五、二四	一七五、〇	二二七、七五	一	四九二、九九	一七五、〇
同 九 年	四四、〇〇	一六、〇	二一六、五四	一	二六〇、五四	一六、〇
同 十 年	二三五、〇七	二〇、〇	四一八、三四	一	六五三、四一	二〇、〇
同 十 一 年	三一〇、九一	四四、〇	四四六、四四	一	八五八、一五	四四、〇

備考 一 十一年度現金合計額百圓八十錢多キハ活動寫眞ニ依ル特別收入ヲ加算セル爲ナリ。

年別救護成績

年 度	貧困者救護		貧困者施療		行路困窮者		埋葬費施與	
	件 數	金 額	件 數	金 額	件 數	金 額	件 數	金 額
昭 和 六 年	二四〇	四五九 <small>圓</small>	一	一	五	四 <small>圓</small>	一	一 <small>圓</small>
同 七 年	一六〇	三三七	一	一	四	六	三	一
同 八 年	二一九	四七二	一	一	七〇	七	三	一四
同 九 年	一七五	二五〇	一	一	二九	五	二	一〇
同 十 年	二〇八	四〇二	一	一〇 <small>圓</small>	一八	二	四	二〇
同 十 一 年	一四八	三八四	一	一	一五	二	八	四〇

備考 一 方面救護ハ窮貧救助、貧民救護規程ニ該當セザルモノヲ救護セリ。

第五節 福利事業

福利事業は授産、住宅供給、宿泊保護、公設市場の四種に分れて、公設市場は大正八年設置し二箇所を有したが昭和十一年三月限り廢止し、概要は第十三章第八節市場の項に一般市場と共に記したるを以

つて省略し、投産事業は市の經營にかゝるものなく昭和二年米子副業斡旋所が設立され、匿名組合組織として篤志家の出資を求め、中産階級以下の經濟的進出に對する一部門を分擔し、市から年々補助金を交付して助成に努めつゝある處で、第三章第三節の末葉を参照せられたい。

住宅供給

歐洲大戰に伴ふ我が經濟界の活況は、未曾有の物價騰貴を招來し國民生活に一大脅威を與へ、就中本市の如き新興の意氣に旺る土地に於いては、一層其の感を深くし物價指數の如きも敢て京阪地方に譲らざる高騰を示し、生活難の聲は巷間に滿ち殊に住宅の拂底に依る家賃の暴騰は停止する處を知らぬ有様となり、之れが緩和をはかる爲め對策攻究中恰も善し、住宅組合法の發布を見、本市では直ちに其の手續を了して大正十一年三月、米子住宅組合を組織し次いで十二年五月産業組合法に依る米子利用組合、十四年四月米子厚生住宅組合を設立し、半公半民的の意圖を以つて事務所の如きも市役所内に置き事業の達成を促し、現在の富士見町錦町の如き之れにより初めて生まれた町で、組合人員二百七十六名、建築家屋二百八十一戸（組合員數と建築戸數に差のあるは脱會者を生じたるによる）總額五十萬九千圓に上り昭和八年十二月全建築を完了した。

宿泊保護

貧困行旅者、無錢旅行者等一般宿舍に投宿すること能はざる人々を宿泊せしめる爲めの施設として、富士見町二丁目山陰日新會無料宿泊所がある、昭和七年鳥取島根兩縣下に居住する鮮人に依り日鮮融和と相互救濟を目的として山陰日新會が組織せられ、其の經營にかゝるもので同年十二月二十六日建築に着手し、總工費一千五百圓を以つて八年五月十三日竣工せしめ、市は之れに對して百圓を補助し十二月一日から事業を開始し、失業者には就職についての斡旋をなす等扶助に努めて居るが、資金の乏しい爲め經營は困難で市は爾後年々補助金を交付して助成をはかつて居る。

保護成績

年 度	宿泊人員	無料給食	實費給食	給食者合計
昭和八年	六九八人	一、〇七七人	二〇七人	一、九八二人
同 九 年	一、七七四	八一六	二、三七五	四、九六五人
同 十 年	二、〇九二	八一一	二、九〇一	五、八〇四
同 十 一 年	一、五九四	二八二	一、三一〇	一、五九二

備考 人員ハ延人員ナリ

第六節 地方改善

本市では地方改善の爲め大正五年から幸町青年會を中心として風紀改善、町内の清潔、納稅組合の設置、就學督勵、疾病の治癒豫防等をはからしめ、婦女子の向上と修養に資する爲めには大正十二年から昭和四年迄、毎年一月から三月に互り同町會館に裁縫及作法の講習會を開催し、其の後暫らく中止して昭和十年又再開して多大の効果を收め、又昭和七年から九年にかけては地方改善應急施設事業による二千三百圓の補助をうけ、市の道路改修費と合せ府縣道米子皆生線に連絡する幸町西線延長百七十七米、幅員五米四五の道路新設及延長二百四十二米七の側溝改修を行ひ榮町に對しても市道米子、東福原線から分岐し榮區に至る榮町線延長二百二十米七三の道路擴張を施行して車馬の通行に便し部落改善に努めて居る。

融和事業

大正十二年十一月縣に於いて一心會々則を制定し、同胞融和に乗り出し本市に其の支部を置き、米子警察署管内全部の統制をとることとなり、昭和七年三月十四日五箇條の御誓文發布記念日をトして全國

一齊に國民融和日と定められ、融和親善の實踐に一層拍車をかけられ、本市では爾來毎年この日を期し各方面の有志を網羅し、融和懇談會を開催し少數同胞の向上と親和をはかつて居る。

第七節 職業紹介

近代經濟組織が生んだ缺陷の一つは、失業者の簇出に依る社會相の惡化傾向であつて、之れが對策として始められたのが本事業である。本市は昭和二年十二月七日職業紹介所設置の許可を申請し、同月十九日認可指令に接し直ちに市會の決議を経て、建物の借入及開所設備を了し、翌三年二月一日から加茂町に於いて事務を開始し爾來求人求職の緩和調節を計り、勞資相互の利便に資し利用者漸次増加して事務所の狹隘を告ぐるに至り昭和八年九月二十三日工事に着手、建築費三千二百圓を以つて十二月四日市廳構内に木造洋風スレート葺二階建一棟(階下延六八、五九二平方米、階上延三九、六六九平方米)を落成移轉し開所以來の事業成績は左の如くである。

年別取扱成績

年次	求人		計	求職者		計	就職者		計
	男	女		男	女		男	女	
昭和三年	六八二	五八四	一、二六六	七四二	三九六	一、一四〇	二六六	二九七	五六三
同四年	八六二	八八三	一、七四五	五五三	四七三	一、〇二六	二二〇	三六〇	五八〇
同五年	九五三	一、〇三八	一、九九〇	七五三	七九四	一、五四七	三二六	五一四	八三〇
同六年	九六六	一、二五八	二、二八四	八八五	八七四	一、七五九	二六九	五六五	八三四
同七年	九〇〇	一、二六六	二、一六六	一、〇〇四	一、〇五〇	二、〇五四	三三〇	六一八	九六八
同八年	一、二六八	一、三〇三	二、五七一	九七八	八九八	一、八七六	四三八	五七三	一、〇五六
同九年	一、二七八	一、二九四	二、五七二	七七〇	七五一	一、五二一	四六一	五六二	一、〇八三
同十年	一、一七六	一、三四三	二、五一九	七〇九	六三八	一、三四七	四二五	四六八	八九三
同十一年	一、三七八	一、二六八	二、六四六	九五八	六二〇	一、五七八	五二八	四四八	九七六

第十一章 兵事、戸籍

第一節 兵事

本市に於ける壯丁受検者は人口の膨脹に伴ひ逐年増加し其の検査成績は、全国的に最近體格低下を憂慮せられつゝある折柄にも拘らず昭和十年以降漸次向上し、九年の甲種合格者百分比二四%六七に過なかつたものが、十一年は三〇%〇八に五%四一の向上を示し洵に慶賀すべき傾向にあり、入退營者に對しては昭和四年以來従前の贖儀金及慰勞金を廢し軍帽及軍服各一組づゝを贈與し、送別會と同時に入營報告祭を執行することとした。

壯丁検査成績

年次	壯丁人員		甲	一乙	二乙	丙	丁	甲種合格百分比
	受検人員	延期人員						
昭和二年	二一〇	一七	七七	三九	四二	四四	八	三六、六六
同三年	一七八	三三	五〇	二五	三四	四九	二〇	二八、〇八

年次	壯丁人員		甲	一乙	二乙	丙	丁	甲種合格百分比
	受檢人員	延期人員						
昭和四年	一八二	五八	六〇	二七	三三	四八	一四	三三、〇〇
同五年	二〇二	六七	五八	三一	四二	四七	二四	二八、七一
同六年	一九二	八〇	六五	二八	四三	五〇	六	三三、八五
同七年	二一一	八二	六〇	三三	四三	六七	八	二五、五四
同八年	二二二	八〇	七三	三〇	五二	五〇	一五	三二、八八
同九年	二二七	七三	五六	三二	五六	七二	九	二四、六七
同十年	二三三	六五	六九	二六	七六	五五	七	二九、六一
同十一年	二四六	七六	七四	三一	六三	六四	一四	三〇、〇八

第二節 事變

最近十年間に於いて起つた對外事變は濟南及滿洲、上海事變等で、濟南事變には第十師團の大部が北支に駐屯し郷土出身兵は當初から此の事變に参加し後濟南、青島の守備に任じ本市出身兵の参加人員は

二十三名で昭和二年七月十三日出先聯隊長宛慰問電報を發し、同月三十日には慰問品を贈つて其の勞を犒つたが、昭和六年の滿洲事變には十二月十七日第十師團が出勤し滿蒙北支各地に轉戰殊勳をたて、殊に昭和九年三月十日桂木斯附近土龍山の戰鬪には松江歩兵第六十三聯隊長飯塚少將の戰死あり、同年五月十六、七の兩日に互り師團の大部は第四師團と交替凱旋したが、事變参加の本市出身兵は百五十九名で内負傷八名、戰死病死各一名、外に滿洲靖安軍少校として戰死せるもの一名及滿洲國警士として戰死一名あり、戰病死者は市民葬又は郷軍人會葬を以つて英靈を弔ひ西伯郡内の葬儀には常に市長代理を列席せしめ、昭和七年の上海事變にも本市出身で参加せるもの數名ありしが孰れも無事凱旋した。

後援 昭和六年十一月陸軍省恤兵部へ慰問袋五千百八十一袋、見積價格四千六十七圓七十錢現金三百三十六圓一錢を送り、又事變中市内出征軍人家族の慰問金品を募集し總計一千四十圓十錢に達し師團管下の兵器献納には六千九百二十圓七十錢を献納、松江管内六萬六千五百一圓三十五錢師管總額は二十七萬六千二百五十八圓二十錢に上り愛國第十七、八號飛行機、師管衛戍地無線電信装置及海軍機へ一萬圓を献納し尙出勤軍人家族に對しては優待の意味を以つて家計の狀況に應じ、特別戸數割の全免又は半減を行ひ慰問金五圓乃至四十圓を各戸に贈與し貧困家族には軍事救護法の外帝國軍人後援會の扶助を受け

しめ相當家計の援助に努めた。

軍事普及状況 滿洲事變勃發の三日前昭和六年九月十五日啓成校に於て第十師管聯合支部長、長島少將を聘し急迫せる東亞の時局について軍事講演會を開催、聽衆場外に溢れて嘗つて見ざる盛況を呈し爾來名士或は戰傷歸還者の講演、新聞社の實戰映畫會等事變中は大概一箇月二回位の割合を以つて開催し又部隊の出動に當つては酒肴を贈り、部隊傷病兵遺骨の米子驛通過に際しては各種團體、學校代表等驛頭に送迎し非常な混雜を來しプラットホーム入場者は驛長と交渉し、一定の制限を設けて整理し昭和七年一月三十日には閑院宮殿下參謀總長に御就任の感謝大會を催した。

次いで同年九月十八日の事變一週年記念日には公設運動場に於て米子、西伯、日野、能義の一市三郡在郷軍人大會を舉行し參加會員六千名で宣言、決議を行ひ又同日勝田神社では市民大會が開かれ、翌八年の事變二週年記念日には米子市國防義會主催の國防大會を同神社々頭に於て舉行、關東軍司令官、第十師團長、歩兵第六十三聯隊長宛に感謝激勵電報を發し九年の同日には前後一週間に亘り市、聯合分會、學校、國防婦人會、商工會議所の共催で記念週間を催し、公設運動場では帝國在郷軍人後援會總務部長中島虎吉中將を聘し時局大講演會を開き、又同年一月十六日には郷軍松江支部大會を電氣館及同廣場前

に開催し松岡洋右、建川留守師團長の講演査閲をうけ、國際聯盟に對する在郷軍人の宣言決議をなす等、事變三週年を迎へ自覺しき活動を見せ爾來毎歲記念日をトして郷軍、國防婦人會等の共催で大會を開き國防精神の普及徹底に努めると共に市民の意氣を示して居るが、滿洲國內の治安は未だ充分なりと謂難く尙内地師團の駐割を要し蘇聯國境及蒙古接壤地帯に紛糾絶ゆる暇なく、北支又自治政を布かんとして常に安定せず東亞の時局風雲を孕んで何時國際危機の爆發を見るやもはかり難く、非常時に備へるため防空演習は昭和八年以來十年を除き、毎年事變記念日其他を利用して舉行訓練に努めて居る。

第三節 叙勳行賞

昭和六年乃至九年事變の關係者として本市に於いて叙勳又は行賞せられた者は、功七級・四名、旭六・二名、旭七・一名、旭八・八十二名、瑞八・四十名、賜金・十九名、銀盃・一、木盃・一、從軍記章・二名に達した。

第四節 團 體

国防義會 昭和七年夏以來時局の重大性に鑑み各地に国防研究會が組織せられ、米子市に於ても最初聯合分會の斡旋に依り米子市国防研究會なるものをつくつたが、未だ會としての活動を見るに至らなかつたので同八年九月十五日各官公衙、學校長、各種團體長を市役所に會合協議の結果斯會を鳥取縣國防義會米子支部と改稱し、事務所を市役所に置いて連繫をとり統制活動を開始することとなり、會長に西尾市長を推し同月十八日の滿洲事變勃發記念日に勝田神社に於て國防大會を開催し、時局に對する宣言決議を行ひ權益擁護の爲め國防の第一線に立つ皇軍に感謝激勵の電報を發し、大會後西伯國防研究會と共に共催で帝國在郷軍人會本部理事、淺田良逸中將の時局講演會を開催し國防思想の普及に努めて居る。

国防婦人會 米子市聯合分會は昭和八年九月十八日組織され、松江支部の管下に屬したが同十一年十月大日本國防婦人會、第十師管本部が結成され松江支部は松江地方本部と改稱され同時に米子市聯合分會を米子支部と改め銃後の後援について活動しつゝある。

防護團 航空機の發達に伴ひ防空の必要を痛感し、昭和八年以來毎年一回演習を施行し十年秋期より松江聯隊區司令部の指導をうけ、十一年三月一日就將校々庭に於て永久計畫に基く防護團を編成、結成式を舉行し團長に西尾市長を推し基礎的訓練を行ひ、第十師管の防空演習に對しては九月七日から三日間各分團の豫行演習、十日には全市の燈火管制豫行をなし十五日縣下の豫行燈火管制に試練を経て十九日からの師管防空演習に参加し、二十日には賀陽宮殿下の台臨を仰ぎ後藤工場分團、啓成分團の防毒救護、米子郵便局並就將分會及公設消防、自警消防合同の模擬火災消防救護演習の御視察を賜つた。

在郷軍人會 本市に於ける在郷軍人會は明治三十七年二月、露國と戰端開始され在郷軍人の出征相つぎ軍國氣分高調した同年五月組織を見たもので、四十三年十一月三日帝國在郷軍人會米子町分會として改組し、西伯郡聯合分會の統制下に入り大正十四年一月分離して米子町聯合分會をつくり、學校區を單位とする明道、義方、啓成、就將の四分會を創立、昭和二年四月一日市制實施に依り米子市聯合分會と改稱し、其の後附近村落の合併から住吉、車尾の二分會を増加し現在六分會あり、昭和御大典記念事業として陰田町に經費七百圓を以つて射距離三百米及二百米の小銃射撃場を建設し、同會の射撃に使用する傍ら鳥取縣西部の射撃場として年々中等學校の射撃會等に供用せられて居る。

愛國婦人會 明治三十四年十月西伯郡幹事部會を設置され、昭和二年九月分離して米子市幹事部會を設置され同八年三月機構改組に伴ひ名稱を米子市分會と改め現在會員數五百九十名である。

赤十字社 明治二十八年五月米子町分區委員を置かれ、昭和二年九月米子市委員部を設けられ現在社員九百十五名である。

第五節 人口動態

本市最近十箇年間に於ける人口動態を見るに出生から死亡を差引いた毎年の自然増加は、最低二百人から多い年は三百人以上に達し、殊に昭和七年以降肺炎流行の爲め死亡率を高めた昭和十年を除けば漸次其の趨向が顯著となり、車尾合併の十一年の如き三百二十三人に達し各年の動態は左の如くである。

動態

年次	婚姻	離婚	出生計		死亡計		自然増加計		
			男	女	男	女	男	女	
昭和二年	二七八	四四	四三二	三八四	二七九	三〇四	三三	一九	五一
同三年	三〇六	四四	四一五	四〇一	三〇〇	二五四	三八	二二	六一
同四年	三〇三	四六	四二〇	四五五	三三三	二五二	三〇	一三	四三
同五年	三〇九	三七	四三二	三八四	三〇二	二九五	三七	二二	五九

年次	婚姻	離婚	出生計		死亡計		自然増加計		
			男	女	男	女	男	女	
同六年	三二八	四三	四六一	四二二	三三六	三〇八	二八	二六	五四
同七年	三四六	六三	四七二	四五〇	三二二	二七七	三九	二四	六三
同八年	三五四	四七	四七二	四〇五	二七二	二六一	二二	二二	四四
同九年	三三三	五二	四二四	四一七	三四四	三〇一	三三	二二	四三
同十年	三九二	四九	四四一	三七五	三二七	二八三	二六	三三	五八
同十一年	四二二	四四	四八四	四七八	三四	三二五	三二	二二	五四

第十二章 社 寺

第一節 神 社

本市に於ける神社数は昭和十一年度現在で郷社一、村社七、無格社十合計十八社、神職數社司一、社掌七、雇員一計九名で大正十四年迄は郷社村社各一、無格社六計八社で十社を増加してゐる。

これは大正十五年九月成實村北部四部落を米子町に併合の結果村社四、無格社一を増加し更らに昭和十年九月住吉村を合併無格社一、昭和十一年七月車尾村を合併村社二無格社二を増加したもので神社數に比し神職數の少きは社務比較的多忙ならざる神社はこれを兼務せるためで、内務省では昭和九年七月市町村制施行細則中の改正を行ひ、地方公共團體をして敬神崇祖の實を示し神社維持經營の基礎を鞏固ならしめ、以て國家の宗祀たる所以を明徴すると共に益々國民精神を振作更張せしむるため神社に對する公費供進の制を定めたが、本市は夙に此の點に着眼し神社基本財産造成のため大正七年以降公費を供進専ら神社の維持と神徳の顯揚を圖りつゝあり、公費供進制の確立せらるゝに當り更に從來の基本財産供進金に併せ神社經費に對しても新に供進金を奉納し、昭和十一年度に於ける供進金は基本財産九百五十圓、經費供進金九十圓で神社の名稱及所在地は次の如くである。

名 稱、所 在 地 (括弧内は十一年度末現在各社基本財産額を示す)

郷社 勝田神社 博勞町二丁目(米子市(加茂町を除く))福米村の氏神にして祭神は、正哉吾勝々速日、天之忍穗耳命外二神、境内廣く老松繁茂し勝田山を背景として莊嚴を極め、例祭は四月十五日花祭と稱し全市各戸に軒檐櫻花を飾り神輿渡御あり、近郷より賽客謂集し亦前夜宵祭の參拜者多く歳次雜踏を加へつゝあり。(八、三〇六圓)

村社 賀茂神社 加茂町にあり加茂區内の氏神で米子最古の神社である、別雷神を祭神とし品陀和氣命を合祀す境内老樹繁茂し莊嚴にして例祭は七月十九日宵祭には全市民及近郷より參拜多數あり。(六、八八一圓)

同 日御碕神社 陰田の氏神にして天照大神外十一柱を祀る。(一、三九九圓)

同 坂本神社 長田の氏神、素盞鳴尊、譽田別命外八柱の神を祀る。(一、一五九圓)

同 廣田神社 西大谷の氏神、天照大御神、蛭子神、事代主神を祀る。(一、九六五圓)

同 目久美神社 美吉の氏神、素盞鳴尊に道眞公を合祀す。(一、六六六圓)

同 貴布禰神社 車尾にあり閻魔神、高靈神、船玉神を祭神とし譽田別命外五柱を合祀す。(一〇四圓)

同 新宮神社 祭神伊弉那岐、伊弉那美尊を祭神とし外五神を合祀し觀音寺にあり。

無格社 鴨御祖神社 立町四丁目糺山にあり加茂、上後藤、旗ヶ崎、阿倍の氏神、玉依媛命、建津牟見命を祭神とし

- 同 深浦神社 祇園町二丁目におり祭神は素盞鳴命、伊弉册尊、迦具土神 夏祭りとして賑ふ。(二五八圓)
- 同 稻荷神社 天神町一丁目におり倉稻魂命、菅原公、事代主命、素盞鳴尊を祭神とす。(七四八圓)
- 同 宇氣河口神社 内町におり豊受姫命を祭神とし合殿河口神社は天照大神を祀る。(二六七圓)
- 同 旗ヶ崎神社 灘町二丁目におり、素盞鳴命、大穴牟遲神、少名毘古那神を祭神とす。(一、二九九圓)
- 同 萬能神社 萬能町におり素盞鳴命、天照大御神を祭神とし倉稻魂命を合祀す。(三三二圓)
- 同 犬田神社 陰田町、大己貴命を祭神とし合殿に國常立尊、天忍穗耳尊を祀る。(二二一圓)
- 同 住吉神社 上後藤におり素盞鳴命、住吉大神を祀る。
- 同 中嶋神社 中島におり素盞鳴命を祀る。
- 同 倉敷神社 車尾におり船上神、三寶荒神、八大荒神、金比羅大權現を祭神とし外五神を合祀す。

第二節 寺院

寺院は曹洞宗最も多く八、日蓮宗之につき五、淨土宗三、眞宗大谷派二、眞言宗二、黄檗宗一計二十一で住職數同、昭和元年以降の増減を見るに十一年車尾村の合併により曹洞宗一寺を増加し他は變りない。

名稱、所在地

常住山感應寺(日蓮宗) 祇園町一丁目におり、日本三感應寺の一で米子城主伯耆守中村一忠の菩提所、本堂は伯耆守及殉死せる垂井、服部兩扨從の木像を安置す。

覺應山本教寺(同) 岩倉町におり、吉川元春の臣古引長門守吉種が米子飯山城砦に居りしとき、母の爲め一寺を城内に建立し後現地に移す、吉種の母及吉種夫妻の位牌を祀る。

本榮山妙善寺(同) 寺町におり。

普平山妙興寺(同) 寺町におりて横田内膳村詮の墓あり。

久遠山實成寺(同) 寺町におり。

大龍山總泉寺(曹洞宗) 愛宕町におり因伯領主池田光政の家老米子城代池田出羽由之の位牌、並に其の息女及弟元嗣の墓あり以前は伯耆西三郡の僧録所を勤めた巨利である。

月照山桂住寺(同) 愛宕町におり。

要津山法城寺(同) 勝田町におり境内に連理根上りの松あるを以て名高し。

正覺山福嚴院(同) 寺町におり往時日野町に在りしを延寶二年移轉す。

久坂山瑞仙寺(同) 寺町におり。

萬壽山安國寺(同) 寺町、延元四年諸國に安國寺を創立したる時元會見郡大寺村に建立せる大伽藍であつたが、永

祿年中兵燹に罹り退轉し米子に徙る境内に畫家船越寛一の墓あり。

寛龍山法藏寺（同）寺町にあり。

車尾山梅翁寺（同）車尾にあり。

寶壽山光西寺（淨土宗）博勞町一丁目。

珠慶山涼善寺（同）岩倉町にあり中村伯耆守の母珠慶夫人の開基といふ。

見龍山心光寺（同）寺町にあり境内に毛利元就の臣末次因幡守景勝の墓あり。

海龍山吉祥院（眞言宗）灘町二丁目にあり本尊觀音は内海の漁網にかゝつて出現したといふ、古彫の小像で安置の

大本尊佛の胸中に藏されてあるといふ、帝釋天青面金剛庚申尊、藥師如來尊、役小角行者菩薩、弘法大師尊を

共に國寶指定出願中である。

密嚴山明王院（同）祇園町一丁目、同寺安置の不動明王像は弘法大師の作と傳へ國寶指定方出願中。

專修山西念寺（眞宗大谷派）法勝寺町。

專念山萬福寺（同）寺町にあり。

祥光山了春寺（黄檗宗）博勞町二丁目にあり因伯領主池田氏の家老、米子城主荒尾家の菩提所で境内に勤王の志士

村河與一右衛門直方の墓あり。

第三節 教會所、說教所

昭和十一年末現在に於ける教會及說教所は二十三で神道十四、佛道五、基督教四に分類され更らにその分布を示せば神道教會所は天理教が最も多く十、金光教、黒住教、大社教、神習教各一で金光教米子教會所は明治三十三年五月設立せられ、爾來濟生護國の要道を宣布し専ら信徒の増加と教念の發展に努め、昭和四年九月工を起し教徒の寄進奉仕に依り同七年五月現在の加茂町二丁目に宏壯なる教會所を新築落成を見て移轉す、敷地總面積五百五十坪、本殿建築七十六坪、附屬舎五棟、總工費三萬五千圓を要し地方稀に見るものである、次に佛道教會所の分布狀況は日蓮宗系二、天臺宗系一、眞宗本願寺派系一眞言宗系一合計五、聖督教は舊教系一、新教系三計四で昭和元年以降の異動は車尾合併等に依り神道一を増加して居る。

第四節 類似宗教

大本教 大正七年七月二日綾部の皇道大本淺野和三郎が松江へ講演に來た歸途を米子に迎へ商工會館で講演を聴き、之が動機となつて將校團を中心とする研究會が生まれ同年十二月二十四日東町に本部公

認の公會所が設けられ信者を増加したが、大正十一年の事件で皇道の二字を削られ大日本修齊會米子會合所と改め間もなく糶町一丁目藤田武壽方に移轉分所から支部に昇格し青年團等を組織して活動した、其の後信仰勢力は政治團體たる昭和神聖會をつくつて大本教の復興機運を醸成しつゝあつたが昭和十一年の再檢舉で六月自發的解散を命ぜられた。

ひとのみち 昭和十一年七月十二日扶桑教ひとのみち教團米子支部の設置許可を申請、富士見町二丁目敷地百九十三坪を相し四十五坪餘の本殿を建築し水川甚一を擔任教師とし信徒四百十八名、智識階級の入信者が多く注目せられて居たが昭和十二年四月二十八日、公安風教を害するものとして結社禁止處分を命ぜられ解散した。

第十三章 勸業

第一節 概況

現代の文化が都市によつて表徴される一面、其の文化は又産業の盛衰によつて基礎づけられるもので新興都市としての本市は舊套を脱して今や消費都市から生産都市への轉換を目指して工場の誘致、各種産業の奨勵助長に努力して居るが、我が米子市に於ける商工業の歴史を見ると藩政時代は荒尾氏自身手政治の保護政策により、農村には原則として商工業を許さず町に於いても地區別に商業の種別を定めて統制し、獨占的保護をうけ相當の繁榮を見たものである。

然るに明治維新後商工業は自由となり、文化の進展と共に益々旺盛におもむき殊に明治三十三年山陰鐵道が本市を中心として始めて工を起し、鐵道の各官署、工場が設けられ同三十八年には專賣所刻煙草工場も設置され、一面蠶絲業の發達によつて人口の増加、生産の増進に拍車をかけ購買力を増大し、歐洲大戰に伴ふ一般經濟界の好調に恵まれて順調なる發展をつゞけ、昭和三年の如き生産總額は一千萬圓を突破したが、世界的不況の影響は昭和五年の金輸出禁止となり國內金融は極度の逼迫を加へ、之れが爲め産業は萎靡沈滞に陥り生産品價格又暴落して停止する處を知らぬ有様となり、就中地方の重要物産たる生糸の慘落は大製絲工場「山十」の破綻を生み、杉本製絲の閉鎖を見るに及んで生産の著減と共に

二重の重壓を加へられ、不景氣は彌が上にも深刻の度を増し今商工省の示す物價指數と對照するに、大正十年から十二年迄三箇年の平均を百として昭和元年九三%二を示したものが六年には五九%一、七年には六四%六となり百圓のものは五十九圓から六十四圓に下り七年は其のどん底で生産總額六百萬圓臺を割るに至つた。

然して此の間伯備線の開通、山陰本線の全通等交通網の發達に伴ひ先進都市との商取引は益々盛んとなり、精巧にして優良な大量製産による低廉な商品は洪水の如くに進出し來り、農村部又産業組合の擴充によつて都市に於ける中小商工業者に打撃壓迫を加へ、本市の商工業者は重大時機に直面して舉市一致各方面打つて一丸となり、實業組合、工業組合等を設置し設備の改善、生産能率の増進、製品の向上、販路の擴張等産業の振興に全力を傾倒し、一昨年以來伯西社製絲工場、石黒造船所の設立、米子製鋼所及廣島電氣の米子變電所大擴張、其他鐵工業の勃興等景氣の回復と相俟つて革新、雄飛の機運に向ひ生産額も漸次増加して昭和十一年は八百萬圓臺を突破した、然しながら之れを先進都市と比肩する迄には更らに市民の撓みなき研鑽、工夫と多大の努力を要し最近十箇年間の生産を見ると左の如くである。

生産累年比較

年次	農産	林産	畜産	水産	工業	合計	總生産ニ對スル 生糸ノ地位
----	----	----	----	----	----	----	------------------

昭和二年	二四〇、八七九 ^四	五、三三二 ^四	八八、六五三 ^四	二五六、九三三 ^四	八、一八三、二七三 ^四	八、七七五、〇六八 ^四	〇、四二五 ^四
同三年	二二六、三二九	二、一六五	八七、三三五	二四二、九八八	九、八五一、〇八四	一〇、四〇九、七〇一	〇、四八八
同四年	二四一、〇九四	五七一	六九、一九九	二二二、九四二	八、六八二、〇一九	九、二二五、八二四	〇、四一五
同五年	一五七、四四八	二二六	七八、〇〇二	二二一、一六九	六、五七四、七三八	七、〇二一、六六三	〇、三三五
同六年	一二五、七六六	二七二	七八、六二二	二二七、三六六	六、〇一三、三一九	六、四三三、三六六	〇、三二八
同七年	一七九、九四四	五七五	八八、二五〇	二四五、八〇〇	五、三九四、八六一	五、九〇九、四一〇	〇、二三四
同八年	二〇三、三三七	五〇九	九四、一六三	二四四、三一九	五、九九二、七九三	六、五三三、一一一	〇、二八五
同九年	一八一、八〇七	四〇七	八二、五五二	二九七、九〇八	五、七三二、五二三	六、二八五、一八七	〇、二三五
同十年	三二七、七一一	一、九九一	九九、三三八	二八九、七二五	五、八八四、九〇五	六、六〇三、六六〇	〇、二一一
同十一年	六六九、〇一九	四、一七二	一〇九、一六二	二九二、八七二	六、九九五、六六八	八、〇七〇、九八二	〇、二四〇

第二節 産業施設

本市は産業の擴充進展を期し豫て各般に渉る諸施設の充實と之れが指導獎勵に努め、中小商工業及自作農創設に對する融資、各種講習、講演會の開催、工藝指導、工場誘致、博覽會の參加、商品陳列所の經營、副業に關する指導並に施設、特産物の造成、水産養殖、蔬菜園藝の普及、耕地其の他の時局匡救

並に災害復舊工事の施行、農蠶業の指導獎勵、度量衡取締等々殆んど枚擧に遑なく市農會、水産會、商工會議所、養蠶實行組合、工藝協會等に對しては毎年度補助金を交付し之れが助成を行ひ、又博覽會の出品、共進會の參加、各種講習、講話會の開催、副業斡旋所、竹林組合、發明協會、赤貝養殖其他名産品の改善等に就いては各々獎勵金を交付し、常に各種産業團體との聯絡協調を密にし商業の發達を圖りつゝあり、最近十箇年間に於ける助成の跡を見ると次の如くである。

昭和二年

桐蔭材利用、麻裏草履、蒲鉾、製菓講習、米子生産物品評會、第一回鳥取縣案山子共進會、蔬菜即賣品評會、副業品即賣市開設、米子副業斡旋所事業、裏日本航路の助成、博覽會參加一回

昭和三年

改良家具製作、麻裏草履講習、竹林造成講習、米子木炭商組合設立、米子水産會設立、裏日本航路の助成、博覽會及共進會參加十回

昭和四年

漆講習、米子特産赤燕千枚漬、錦海名産青藻羊羹試験、米子市養蠶組合技術員設置、全國土産品展覽會開催、米子蠶業展覽會開催、梅林の造成、副業斡旋所事業、裏日本航路の助成、鳥取縣創作工藝品展覽會の開催、博覽會共進會參加六回

昭和五年

米子市特産赤燕千枚漬、錦海名産青藻羊羹試験、市農會技術員設置、米子建具指物組合設立、孟宗竹縣指導竹林設置、縣主催第四回中國四國副業品共進會開設、メートル法實施促進宣傳、メートル法實行に關する講演會、米子菓子商のメートル取引實行、米子水産會、副業斡旋、裏日本航路の助成、米子市工藝協會展示會及即賣會、納涼展覽會即賣會の開催、博覽會共進會參加九回

昭和六年

商店經營、製菓、木工塗裝講習、米子名産赤燕千枚漬發賣、紫海苔養殖試験、竹林組合設立、水産製造品試食品評會、農會夜市開設、米川堤觀櫻施設、大山國立公園協會發會式、縣山林會第十六回總會開催、鹽小賣業者メートル取引實行、市養蠶組合事業、副業斡旋、裏日本航路、メートル法實行促進宣傳の助成、博覽會及共進會參加十回

昭和七年

木工指導講演會、紫海苔養殖試験、縣養蜂組合米子支部設立、米子養蠶實行組合並西伯郡米子市養蠶業組合設立、蔬菜不時栽培、暫文拂大賣出、第二回鳥取・島根兩縣聯合種馬共進會開設、米子發明協會の指導、竹林組合事業、副業斡旋、農會夜市、觀櫻施設、裏日本航路の助成、國防と滿蒙大展覽會の開催、博覽會及共進會參加十三回

昭和八年

紫海苔養殖、牡蠣養殖試験、滿鮮出荷斡旋所開設、縣工藝品試作展示會、米子産馬振興會事業、竹林組合、副業旋